

安全センター情報2018年10月号 通巻第464号
2017年9月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2018 10

安全センター情報

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 2018年院内集会・省庁交渉
中皮腫100人集会 省庁交渉だヨ! 全員集合
2018年6月1日(金) 衆議院第一議員会館 大会議室



特集● 中皮腫キャラバン隊・100人集会

写真：中皮腫100人集会／省庁交渉だヨ！全員集合

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

(付)聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

中皮腫と診断されるということは、ある日突然「死刑宣告」されたようなものだ。最近診断された患者さんから聞く話では、余命「8ヶ月」とか「2年」と告げられたそうだ。全く自覚症状のない人でも同様の余命宣告をされる。

インターネットや医学書を見ても、平均余命12ヶ月、3年生存率20%、5年生存率7%のような数字が並ぶ。これらの統計数字は、様々な機関で独自に集計されているため多少の誤差はあるとはいえ、中皮腫について調べその治療方法を探している患者や家族の気持ちを萎えさせる。

中皮腫患者は、それでも生きる道はないかと手術方法や抗がん剤治療、治験などの治療方法やその期待される効果、体調の変化などを調べる。しかし、なかなか希望の持てる情報を得ることができない。

インターネットや医学書にでてくる中皮腫患者の情報は医療・研究機関、製薬会社などによる抗がん剤や手術の統計、研究によるものが多い。彼らの主な関心は手術や抗がん剤の効果であり、対象となる患者は三大医療(外科手術・抗がん剤治療・放射線

治療)や治験を受け、予後は詳細にデータ管理され、その情報が統計、研究論文に利用されている。しかし、ごく一般的な病院で普通の治療を受けている比較的体調のいい患者は表に出ることが少ない。

本書に登場する中皮腫患者は、本人たちの認識では研究論文などに掲載されたことはない。画期的な治療もせず、それなりに体調を保っているため、医療者の関心の対象にならないのだと思う。私自身18年生存しているし、無治療で13年生存している患者、手術と抗がん剤治療を経て長期生存している患者もいる。これら患者は、初めからこんなに生存するとは思っていなかった。中皮腫と診断されて治療法の選択肢もほとんどなく紆余曲折しながら、八方塞がりの状態になった。そして絶望ともいえる静寂の中で「もはやこれまで」と現状を受け入れ腹をくくり、そして立ち上がり、周りの人たちの助けを借りながら今日まで生活してきた。私を含めこれらの患者の体験談から、中皮腫患者であってもごく普通の日常生活を送ることができることを知っていただきたい。そして、これら患者たちの体験談から中皮腫と向き合うためのヒントを得ていただければ幸いである。

本書は二部構成となっている。パート1は私自身の闘病記、パート2は私を含めた患者仲間が同じ中皮腫患者にインタビュー調査した、その聞き書きの記録である。

栗田英司

1966年静岡県生まれ。33歳の時腹膜中皮腫と診断され余命1年宣告を受ける。

4回目の手術後、抗がん剤治療をせず、自然治癒力にゆだねる。

免疫力アップをめざして雪の槍ヶ岳に登る(2016年5月5日49歳の時)。

2017年9月から「中皮腫サポートキャラバン隊」を右田孝雄氏と結成し、中皮腫患者のピアサポート、アスベスト問題を広く社会に知らせる活動を行う。

○「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員

○「日本は胃癌学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

もはやこれまで

—「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病の記録—

2018年6月1日 初版第1刷発行 定価:1500円+税 ISBN 978-4-86372-097-8

著者:栗田英司 発行者:金井一弘 発行者:株式会社 星湖舎

〒543-0002 大阪市天王寺区上汐3-6-14-303 電話 06-6777-3410/FAX 06-6772-2392

特集 / 中皮腫キャラバン隊・100人集会

中皮腫患者さんのイニシアティブ キャラバン隊から100人集会

BANKO10周年で韓国キャラバン隊も実現 2

中皮腫サポートキャラバン隊 活動報告～明るく元気にいこうぜ～

石綿全国連第30回総会報告 右田孝雄 11

ハラス社会のための被害者の声

韓国・日本・インドネシア3か国の交流・連帯 18

改正労災審査請求制度の実務的対応について 28

ITUC:暴力ハラスメント労働者代表向けメモ 31

韓国:職場いじめの実態と改善対策 37

労働関連疾患を把握する方法: 監視・警報アプローチのレビュー(3)

欧州労働安全衛生機関(EU-OSHA) 44

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

アスベスト産業が世界規模のスパイ活動 51

各地の便り/世界から

兵庫●クボタショック13年 内外の被害550人超 55

岩手・福島●ベトナム人技能実習生が除染労働 58

厚労省●外国人技能実習生労基法違反70.8% 59

大阪●ブロック工石綿肺がん不支給を自庁取消 60

厚労省●長時間労働疑われる事業場監督指導 62

韓国●スチュワーデスの白血病の労災認定など 63

中皮腫患者さんのイニシアティブ キャラバン隊から100人集会 BANKO10周年で韓国キャラバン隊も実現

石綿対策全国連絡会議（BANJAN）の今年の（第30回）総会は、6月2日に東京けんせつプラザで開催された。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会はその前日6月1日に関係省庁交渉を行った。

中皮腫キャラバン隊

BANJANは昨年結成30周年を迎え、それを記念して昨年7月15日にアジア・世界のアスベスト禁止をめざす国際会議を開催した。この場における中皮腫患者同士の出会ひもきっかけのひとつとなつて、中皮腫患者自身による中皮腫患者のピアサポート活動が、患者と家族の会の「中皮腫サポートキャラバン隊」活動として取り組まれることになった。

2017年9月から2018年5月までに全国18か所以上で講演会・交流会が開催されたほか、個別訪問や病院まわり等も通じて、100人以上の患者を励まし患者同士の絆をつくりだただけでなく、患者と家族の会にとっても会員の拡大や支部活動の活性化、新たな支部の結成等々に貢献したことは間違いない。

中皮腫患者に「希望」を与える闘病記・患者の聞き書きをまとめた『もはやこれまで』も2018年6月に出版された。キャラバン隊の中心メンバー2人が日本肺癌学会のガイドライン検討会中皮腫小委員会の委員を委嘱されたり、他のがん患者支援団体とのパイプ役になったり、また、メディアがキャラバン隊の活動を取り上げることを通じて中皮腫・アスベスト問題に対する認識を広める効果も果たしてきた。

このような活躍に注目してBANJANは今年の第30回総会の場で、キャラバン隊の右田孝雄さんに「中皮腫サポートキャラバン隊の活動報告」をしていただいた。11頁で報告の内容を紹介する。

中皮腫100人集会・省庁交渉

キャラバン隊活動にも刺激されて患者と家族の会が毎年取り組んできた関係省庁交渉も様変わりした。プロジェクトチームがつくられて、患者さんを中心に、できるだけ多くの患者さんの生の声・切実な要望を集めるとともに、できるだけ多くの患者さんに参加してもらって直接声をあげてもらい、さらに



勤務していたがどこでアスベストに曝露したかはまだ調べている最中であること、また、キャラバン隊の活動について簡単に紹介。省庁交渉で要望している事項の主な柱-①オブジーボの早期承認、②新薬・新たな治療法開発の促進、③すべての患者・家族・遺族に隙間と格差のない補償・救済、④救済給付受給者へ通院交通費の支給-を要約。最後に、「私たち患者は中皮腫と診断されたその日から絶望と孤独の中でもがき苦しみながら生活しています。患者さんによっては心を閉ざしてしまう人もいます。働くことすらできない方の中には、救済給付金だけでは生活が苦しく、貯金を切り詰めて生活されている方もいます。これでは病気で苦しみ、生活にも苦しんでしまいます。このような患者の現状といま現在ある問題を患者自身の生の声で訴えることにより、中皮腫をはじめとするすべてのアスベスト疾患患者のおかれた医療及び経済環境の改善を求めます」と締めくくった。

遺族の代表からは、まだ幼い子どもを残して中皮腫で亡くなった夫が様々な治療にトライしたことが紹介され、オブジーボの早期承認等によって治療の選択肢が広がり、治療法が改善されることは家族・遺族の願いでもあることが語られた。また、労災請求が不支給となり、不服申し立てをしているがどうなるかまだわからない、環境省所管救済給付では遺族には約20万円の葬祭料しか支給されないことに夫も心を痛めていたし、現実に生活が成り立たないと訴えられた。

建設アスベスト訴訟原告代表のあいさつ、さらに7人の中皮腫患者さんのビデオメッセージも紹介され、最後に患者と家族の会・小菅千恵子副会長から、昼食をとってから省庁交渉に力を合わせて臨みましょうという呼びかけで院内集会は終了した。

院内集会の様子は以下でご覧いただける。

<https://www.youtube.com/watch?v=2KR3pjRDy1Q>



省庁交渉は14時から約2時間半かけて、同じ衆議院第一議員会館大会議室で行われた。

省庁交渉でも、初めて参加した場合が多い患者・家族・遺族の皆さんの活躍が目立った。すべてを紹介することはとてもできないが、掲載した写真に写っている方では、栗田英司、右田孝雄(前頁下左写真)、千歳恭徳(前頁下右写真)、原修子(左写真)さんら。泉南アスベスト国賠訴訟の原告団長のひとりで、環境曝露が原因のご自身の病気は救済法でも認定されず国の責任を認められなかった岡田陽子さん(右写真)も思いの丈を訴えられている。詳しくは以下を参照していただきたい。

要望書は7頁以下に掲載。省庁交渉の様子は以下でご覧いただける。

<https://www.youtube.com/watch?v=XtMv4CicPu8>

「持ち帰って検討させていただく」という回答が多かったことはいつものごとくではあるものの、オブジーボの早期承認を明らかにさらに促進したことに加え、環境省と厚生労働省を含めた三者協議の機会設定に向けた足がかりを得られたこと、いくつかの具体的事例について本省からの対応を促したことなどが確認できるし、やはり、「できる限り多くの当事者の生の声を直接役人に聞かせる」ことがもっとも迫力をもつことを誰もが実感できたと思う。

多くの患者・家族・遺族・事務局・支援者らの力を合わせた努力なしに、元来孤立させられがちな全国各地の患者・家族・遺族を巻き込んだこのような取り組みは実現できなかっただろう。主体的に関わった参加者の皆さん自身が実感していることだと



思う。それをやりきった患者と家族の会には心から敬意を表するとともに、今回一回限りに終わらせることなく、継続・発展させていくことを期待したい。

ブログの効果を追加することもできるだろう。患者・家族の方で自らブログをやっていたり、同様の境遇にある人たちのブログを熱心にみている方もいる。キャラバン隊のメンバー自身、ブログを通じて知り合った人が多い。各地でのキャラバン隊に新たな患者・家族が参加して患者と家族の会と出会ったり、今回の院内集会・省庁交渉への参加者を広げ、要望内容をより当事者に寄り添ったものにするなどという面では、明らかに効果があった。いまま YouTubeで院内集会・省庁交渉の様子を視聴した方が、新たに加わったり、メディアに実名を出して訴える決意をしたなどという話が続いている。

石綿全国連第30回総会・行動

翌6月2日午前中の石綿全国連新宿駅西口駅前情宣活動には、患者と家族の会と建設アスベスト訴訟原告の患者・家族を中心に、200人以上が参加した。このふたつのグループがいま日本のアスベスト被害者・家族・遺族を代表しているという事実を強く感じるとともに、両者入り乱れて一緒に行動している姿を見るのは圧巻でもあった。

全建総連の新調したばかりの宣伝カーの上に、4人の女性中皮腫患者が立って人生初めての訴えをされたときには、通行中の多くの方が足を止めて聞き入っていた(次頁左写真)。

同日午後の石綿全国連第30回総会(次頁右写



真)でも「中皮腫サポートキャラバン隊活動報告～明るく元気に行こうぜ～」が行われ、大きな感銘を与えた(11頁参照)。報告の最後には、キャラバン隊活動と会の支部活動の一層緊密な連携、ピアサポート研修と中皮腫ピアサポートネットワークの構築、中皮腫サロンの開催等の展望が語られた。

6月1～2日両日の行動を通じて、患者と家族の会のチャレンジは会以外の多くの関係者にも知られ、大きく評価されるとともに、今後が注目もされている。

BANKO10周年・韓国キャラバン隊

キャラバン隊の登場は2017年7月の患者と家族の会のイギリス訪問団には間に合わなかったが、2018年7月はじめソウルでの韓国石綿追放ネットワーク(BANKO)結成10周年行動(7月2日韓国・日本・インドネシア国際会議と7月3日ロシア・カザフスタン・中国大使館前)には、インドネシアからの3人の参加者とともに、日本から、4人の中皮腫患者、6人の患者家族、その他5人が参加し、さらに、3人の中皮腫患者らはその後7月8日まで、ソウルから忠南、釜山をまわる韓国キャラバン隊を敢行した。

これについては稿をあらためて報告するが、中皮腫の患者さん自身のイニシアティブはBANKO関係者に大きな刺激を与えた。「右田さんらは多くの患者に会い希望を植え付けてくれる」という感想が伝えられている。これは、韓国だけではなくだろう。おりから10月4～6日にスペイン・バルセロナで開催される国際アスベスト被害者会議への招待が届いたことであり、日本からの参加を準備している。

大きなチャレンジ

日本では、2002年5月に石綿全国連の呼びかけで初めて、全国から中皮腫・石綿肺がんで夫を亡くした10名の遺族と石綿肺患者数名も加わって厚生労働省担当者に直接思いをぶつけたことが、翌月の坂口力厚生労働大臣(当時)の「石綿の原則禁止導入の意向表明」につながった。石綿全国連はそれから準備に2年かけた2004年2月患者と家族の会結成を応援し、同年11月の世界アスベスト東京会議は日本の患者・家族が世界の仲間と出会う最初の機会になった。2005年夏のクボタショックは、労災被害者を中心に結成された患者と家族の会が尼崎の環境被害者を支えるかたちで展開、その後現在までに全国に22の支部ができるまでになった。全国安全センターと多くの地域センターはこの間、全国・地域で患者と家族の会を支えてきた。

患者と家族の会の会員約900名のうち患者が1割にとどまり、家族・遺族が動ける当事者の主力を担わざるを得ない面があることは、中皮腫を筆頭にアスベスト関連疾患の予後がきわめて悪いことを反映したものである。しかし、いま「元気のいい患者」さんたちが自分たち自身でできることを次々と提起・実行するようになったことは、患者さんご本人のニーズに対する対応能力を大いに高めるとともに、患者・家族・遺族・支援者らが各々に、また一丸となって活動を飛躍させる画期的な機会を提供している。これを生かしていけるかどうかはすべての関係者にとって大きなチャレンジである。



2018年6月1日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
会長 小林雅行

石綿健康被害にかかわる要望書

日頃は、石綿健康被害に対しご尽力いただき、ありがとうございます。

下記のとおり要望するところ、要望の趣旨をご理解いただき、責任あるご回答をぜひよろしくお願いいたします。

また、患者と家族の会としては、行政のご努力のみならず、石綿健康被害救済法の抜本改正など立法上の、前向きな被害救済の制度も必要と考えておりますが、法改正を経ずとも最大限可能な部分については改善し、立法上の課題との整理を明確にしたいと思っております。

なお、4～12は環境省と厚生労働省の同席を、13～15は内閣官房と環境省の同席をお願いします。

厚生労働省(医療・医学面)

1 オブジーボの一日も早い承認について

- (1) 2017年12月22日、小野薬品の免疫チェックポイント阻害剤ニボルマブ(オブジーボ)のオーファンドラッグ(希少疾病用医薬品)での4月からの拡大治験の承認、ありがとうございます。

2018年1月10日に日本肺癌学会と早期承認申請を出した時受け取られた方が、「患者の喜ぶ顔を見るために」という言葉を信じております。現在審査は、どの段階まで進んでいるのか、可能な範囲でご回答ください。

- (2) 承認されたアリムタは6か月という異例の速さで承認されたと聞きました。オブジーボは、2018年何月ごろに承認されるのか、可能な範囲でご回答下さい。
- (3) 現在実施中の拡大治験について、実施医療機関や想定している被験者数を明らかにして下

さい。

- (4) 拡大治験の結果の取りまとめがどのように行われ、どのように公開されるのかを明らかにして下さい。

2 治験が進行中の情報の開示について

- (1) オブジーボが承認されたからと言って、全ての患者に効果があるわけではないことは承知しています。2018年5月現在、ゲムシタピンとビノレルピン(ナベルピン)、オフエブ(ニンテダニブ)、オブジーボ+ヤーボイ(イピリムマブ)、キイトルーダ(パンプロリズマブ: 遺伝子組換え)が治験中と思えますが、他にはないでしょうか。
- (2) 2018年5月現在、中皮腫で治験段階の抗がん剤、免疫チェックポイント阻害剤、分子標的薬等が他にあればご教示ください。

3 中皮腫の治験に関する情報開示の委員会の設置について

- (1) 中皮腫の治験情報に辿り着けないので、国民全体が分かりやすいように、中皮腫の治験に関する情報開示委員会を設置して下さい。
- (2) 中皮腫の治験に関する情報開示委員会に、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の代表2名と、会が推薦する専門家2名を入れて下さい。

環境省、厚生労働省

4 中皮腫の診断および手術・放射線等の治療の研修体制の確立について

- (1) 中皮腫の診断と、治療法の知識、緩和ケアの知識、救済給付・労災の手続き方法が、地域・病院によって質の違いが相当あると考えます。確定診断に一年以上要する例、二年間肺がんと

誤診をした例があります。

- (2) 2019年度に全国8ブロックで、医師向けの中皮腫の診断と治療の1日研修を開催して下さい。
- (3) 中皮腫の診断と治療法に関する研修を検討する委員会に、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の代表2名と、会が推薦する専門家2名を入れて下さい。

5 看護師、ソーシャルワーカーなどの医療スタッフの研修体制の確立について

看護師、ソーシャルワーカーなどの医療スタッフのなかにも、中皮腫の診断、治療、緩和ケア、救済給付・労災の手続き方法の知識に開きがあります。労災や救済給付のことを知らされずに治療を続ける患者がいるのは、医療者の知識不足のためです。

中皮腫の、診断、治療、緩和ケア、労災の認定規準、法律等に関するスタッフ研修会の開催を検討する委員会に、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の代表2名と、会が推薦する専門家2名を入れて下さい。

- 6 オーストラリアでは、アスベストが原因の中皮腫と医師から宣告されたときに、思い当たる節のない患者が悩み鬱になることもあるため、中皮腫患者向けの心理療法士を病院に配置して、中皮腫患者への心理的治療も並行しているそうです。日本にも曝露原因が分からず塞ぎ込んだり、労災申請が通らず落ち込んだりする患者は少なくないことから、アスベスト関連疾患患者のために、アスベスト関連疾患を熟知した心理療法士を呼吸器内科がある病院等に配置させて下さい。
- 7 予後が悪い中皮腫患者が、介護認定の手続き中に亡くなるケースが多いので、早期に介護認定できるようにして下さい。2010年の事務連絡「末期がん等の方への要介護認定等における留意事項について」が、現場レベルで周知されていないので徹底して下さい。
- 8 約3割の患者が労災も救済給付も受けていないので、医療機関に補償・救済制度の手続きに関して周知を徹底すること。また、患者団体等の案内などを提供し、すき間のない周知の徹底を

図り労災への案内を促進して下さい。現状の認識について明らかにして下さい。

- 9 石綿被害に対する監督署の対応が風化・劣化しているので、窓口対応を徹底すること。「労災ではなく、救済給付へ」という誤導を厳につつしむこと。一人親方や事業主の期間が長い相談者について、安易に労働者性を否定して救済給付へ誤導せず、職歴について丁寧な聞き取りを行うこと。

ばく露歴の調査において、会社や同僚の証言が無いとばく露歴を認定できないとの誤った対応が見られる。厚生労働省の調査実施要領や迅速化通達を踏まえ、社会保険記録や登記簿の記載に基づいて認定実務を行うこと。

- 10 救済制度の肺がんの判定基準については、労災保険法と同様の「ばく露要件」を導入し、判定基準を労災と同様とし、現在の給付制限状況を抜本的に改善すること。

過去の健康リスク調査等によっても、たとえば、尼崎・クボタ旧神崎工場や羽島・ニチアス工場周辺における石綿関連疾患の有所見者が多発しており、石綿の環境中への相当な飛散状況が明らかになっています。そうした地域の肺がん被害の救済は急務です。「迅速な救済」を盾に、不当な給付制限を行われないこと。

- 11 中皮腫の組織診断において、経験の少ない病院では、正確性を欠く診断が行われている事例が見受けられる。患者の依頼により、組織診断の再検査を他院で行った費用についても、労災保険を適用すること。
- 12 労災と同様の通院費支給を救済給付でも行うこと。中皮腫の通院費についてもその特殊性にもとづき、労災と同様に通院費支給を実施すること。確定診断やセカンドオピニオンを受けるための通院費も支給すること。

内閣官房、環境省

- 13 当事者である被害者団体を含む、石綿健康被害救済制度協議会を設立し、患者、被害者の切実な声を一刻も早く制度に反映する仕組みをつくること。

14 患者にまったくの落ち度はないはず。直ちに国の責任を認めて、労災並みの手厚い補償をして欲しい。救済給付の療養手当を増額すること。療養手当を大幅に増額し、現行の2倍の207,620円とすること。

療養手当と被爆者援護法の各手当との関係、生活保護法で「収入認定」しない部分について説明すること。

15 中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の大家委員の発言や当会の意見を踏まえ、原因者負担の制度に改正すること。救済給付に遺族年金を創設すること。

厚生労働省(労働基準局)

16 労災の給付基礎日額の低額問題で、「再雇用の低額」が是正された。定年後、再雇用か子会社かという偶然で、低額になったり相当額になったりするの是不合理である。若年時のばく露でも、石綿ばく露企業を離職したか、石綿ばく露企業を定年まで勤めたかによって、給付基礎日額が低額になったり相当額になったりするの是不合理です。是正方法を考案して下さい。また、国会答弁との整合性をとること(1970年4月28日衆院社会労働委員会、寺前質問に対する「現在…働いていらっしゃる賃金の3か月でやる」との答弁)。

再雇用低額問題については、遺族年金受給者や休業補償受給者についても、条件に該当する者については、同等に是正をして下さい。あるいは次善の策として、一定の遡及期間以降の是正を行うなどの、実質的な救済策を講じて、受給者間の著しい不公平をなくして下さい。

17 石綿関連肺がんにかかわる判決に沿って、認定基準を見直すこと。石綿作業10年以上かつヘルシンキ・クライテリア「職歴補足ガイドライン」(石綿小体1,000本以上など)なら本省協議することなく、認定すること。胸膜プラークなどの所見が見えないのは医学資料がない場合と同じ意味なのだから、特別遺族給付(石綿救済法の労災時効救済)のように、同僚の認定により認定すること。

本省協議の議事録を裁判ではじめて出すのではなく、原処分の際に監督署に送付すること。喉頭がんの事案では森永意見が示されており、議事録も示すこと。

石綿関連疾患の本省協議事案が処理されずに多く滞留しているの、迅速に対応すること。

18 名古屋高裁判決(2018年4月11日平成28年(行コ)第91号)に沿い、中皮腫の認定基準を改正すること。監督署で認定できるものは迅速に認定し、本省協議すべきものは本省協議すること。

19 生前に労災不支給でも、遺族補償が支給され、生前の処分が取り消されることがある。たとえば、肺がんで胸膜肥厚プラークが画像に見えないとされたが、解剖して確認された場合などである。生前に労災不支給で、死後5年以上経過し、特別遺族給付も不支給との解釈を聞いているが、その解釈の法令通達上の根拠を明らかにして下さい。

20 石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表データについて

現時点での公表は、「平成26年度以前認定分」と「平成27年度認定分」と「平成28年度認定分」の3つに分かれたままである。本来であれば「平成26年度以前認定分」と「平成27年度認定分」は速やかに統合され、「平成27年度以前認定分」としてまとめて公表されるべきところ、遅れに遅れ放置され、統合・公表されないまま現在に至っている。いつ頃統合し公表されるのかと補償課に確認したところ、「今年中には」との回答であったが、これは遅すぎます。

2018年6月末までに「平成27年度以前認定分」あるいは「平成28年度以前認定分」のデータを統合して公表して下さい。

21 石綿健康管理手帳

手帳で健診しても、健診結果について担当医からの説明がほとんどなく不親切なので、丁寧な説明をするよう委託医療機関を指導すること。

また、担当医が石綿関連疾患に精通しておらず、診断の不十分な場合が多くある。委託医療

機関の担当医の石綿関連疾患に対し、専門知識の保持をどのように担保しているのか明らかにすること。担当医に対して石綿関連疾患の専門知識に関する研修会を、定期的実施すること。

22 石綿健康被害救済法における労災時効救済事案は、現在もなくなっていない。また、昨今のアスベスト問題への社会的関心の低下状況を踏まえ、特別遺族給付金の支給対象を「平成28年3月26日までに亡くなった労働者の方」という時効救済措置の期限を撤廃する、あるいは、大幅に延長して下さい。また、救済給付の「特別遺族弔慰金等」の請求期限についても撤廃して下さい。

とくに肺がんについて、死亡診断書が保存期限を過ぎていたが、病理学教室に胸膜肥厚斑の記録が残っていて認定されたり、複数石綿労災認定されている事業所にもかかわらず、会社に遺族が問合せたら否定的に言われ、その後、当会に相談して特別遺族給付を請求したりという例があり、本制度の意義が失われていないことに留意すること。

総務省

23 震災対応の警官に発症した中皮腫に係る公務災害認定について、石綿救済法第79条の2や厚生労働省の労災認定事業場名公表に沿い、公表すること。

「公務上死亡災害の発生状況について」で、毎年事例を紹介しているが、治療中の方の事例も含め全例を紹介するようにして下さい。

24 アスベスト関連疾患の公務災害請求につき公務外決定の件数が異常に多い。

石綿関連疾患については労災認定基準に準じて公務上外を判断するとされているが、公務災害の認定割合は中皮腫42.4%、肺がん24.1%であり、労災保険の認定割合(中皮腫94.6%、肺がん86.5%)に比べて著しく低く、公平とは言えません。

さらに、決定に関わる基金本部専門医の氏名と所属は公表されなくなりました。

そこで、現状の労災保険に比べて著しく低い認定割合についてどのように評価しているのか、公務災害補償基金としての見解を明らかにすること。あわせて、あらためて基金本部専門医の氏名と所属を公表すること。

国土交通省

25 団地住宅天井の吹付アスベストによる被害発生を受け、国土交通省は「公営住宅等における吹付けアスベスト等の使用実態に係る情報提供について」(2017年6月22日)を通知した。そして、情報提供の方法として「各地方公共団体のホームページに掲載すること。また入居者又は元入居者からの問合せの窓口の設置等を併せて行う」とされた。この通知について、以下要求します。

- ① 2018年4月30日現在でホームページで公表している地方公共団体を明らかにすること。
- ② 問合せの窓口の設置等を行った地方公共団体を明らかにすること。
- ③ ホームページで公表していない地方公共団体を明らかにすること。
- ④ 公表していない地方公共団体に対しては引き続き公表を求めること。
- ⑤ その際には明確な期限を定めること。



アスベスト対策情報 No.46

2018年8月1日発行
石綿対策全国連絡会議

石綿対策全国連絡会議第30回総会議案/山場を迎えた建設アスベスト訴訟の現状と展望(鹿島裕輔)/既存石綿対策 石綿規制の抜本的改正求めて(外山尚紀)/中皮腫サポートキャラバン隊活動報告(右田孝雄)/首都圏建設アスベスト訴訟東京高裁判決(2018.3.14)/愛知淑徳学園中高教員中皮腫行政訴訟名古屋高裁判決抜粋(2018.4.11)/ほか

中皮腫サポートキャラバン隊 活動報告～明るく元気にいこうぜ～

右田孝雄

石綿対策全国連絡会議第30回総会における報告

中皮腫サポートキャラバン隊のお笑い担当をしています(笑い)。笑いはNK細胞を1.3倍にすると言われているので、私はそれをがんばってやっついこうかなと思っています。

今日は本当はリーダーの栗田さんが来る予定だったのですが、やはり彼の体調を考えたときにここに出るのはちょっとしんどいかなと思ったので。昨日精いっぱいがんばってくれたので、今日は私が代わりにしゃべろうかということが急ぎょ決まったので、何しゃべるかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

メンバーが何人来ていますが、お二人のメンバーに自己紹介だけしてもらいたと思います。(次頁左写真が右田さん)

原修子と申します(次頁右写真の右側)。私の経緯等については、昨日の基調講演のほうを拝見して下さっていると思いますので、省かせていただきます。昨日の院内集会につきましては、皆さまのご協力があったことによって有終の美を飾れたと自負しています。本当にご協力いただきありがとうございました。この御礼をもってごあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北海道

支部からまいりました、田中奏美と申します(次頁右写真の左側)。私はこう見えて悪性胸膜中皮腫の患者です。発症したのは当時18歳でした。現在は、左肺は摘出手術をしていないものの、定期的に病院に通って普通の生活を送っております。自分が患者だということでも何か少しでも患者の視点で他の方のお役に立てたらいいなと思い、中皮腫サポートキャラバン隊として活動させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

昨日来られていない方は、YouTubeのほうで「中皮腫100人集会」で検索していただけたら、院内集会も省庁交渉も見れると思いますので、皆さんよろしく願いいたします。

<https://www.youtube.com/channel/UCeVvb19xZyDIQuajlbgYPuw>

本当に昨日は皆さまありがとうございました。私たち患者は前のほうに立たせていただいて、省庁交渉はキャラバン隊にとって、この一年間全国18か所をまわって患者さんの切実な声を聴いて、それを訴えたという集大成だったと思っています。これも本当に昨日一緒に支援して下さった中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の皆さん、また、今日ここにおられる方々のご協力があったからこそだと思っています。本当にありがとうございました。



です。昨日、患者としてはほとんどみんなやり切った感が充実しまして、他の皆さんは達成感がいっぱいでしたが、私自身は今日のこれがあったので、もうほとんど燃え尽きた症候群でここに立っているので、話がぐだぐだになるかもしれませんが、そのへんはよろしく願いいたします。

冒頭、変な金髪の50歳にもなったおっさんがこの場所に立って、なにふざけてんやと、今日はじめてみて思った方もいらっしゃるかもしれません。でも私自身、真剣にふざけています(笑)。

全国あっちこっち行って、この眼鏡とこの金髪がね、すごくインパクトがあって、皆さん覚えてくれているんですね。昨日も私がエスカレーターの前に立っていたら、お会いしたところのある皆さんが手を振って迎えてくれました。本当にうれしかったです。

私自身一昨年7月に悪性胸膜中皮腫ということで診断されて非常に落ち込みました。親父と母親と三人でいま暮らしているんですけど、毎日だれが一番先に死ぬんやというような冗談を言いながら、みんな沈んでいたんですね。ところが、ちょうどその頃ヨーロッパでテロ事件があって数百人の方が亡くなりました。そのときに、亡くなった方は突然死んだんで、本当に夢なかばで死んでる方とか志なかばで死んでる、家族にお礼も言えずに死んでいると思うたときに、私は余命2年と言われてる。ああ2年あるんや、というような気持ちになって、ちょっと考え方を変えたんです。そうしたらその死ぬまでの間がんばって明るく生きようやんかということ

で、私自身ブログを書いたりしました。

そのときにつくったバケツリストー死ぬまでにやりたいこと100のうちのひとつがこの金髪やったんです。いままで郵便局とかサラリーマンをしていて—これでも郵便局に勤めていたんですけど、金髪ということはなかなかなかったんですよ。抗がん剤を打って髪の毛が薄くなってきたときに、ビートたけしとかダウタウンの松本が金髪にしているのは髪の毛が薄くなっているのをごまかすためだと聞いたんで、こう思ったんです。私も金髪にしようと思ひまして、金髪にしたわけです。

そうしたらいろいろな付加価値がいままで出てきているんですけども。まず、金髪にして2か月目に私自身人生ではじめて起こったことがあります。何かわかりますか。実は警察に職務質問されたんですよ(笑)。職務質問されて、私自身もはじめてだったんでとまどったんですけども、講演でまずこれを笑いのつかみとしてもらっているわけでした。ですからこの金髪というものは私にとって、いまもうトレードマークになっています。ですんで自信をもって真面目にふざけていると言えるです。

1. 出会い

これから中皮腫サポートキャラバン隊の活動報告ということでやっていくんですけども、そのなかで皆さん、患者自身が一人ひとりが真剣になって取り組んでいるということを理解していただけたらありがたいなと思います。

まず出会いがあるんですけど、昨年6月栗田



英司さんと出会ったんですね。ブログで知って電話しました。栗田英司さんとなかなか言いにくいので、クリちゃんと呼びます。クリちゃんとブログで出会い、わざわざ自宅に来てくれたんですね（左写真-「泉南石綿の碑の前で」、右田さんはミギちゃんと呼ばれています）。2日後、クリちゃんに誘われて去年の患者と家族の会の省庁交渉に来ました。そのとき私自身まっさらな状態で省庁交渉をみたときに、役人がみんな僕らの子供くらいの世代で若いなあと感じたんです。そして、「持ち帰らしていただく」ばかりでした。そういうときに患者としては、毎日毎日（中皮腫で）3人4人と死んでいるのに、なんで「持って帰れる」んやと。私自身そういうふうな疑問がありました。そのなかでご家族さん、ご遺族さんが来て、私たちの代わりに訴えてくれているのを見て、私も何かできへんかなと、そのとき思ったんですよ。

私自身、発症してすぐに患者と家族の会に電話したときに、悪い印象かしょうじきなかったんです。その理由は一部の人には言うてますが、それはまた別の機会に譲りたいと思いますが、そういうことがあってなかなか半年以上患者と家族の会というものから遠ざかっていました。クリちゃんと出会って初めて省庁交渉に来させていただいて、皆さんがんばっている姿を見て私も何かしたいということで、クリちゃんに誘われて入れさせていただいたわけです。

翌日には世界各国の方々がきた（石綿対策全国連結成30周年記念）国際会議にも参加し、田中さんとも出会って、9月に「長期生存者のインタビューで3人再会」（右写真）-これは、私とクリちゃんが話しているなかで、患者さんも家族も中皮腫、アスベスト疾患と言われたときに何が何かわからないですよ。いまでもいてるんですよ。中皮腫と言われて、あっ、がんとちゃうんか、よかった。いや、違うねんと。実際に中皮腫と言われてがんと違ってよかったという人がいっぱいいてるんですよ。調べていくなかで、予後が悪い、1年やとか2年やとか、治療方法をみても難しいことしか書いてないんで、私らみたいな高卒の人間がみてもわかれへんことだらけなんですよ。

全国いっしょだと思います。私自身、自分たちは死ぬんや思うなかで暗いイメージばかりだったんです。そんななかでクリちゃんと考えたのは、クリちゃんも（中皮腫診断から）18年目に突入してます。長期生存で。探せばいろんな長期生存者がいてるはずや。それをもとに本なり何なりにして、出版とかインターネットで流して、他の患者さんにこんだけ長生きしてがんばって前向きに生きている人がおるんやぞということを見せていこうということで、「長期生存者のインタビュー」ということで全国行脚をはじめたわけです。

2. 目的

特集/中皮腫キャラバン隊・100人集会

各地における講演会・交流会の参加者数 ()の数字は非会員

日付	支部名	人数	中皮腫	隊員	その他疾患
2017年9月3日	北海道支部	22人	5(3)人	2人	3人
2017年10月1日	ひょうご支部	42人	3(1)人	4人	不明
2017年10月15日	中皮腫・同志の会	20人	13(10)人	1人	0人
2017年11月11日	新潟支部	22人	4(1)人	1人	不明
2017年11月25日	福岡支部	30人	7(2)人	3人	不明
2017年11月26日	南九州支部	25人	3(1)人	3人	不明
2017年12月9日	東海支部	25人	5(1)人	1人	不明
2017年12月26日	静岡(支部なし)	10人	5(1)人	1人	不明
2018年1月21日	北陸支部	15人	0(0)人	4人	不明
2018年2月3日	広島支部	32人	3(2)人	4人	不明
2018年2月4日	山口支部	33人	6(3)人	4人	2人
2018年3月11日	関西支部	39人	5(2)人	2人	1人
2018年3月16日	東北支部	18人	1(0)人	4人	不明
2018年3月24日	関東支部(聖路加)	34人	4(3)人	4人	不明
2018年4月21日	関東支部(群馬)	50人	2(1)人	3人	2人
2018年5月12日	岡山支部	22人	4(0)人	1人	2人
2018年5月19日	長野支部	21人	3(1)人	2人	2人
2018年5月20日	山梨支部	19人	0(0)人	2人	2人
合計	479人	73(32)人	46人	-	
平均	26.6人	4.0人	2.5人	-	

そのなかで、どうせやるんやったら全国の患者さんとお会いして楽しくがんばろうやないかということを引きかけに(中皮腫サポートキャラバン隊が)はじまりました。

目的はもちろん、中皮腫患者自身が中皮腫患者のもとへ行って、自らの経験と想いを分かち合って「明るく元気に行こうぜ」「前を向いて生きていこう」ということで、中皮腫ピアサポート活動です。そして、治療や代替療法等の共有とか、交流会や公講演会を通してやっていきたいということを目的にはじまったわけなんです。

3. 活動実績

(1) 各地における講演会・交流会の実施

活動実績としては、この間全国18か所まわらせていただきました。患者さんに会ったのが73人。そのなかで患者と家族の会に入っていない患者さんが32人でした。(別表及び次頁写真も参照)

(2) 中皮腫患者100人集会、省庁交渉の提起

その間のキャラバン隊の活動指針としては、中皮腫患者100人集会、省庁交渉の提起-毎年恒例の省庁交渉に患者を招集して、患者の切実な思いを聞いてもらうということで、プロジェクトとして立ち上げ、やっと昨日実を結んだわけです。

100人言いましたけど、昨日は中皮腫患者が35人来ました。中皮腫以外のアスベスト関連疾患の患者さんが10数人来ました。足したら50人です。あと、来たくても来れなかった方。実際、申し込んでいたけど急きょ体調が悪くなって来れなくなったという人も2人、3人いてるわけです。そうした方々の切実な声をビデオレターで届けてもらった方々が10数人。また、私たちがYouTubeで生配信したということもあって、向こうで観られている方も当然参加と。こじつけはしませんが参加だと思って、100人以上の方が集合したかなと思っています。私自身は、これは成功したかなと思っています。

(3) ピアサポートネットワーク個別訪問、病院まわり活動

あと次に個別訪問ということで、交流会や患者会

に出席できない方のために、近くの元気な患者さんが個別訪問するんですね。中皮腫キャラバン隊で知り合っていくなかで元気な患者さんも何人もいました。5年、10年生存して元気な人も、社会復帰している人も何人もいました。その方々に、もし私のブログなどで会いたいとか、事務局のほうに会いたいとか、相談に乗ってほしいとかいう話があったときに、すぐに近くの患者ができるように、いています。これをピアサポートネットワークの構築と

いうことで名付けてやっています。患者がしょっちゅうしょっちゅうあちこち、私のように行っていたらたぶんもたないと思います。私ちょっとバカですんで。何とかしてるんですけど。

あと病院まわりということで、これは患者だけじゃなくて、ご家族の方にも協力してもらって、中皮腫患者の掘り起こしてのをやっています。これはチラシやリーフレットをもって行って、病院の受け付けだとかソーシャルワーカーの人とかに、もし患者さんがいたら渡してもらうようお願いしています。希少がんですけど、それでも全国2千人、3千人いてると思うんです。そのなかでも誰も話ができない、ふさぎこんだ患者さんというのは全国にいっぱいいると思うんですよ、まだ。それを私たちが掘り起こして行って、元気づけたいなと思ってこういう活動をしています。(次頁左写真)

(4) 中皮腫患者の希望の体験記「もはやこれまで」

次に中皮腫患者希望の体験記ということで「もはやこれまで」、3千部発売ということで、昨日初おひろめすることができました。前半、クリちゃんが手記を書いています。後半は、私や奏美さん、新潟の岡田さんなど、10年以上生きていらっしゃる方がいらっやいますので、そうした方々に対するインタビューを紹介しています。よかったら購入していただいて、読んでいただきたいなと思います。

(5) その他、マスコミ取材、他の団体との連携など



その他、マスコミ取材や他の団体との連携などですが、まず、オブジーボの早期承認申請につきましては、去年の12月22日に小野薬品がオーファンドラッグとして厚生労働省に認められて、日本肺癌学会と日本肺がん患者連絡会と連名で早期承認を要請しました。昨日の交渉のなかでもこれはメインで訴えたんです。

次に、日本肺癌学会のガイドライン検討委員会中皮腫小委員会の委員として、私とクリちゃんが任命されました。これはどういうことかと言うと、胸膜中皮腫の治療にあたるガイドライン、確定診断から外科・内科の治療に対して、いままでは医師が医師のためにつくったんですけども、一般の方、患者の方がみてもわかるようなガイドラインをつくりたいということです。私とクリちゃんが患者と家族の会を代表して、今度も6月11日に第2回目行くことになっています。(次頁右写真)

マスコミ取材ということで、昨日も新聞社とかテレビ局の人が来て大々的に中皮腫患者とかアスベスト疾患の問題について取り上げられたんで、これについては私自身も、効果があってよかったかなと思っています。

7月2～3日、韓国の全国石綿追放運動ネットワーク(BANKO)の結成10周年行事に参加予定しています。この記念行事に対して、韓国にもインドネシアにもあちこちたくさん中皮腫、アスベスト疾患に悩む患者さんがいます。国際交流で、私の笑いがどこまで通じるかわかりません(笑い)が、いろんな患者さんと交流を深めて、日本と世界から一日も早くアスベ



スト被害がなくなったらええと、ただそれだけで活動したいと思っています。

4. 成果と課題

(1) 成果

私たちがやってきた成果としましては、第1に、中皮腫患者70人以上と交流できたこと。実際、「元気をもらった」とか「生きる希望がでてきた」という意見をもらって、私たちが元気をもらいました。励まされました。個別にお会いした患者さんを含めるとたぶん100人以上います、私自身、100人の中皮腫患者さんと会ってきました。

第2に、約480人の出席者と交流が出たということ。患者と家族の会の活動を盛り上げ、活性化につながっていったかなと。私自身自負しています。

第3に、ブログなどのSNSの活用で大きな成果ができたということは、私個人にしても、読者が参加して情報交換等々できてますし、ここにおられる方でブログを見られた方もたくさんいて私自身もうれいんですし、ここ最近ですと1日5千アクセス以上になっている状況ですんで、私も今後あまりへたなことは書かれへんなど(笑い)思っている次第でございます。

第4に、先ほども言いましたけれど、マスコミ等に上げられることによって、アスベスト問題の社会的周知に役立ったということも成果じゃないかと思っていますし、第5に、他団体との関係強化ということも、新たに築いたり、新たなネットワークづくりと

か、あと希少がんともつながったり、日本肺癌学会とのつながりも大きかったなあと思うんです。こういう参加・連携のきっかけづくりに役立ったかなと思っています。

(2) 課題

今後の課題なんですけども、第1に、中皮腫患者の参加がまだまだ少ない。これについては患者の掘り起こしの工夫が必要なんじゃないかなと。いわゆるウエルカムじゃなくても、こちらから迎えに行くというような状態でない、やっぱり寝たきりの患者さんとか、動きたくても動けない患者さんがいますんで。そういうことを考えたいなと思っています。

第2に、中皮腫患者には活動の限界があるんですね。寿命が短い。実際に何年も生きてる人もいますけれど、中皮腫が見つかったら予後が悪い、3か月、4か月で亡くなった方もいます。私もそんな人をいっぱいみてきました。そのたびに涙流しました。やはり、患者の活動の質を維持しながら、活性化していくために知恵が必要なんです。私自身もいつ倒れるかわかりませんが、患者としてそういう宿命をもっているというのは腹をくっけています。患者と家族の会として、遺族さんやご家族の方のさらなる協力が必要かなと思っています。

第3に、中皮腫患者の知識不足。発症してからわずかなんです。私も一昨年発症して、しょうじき省庁交渉クリちゃんにまかしたらいいかなとか、事務局の人にまかしたらいいかなとかいろいろ考えましたけども、土壇場に来てクリちゃんが倒れたんで、



必死こいて勉強しました。まあ勉強したって限られています。でもそのなかでも昨日は言うべきことの7割、8割言えたかなと思っています。患者であってもはばひろい知識の習得が必要だってことに私自身も、ほかにここにおられる患者自身もみんな、これから勉強が必要だとみんな思っています。役員さん、世話人さん、事務局のピアサポート活動参加、連携も必要だと思っています。「ピアサポート研修」を早期に実施したいと思っています。

5. 今後の活動

(1) 中皮腫サポートネットワーク構築

今後の活動なのですが、第1に、先ほども言ったように病院訪問での患者の掘り起こし。第2に、問い合わせ、ブログなどを通して連絡のあった中皮腫患者を直接訪問しサポートする。第3に、活動報告の発信、交換を活発に行うということで、当然、各支部の世話人さんとか事務局と連携し、随時報告・連絡・相談し、会報、ホームページにて各支部での活動報告として発信していくことが大事だと思っていますので、やりたいなと思っています。

(2) キャラバン隊と支部活動との緊密な連携

キャラバン隊と支部活動との緊密な連携というここでは、支部の集会や定例患者会にキャラバン隊が積極的に参加したいなと思っています。また、支部のない地域での患者、家族の掘り起こし活動へのキャラバン隊の活用ということで、どこへでも行きた

いと思っていますし、共に計画して実行していきたいと思っています。

(3) 中皮腫サロン

中皮腫サロンは関西ではじめているんですけれども(写真)、患者が気軽に立ち寄って、無駄話でもいいんです。愚痴でもいいんです。そういった話のできる場の定期的な提供、そこに行けば元気な患者がいるというふうなことをやってきたいなと思っています。

(4) 中皮腫ピアサポート研修

キャラバン隊のメンバー等の個々のレベルアップを図るために、ピアサポート研修の実施もしたいと思っています。昨日で燃え尽きているんで(笑い)、ちょっと一休みしてやりたいと思っています。

(5) SNSの積極的な利用

SNSの積極的な利用ということで、ブログの推進をするだとか、意識の共有化と活性化を図っていくということを本当にまじめに考えている次第です。

6. 最後に

最後に私が言いたいのは、ピアサポートの「ピア」というのは「同じ立場の」という意味であります。

健常者の方はね(胸をさわって)、ここが痛いといったときは、肋間神経痛かなとか、思えるんですよ。サロンパス貼ったら治るからほうっておきいいや、思うんです。

でも患者は、ここが痛いなと思った時点で、再発かなとか、転移かなとか、がんが暴れ出したんかなとか、そういった意味にしかとれないんですよ。毎日毎日が、患者は、痛みと、命と、闘っているんです。

だから、私たちが、全国あちこちに行って、家族に言えない、ことを私たち共有していただいて、寄り添っていただいて、ちょっとでも元気な姿、見たいと、思い、これからはがんばっていきましょう。

皆さん、今日はありがとうございました。(大きな拍手)



※患者と家族の会から「中皮腫サポートキャラバン隊活動報告書」が発行される予定である。



ノン・アス社会へ被害者の声 国際シンポジウム・共同行動 韓国・日本・インドネシア3か国の交流・連帯

BANKO10周年国際集会&行動

7月2～8日、韓国石綿追放ネットワーク(BANKO)発足10周年を記念して、「ノン・アス社会に向けたアスベスト被害者の声 韓日インドネシア3か国国際シンポジウム&国際行動」が取り組まれた。

2日が、ソウル大学冠岳キャンパス公衆衛生学部の講堂を会場にして開催された国際シンポジウム。3日は、ソウル市内にあるロシア、カザフスタン、中国の在韓大使館前で記者会見を行い、アスベスト生産の中止を求める要求書を渡す国際共同行動。4～8日は、日本の「中皮腫キャラバン隊」メンバーが、ソウル、洪城、釜山をまわって、現地のアスベスト被害者らと交流するという日程だった。残念ながら筆者は4日に帰国せざるを得ず、「韓国キャラバン隊」の部分には参加できなかった。

BANKOがメディア向けに用意した「趣旨及び背景」を紹介しておこう。

「10年前の2008年7月3日、アスベスト被害者、医学専門家、二大労総[民主労総・韓国労総という2つの労働組合ナショナルセンター]、環境運動家などが集まり、体系的な石綿追放運動を展開するとして『韓国石綿追放ネットワーク(BANKO、以下BANKO)』を発足しました。以降10年間、BANKOは、韓国はもちろんアジア全域で石綿使用禁止、石綿建築物の安全処理及び石綿被害者救済制度の整備などの活動に先頭に立ってきました。韓国では石綿被害救済法と石綿安全管理法を制定し、これを通じて最近まで3,017人(死亡1,164人)の環境性石綿被害者を救済しました。国際的にはカナダの石綿鉱山を閉鎖させ、年間200万トンを超えていた世界の石綿消費量を120万トンに減少させました。アジアの多くの国々が部分的な石綿使用制限措置を取っています。BANKOは、143の石綿調査報告書を発表し、10年間毎月ひとつ以上の現場報告を続けてきました。しかし、学校アスベスト、再開発のアスベスト、廃鉱問題、スレート

問題などのアスベスト問題が解決されていません。BANKOが過ごした10年に劣らぬように、今後のBANKO10年が非常に重要な理由です。

BANKOはこの10年間、アジアの国々のなかでとくに日本とインドネシアとの交流を活発にしてきました。1970年代に日本から韓国に、そして1990年代に韓国からインドネシアに移転した石綿産業の国家間移動により、石綿被害が拡大されましたが、それは当該産業と政府がこれを放置してきたためです。BANKO10周年を迎え、韓国と日本そしてインドネシア3か国のアスベスト被害者、医療専門家、活動家たちがソウルに集まった理由です。

いまだにロシアとカザフスタン、中国が石綿を大量に生産してアジアに輸出しています。7月3日午前これら3か国の在韓大使館を訪問して、石綿生産の中止を求める国際行動を展開します。さらに、日本の中皮腫被害者3人がソウル、洪城、釜山を相次いで訪問し、韓国の中皮腫患者たちと交流します。」

韓国は釜山・忠南等からも参加

BANKOがソウルでの行動の主な参加者の名簿を用意してくれたので、簡単に紹介しておこう。

■ソウル地域等

BANKOの共同代表である、ペク・ドミョン・ソウル大学保健大学院教授とユン・ジュンハ元環境運動連合共同代表。前BANKO執行委員長で元環境保健市民センター所長のチェ・エヨン。彼は、ムン・ジェイン政権が新たに設置する二大災害セウォル号沈没事件と加湿器洗浄剤健康被害事件の調査委員会に2年間専従しなければならぬことになり、労働安全衛生活動家の鈴木明さんにBANKO執行委員長を代わった。鈴木さんはいつものとおり日本からの参加者の通訳役に加えて、主催者の中心としても大忙しだった。

仁川で社会福祉士として働くファン・ドンウクさんは、父親を2012年に中皮腫で亡くしている(労災不認定、救済法認定)。2014年10月日本の中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会設立10周年の集いに母親とともに参加している。鈴木さんとともに裏方

の中心で気を使っていた。

1988年に『静かな時限爆弾・石綿』、BANKO発足直前の2008年6月には『沈黙の殺人者・石綿』(この本の裏表紙には私と海外の数人らが推薦の言葉を寄せている)著者のアン・ジョンジュさんのほか、環境問題に取り組む映画監督ボク・ジノさんもいた。顔見知りも含めて、医学・地質学等の大学教授らも数名参加していた。

環境保健市民センター関係で、BANKOだけでなくこの間ABAN(アジア・アスベスト禁止ネットワーク)等も世話になってきたデザイナーのイ・ソンジン、加湿器洗浄剤被害者支援の中心になっているチョ・スジャさんら。逆に今回は労働組合関係者の参加がみられなかった。

新しいところでは「全国学校石綿保護者ネットワーク」の女性たちの活躍がめだった。韓国では、日本にはない環境省所管の石綿安全管理法が実施されていることもあるが、彼女らの取り組みが世論を動かし、2016年パク・グネ政府当時、教育部が2033年までに全国の小中学校を無石綿(ノンアス)学校にする政策を樹立。2017年ムン・ジェイン政府がスタートし、無石綿学校達成目標年度を2027年と前倒しにしたとのことである。名簿にはネットワークから5人の名前が載っているが、国際集会以外も含めてもっと参加されていたかもしれない。また、地理的には釜山のほうが近いが巨済島でアスベスト問題に取り組んでいる女性も参加していた。

■釜山一元石綿紡織業のメッカ

ソウルに参加された4人の石綿肺患者さんはみな元第一化学の石綿紡織工場で働いていた。リーダーであり、BANKO発足以来共同代表のひとりでもあるパク・ヨングさんは、同僚であった妻を石綿肺で亡くされている。パク・ヨングさんと2人の女性キム・スンヒさん、イ・ヨンスンさんは、石綿対策全国連絡会議(BANJAN)の行動参加で来日されたことがある。3人+パクさんの奥さんも労災認定され、また、裁判を通じて会社から損害賠償を受けていると思う。もうひとりの男性チョン・ジョムさんは軽度障害の石綿肺で労災認定されているが、悪化に伴う再申請を行っているところだとのこと。この方も来日されたことがあったと思う。

釜山では、BANKOの地域版?として釜山石綿追放共同対策委員会が組織されて、患者・家族を支援している。同委員会の委員長でBANKO共同代表のひとりでもあるチョン・サンネさんは、民主労総釜山地域本部労働安全衛生保健局長で、実は著名な書道家でもある。チョン・サンネさんと同じく当初から関わっている労働安全保健研究所のイ・スッキョン、環境運動連合の担当者は何人か変わっているが現在はチェ・ユンヨン、さらにキム・ジョンデ、チェ・ファンソンの2人の弁護士もソウルでの行動に参加された。

■忠南－石綿鉱山地域

8人近くがバスをチャーターしてソウル行動に参加された。みな、石綿肺か肺がんの患者さんで救済法による認定は受けている。環境曝露と職業曝露の両方受けた方もいるのだが、労災認定させるのが難しい。参加者のなかで労災認定されている方はいなかったのではないだろうか。

リーダーであり、BANKO発足以来共同代表のひとりでもあるチョン・ジヨルさんは、石綿肺1級で胃がんで手術も受けている。日韓の交流の場には必ずおられ、来日経験もあり、さらに、インドネシア、インド、ベトナムでのABAN会議にも参加していただいている。

インドネシアからは3人参加

インドネシアからの参加は3人(次頁左写真)。

スポノ(男性・37歳、石綿肺患者)は、石綿セメント製品(屋根材)製造工場で17年間働いた後、石綿肺と診断され会社を辞めた。彼は、この工場の自分と同じ非正規労働者を労働組合に組織化し、その成果に刺激された正規労働者も組織化、い



までは民衆労働組合連合(F-SERBUKインドネシア)の委員長を務めている。同工場では7人以上が石綿肺と診断され、労災認定を求めている(スポノ自身は現在雇用されていないために対象にならない)。他の石綿工場における労働組合づくりにも着手する一方で、インドネシア・アスベスト禁止ネットワーク(Ina-BAN)の中心の一人として石綿禁止キャンペーンにも献身している。また昨年、別の会社(シティの働いていた会社)の1人の石綿肺患者の労災認定に初めて成功し、シティらとともに「労働安全衛生生存者フォーラム」という名称の被害者団体を設立した。

シティ・クリスティーナ(女性・53歳、石綿肺患者)は、釜山・第一化学の製造設備が移転された石綿紡織工場で23年間働き、石綿肺に罹患した。BANKOらによる調査・健診活動のなかで判明したひとり。2014年6月ソウルでの国際シンポジウム、10月日本の患者と家族の会10周年の集いにも参加しているが、昨年はジュネーブで開催されたロッテルダム条約第8回締約国会議(COP8)にアジア代表団の一員として参加し、全体会議で世界の被害者を代表してスピーチを行っている。スポノ同様、労災認定はされていない。元同僚らへの働きかけやIna-BAN、前述フォーラムにも積極的に参加している。



アナ・スラヤ(女性・医師)は、Paramadina大学の講師。環境問題にも積極的に関わっていたようだが、2016年にIna-BANに加わり、セミナーやワークショップの講師を務めるだけでなく、上述している石綿被害者の労災認定も様々なかたちで支援している。ジャカルタのある大きな病院で肺がんと診断された患者たちの石綿曝露との関連を調べるプロジェクトの計画が進んでいると熱心に話していた。ソウル滞在中の「空いた」時間には韓国の労働衛生専門家らのレクチャーを受けていた。

ほかにIna-BANの活動家が一人参加する予定であったが、直前の人選変更等でビザ取得が間に合わなかった。しかし、スポノもシティも、通訳やアナがない場所でも、積極的に日韓参加者とコミュニケーションをとっていた。

日本から中皮腫患者ら15人

日本からは、石綿対策全国連絡会議(BANJAN)として中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族を中心に15人が参加した。

中皮腫患者さんご本人が4人(前頁上写真)。

右田孝雄さん(53歳、大阪、2016年に胸膜中皮腫診断)。郵便局勤務中の石綿ばく露によるものとして、現在公務災害申請中。

田中奏美さん(28歳、北海道、18歳の時に胸膜中皮腫診断)。キャンサーサポート北海道発行の『北海道でがんとともに生きる』の執筆者のひとり。現在、月に一度緩和ケア病棟でボランティア。

千歳恭徳さん(67歳、東京、2005年に胸膜中皮

腫診断)。大学生時代のアルバイトで石綿吹き付け作業を行う。それ以外に石綿関連の経歴なし。労災未申請。

今村亨さん(53歳、福岡、2017年胸膜中皮腫診断)。アルミ、スチール建材・金属製品製作加工販売施工の会社勤務で、改装工事中等に石綿に曝露した。労災申請中。

家族・遺族では、今村さんの奥さまの奈都江さん。劇団の舞台俳優で胸膜中皮腫で亡くなられた加藤さんの奥さま・みはるさんと娘のみさきさん(埼玉)。父親を胸膜中皮腫で亡くし、泉南アスベスト訴訟の原告団長を務めた山田哲也さん(大阪)。父親を石綿肺がんで亡くされた江口奈保子さん(東京)。母親を胸膜中皮腫で亡くされ、会社(エタニットパイプ)相手の裁判も闘った松島恵一さん(以上6人(前頁下写真))。

ほかに、関西労働者安全センターから片岡明彦、中村猛、愛媛労働安全衛生センターの白石昭夫、筆者と大学3年生の娘もおまけで参加させていただいた。

総勢15人、うち右田、田中、千歳、松山、片岡、中村、白石の7人が釜山までの全日程に参加した。

10周年記念のハンカチーフ

国際シンポジウムは、まず、BANKO10年の活動を振り返る映像が上映された後、集合写真。そして、10周年を記念して書道家チョン・サンネさん(前頁下写真の一番左)とデザイナーのイ・ソンジンさん(同その右側)のコラボレーションによって制作され



た「野花のように」と書かれたハンカチーフが海外参加者らに進呈された。会場の入り口にはこれを引き延ばしたものが貼られて、参加者が寄せ書きができるようになっていた(前頁右写真)。

石綿産業の国家間移動と石綿被害

午前中のセッションは、「石綿産業の国家間移動と石綿被害」。

チェ・エヨンが、石綿紡織業を例に日本→韓国→インドネシアとプラント設備の移転が行われ、いずこでも被害が生じていること、また、3か国の関係者による交流・連携の努力が積み重ねられてきたことを報告した。

■日本から韓国への移転

日本の大阪泉南地域の石綿紡織工場のうち、少なくとも26の工場が韓国に移転し、そのほとんどが地理的に近い釜山と慶尚南道地域だった。

日本のニチアスの子会社である竜田工業と韓国釜山の第一化学工業が合併して第一アスベストをつくった。1971年に竜田工業の青石綿原料を使用する石綿紡織機械が第一アスベストに移転され、1974年頃には白石綿原料を使用する石綿紡織機械が移転された。第一アスベストの青石綿紡織工程は、1971年から1978年頃まで釜山工場で稼働し、白石綿工場は1981年に第一レックスに変更された後、1985に第一E&Sに吸収合併された。

日本から機会が渡ってきたとき、機械のバランスを維持するために、機械の間に日本の雑誌などがたくさん挟まっていた。1970年代当時、日本の会社

の人たちが工場を訪問するときは、宇宙服のような格好の服を着て現われたりした。韓国人労働者たちは単純な豚の鼻のようなかたちのマスクをしたり、それすらない人もいた。ほこりの立ち込めた工場なかで食事もして仕事もした一等の証言がある。

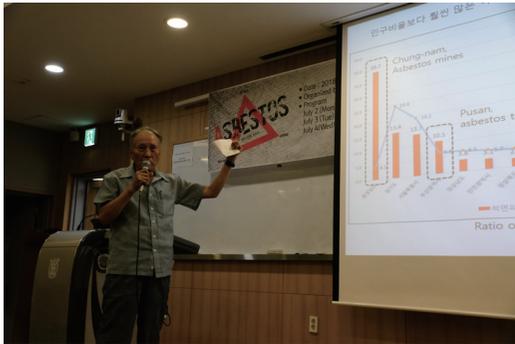
■韓国かインドネシアへの移転

1990年から年から第一E&Sは、東南アジアの国に直接海外工場を設立することになるが、1990年と1994年にインドネシア、1996年マレーシア、2000年中国など、3か所に設立する。

第一E&Sは1990年、インドネシアのチビノンに石綿紡織工場を移し、合併会社PTトリグラハを設立。パートナー会社は第一E&Sの石綿製品を輸入・販売した会社である。インドネシアのシティが働いていたのがまさにここであった。また、他の石綿製品の製造設備は、PTジェイル・ファジャール・インドネシアという名前の工場で、石綿ガasket製品やガラス繊維製品を生産している。

1992年頃、釜山工場が完全に廃業することになり、石綿紡織機械がインドネシアに移転されることになった。機械が移動する3、4年前から、インドネシアの労働者5、6人程度が派遣されてきて、技術研修と仕事をしていた。男性の場合、3、4年程度働き、女性の場合は1年程度だけ働いて、交代で変えながら仕事をした。会社で寮と食事を提供した。韓国からも人がインドネシアに直接行って、船便で送った機械の設置に携わった。

余談ながら、インドネシアのスボノが働いた石綿セメント建材会社はSIAMINDO (SIAM (サイアム)+INDO (インドネシア)、シアミンドと呼ばれる)で、



タイの主要石綿セメント建材会社サイアム・セメント・グループ (SCG) の子会社で、SCGはタイ国内ではすでに石綿の使用を中止しているのに、インドネシアでは使用し続けている。

各国で取り組みに貢献

チェ・エヨン報告を受けて、ペク・ドミョンの司会で、日本から山田哲也、片岡明彦、インドネシアからシティ・クリスチーナとアナ・スラヤ、韓国・釜山からパク・ヨングでパネル・ディスカッションが行われた(前頁左写真)。3か国における石綿紡織工場における過去の石綿曝露と現在被害を生む出している状況はきわめて共通している。また、その被害者・家族が各国における取り組みに大きな貢献をしていることも確認できたと思う。

山田さんの父親は泉南の石綿紡織工場で働き、胸膜中皮腫のために亡くなられた。山田さんたちが原告となった泉南アスベスト訴訟では、日本で初めて国家賠償責任を確定する最高裁判決が示された。同様の条件を満たす事案の国家賠償に道を開くとともに、裁判としては建設アスベスト訴訟に引き継がれているとも言える。しかし、環境被害に関しては、国の責任が認められていない。

釜山・第一化学(第一アスベスト、第一E&Sを含め)の石綿被害者たちは韓国で初めて被害者団体を結成し、また、韓国における石綿訴訟をもっぱらけん引している。これまでの訴訟件数は29件で、被害者単位で労働者が47人(内死亡18人)、住民22人(内死亡5人)。損害額のうち、会社が補償責

任を負う割合が労働者被害の場合90%、住民被害の場合には50%と認定されている。韓国政府と日本のニチアスも被告に加えた訴訟も重ねられたものの、両者の賠償責任は認められなかった。

InA-BANが2010年に設立されて以来初めての労災認定は、PTトリグラハの石綿紡織工場で24年間働く、現役労働者の石綿肺事例だった。2014年に韓国の医師により石綿肺と診断されていたが、2016年に同社が雇った産業医のもとで様々な改革が行われた結果、同年末にこの事例が同社から保健省と労災保険機関に報告され、2017年5月31日に労災認定されたという。インドネシアの労災保険制度については、事例を報告できるのは企業だけ、現に労災保険に登録されている現役労働者だけが対象、HRCTの費用は出ない(自腹)補償水準がきわめて低い(この事例で約5,000US\$)、職業病を宣言できる勇気を持つ医師が少ない等々、多くの問題が指摘されている。なんとトリグラハの現在の産業医はInA-BANのシンパだという。アナ・スラヤ医師もさらに多く労災認定されるように、個々の事例についても協力・支援している。

各国における被害者の取り組み

午後の最初のセッションでは、「各国における被害者の取り組み」の経験が報告された。

日本からは、右田孝雄さんが「中皮腫サポートキャラバン隊の活動」を報告した(前頁右写真)が、これは11頁の右田報告を参照されたい。

インドネシアからはスボノが報告したが、彼やシ



ティがInA-BANの活動も積極的に担うとともに、昨年「労働安全衛生生存者フォーラム」という名称の被害者団体を設立したことは前述のとおり。これは、石綿被害者だけでなく、他の労災職業病被害者も対象にしていると聞いている。

韓国からは、忠南についてチョン・ジヨル(前頁左写真)、釜山についてイ・ヨンスン(同右写真)、また、全国学校石綿保護者ネットワークからの報告もあった。

韓国では、忠南(石綿鉸山地域)、釜山(石綿紡織)、全国の中皮腫らの3つのグループによって、石綿被害者・家族全国ネットワークが構成されてきた。

韓国の石綿被害救済法認定データによると、2010~2016年までの石綿関連疾患の認定数2,334人のうち、ダントツで忠南が第1位(38.7%)、釜山が第4位(10.5%)。一方、1997年から2014年6月までの労災認定された石綿関連疾患は189人にすぎず、救済法認定数と比較していかにもアンバランスである。日本では約半々だが、私たちは労災認定が少なすぎると考えている。労災認定189人のうち、60人が釜山地域に集中しているのに対して、数はわからないが忠南の労災認定は多くない。

いずれにせよ忠南(石綿鉸山地域)と釜山(石綿紡織)に被害者・家族グループがあるのには必然性もあるが、チョン・ジヨルさんやパク・ヨンゲさんら

の献身的努力のたまものであることも疑いない。

釜山のほうが組織的にしっかりしており、2007年12月からずっと隔月で定期的会合をもっている。数字の整合性にやや疑問があるが、現在、70人余りの被害者が会に参加しており、30人の労災認定患者(中皮腫2人、肺がん3人、石綿肺22人)、労災申請中2人、救済法認定患者5人(全員石綿肺)、遺族の方7人等。環境曝露石綿被害者の定期会合も開催しており、30人余りの連絡先を確保しているが、会合に参加するのは10人程度だという。

ちなみに、前出釜山地域の労災認定60人のうち、中皮腫15人、肺がん21人、石綿肺20人、その他4人。また、第一化学が37人、東洋S&G2人、その他紡織工場2人。また、2018年5月までの釜山地域の救済法認定379人(全国の12.6%)のうち、中皮腫72人、肺がん81人、石綿肺226人とのこと。

釜山では、弁護士と協力して石綿訴訟を進めてきたこと、労働組合、市民団体等とともに釜山石綿追放共同対策委員会がつくられていることは既述のとおりである。

韓国の石綿被害者・家族全国ネットワークの中皮腫グループについては、5年9か月の闘病のすえ2014年3月に亡くなられたソウル在住のチェ・ヒョンシクさんが代表していた。梁山釜山大学病院と忠南牙山の順天郷大学病院に設置された石綿関連



疾患センターや彼自身がかかっていたソウルのサムスン病院をはじめ、中皮腫患者を診ている病院が彼に紹介して、患者・家族の相談に乗りながらゆるやかなネットワークを形成していた。2013年6月に釜山で日韓石綿被害者・家族交流会を開催した際には、7～8人の中皮腫患者さんが参加してくれた。

2010年末A-BANケバック派遣団等に加わってくれた環境曝露が原因と考えられる女性中皮腫患者のレイチェル・イ・ジョンリムさん、2014年日本の患者と家族の会10周年の集いに参加された男性中皮腫のチョン・ヒョンシクさんも残念ながらすでに亡くなっている。中皮腫グループの再構築はBANKOにとって当面の課題のひとつである。

今回の韓国キャラバン隊にあたって、ソウル、忠南、釜山の各地で各々複数の中皮腫患者さんが、日本の中皮腫患者らと交流する予定をしていたのだが、当日の体調がよくなかったなど、実現するのは難しかった。

グループ別被害者交流

午後の次のセッションは参加者全員が4つの小グループに分かれて「グループ別被害者交流」が行われ、その後全体会議で報告された。

各国の患者・家族のみなさんは各グループで大

活躍だった。韓国の全国学校石綿保護者ネットワークの活動に関心をもった日本からの参加者も多い。BANKOが手配した韓国語-日本語、韓国語-インドネシア語の通訳に加えて、中村猛さん、江口奈保子さん、加藤みさきさんが韓国語-日本語の通訳を補完していただいたこともありがたかった。

それでもなお、通訳能力や通訳を通じたコミュニケーション自体の限界に加えて、日本語-インドネシア語の通訳がないため通訳されたものの再度通訳もまじえざるを得なかったことは、今後の患者・家族の国際交流を計画するうえでの課題を示したと思う。また、事前の資料準備やグループ交流の進行方法等についても改善の余地は多かったろう。

ただし、とりわけ今回の参加者については、グループ別交流がその後の日程を通じて、国の垣根を超えた積極的な相互交流を促進する効果はあった。この日の夕食交流、翌日の国際共同行動に加えて、日本、インドネシア、釜山、忠南からの参加者と裏方の鈴木明、ファン・ドンウクさんもみな同じ南山のソウル国際ユースホステルに宿泊したのだが、鈴木明さんだけでなく、日本からの参加者で韓国語が話せる人たちの活躍に加えて、他の言語やスマホのゲーグル・トランスレーションなども手あたり次第駆使して、積極的に相互交流をはかろうとする素晴らしいメンバーだった。



感謝牌の贈呈、夕食交流

シンポジウムの最後は、BANKO10年の活動の功労者に対する感謝牌の贈呈だった。鈴木明、イ・スッキョン、釜山第一化学被害者・家族会、チョン・ジヨルの各氏に贈られた。また、インドネシアからの3人らに重ねて記念品が贈られた。

国際シンポジウムは以上をもって閉会し、公衆衛生学部建物のオープンスペースに飲食物を持ち込んで夕食交流会が行われた。

実はキャンパス内は食堂を含めてアルコール禁止のところを、ペク・ドミョン教授は職を賭して?ビールサーバーなどの持ち込みを黙認したらしい。幸い、大いに懇談できた一方で、お答めはなかったようだ。

グループ別交流の延長でさらに詳しく話を聞いたり、情報交換や議論する姿もあちこちにみられた。この場でもまた、よりすぐり?の参加者にチョン・サンネさん直筆の書が送られたりもした。

3か国大使館に石綿中止の要望書

翌7月3日は、ソウル市内にあるロシア(24頁写真)、カザフスタン(25頁写真)、中国(別掲写真)の在韓大使館前で記者会見を行い、アスベスト生産

の中止を求める要求書を渡す国際共同行動が行われた。

韓国では、「路上記者会見」と言って、そこにジャーナリストが取材に来ていれば、例えば大使館前でデモンストレーションのような行動を行っても「無届集会」にはならないと聞いている。

各大使館前に集まって、進行役の司会で、韓国、日本、インドネシアの代表が発言し、要求書を受け取るよう代表が出てくることを求めても、それに応じたところはなかった。大使館の郵便受けに要求書を投函する、という行動を繰り返した。日本とインドネシアからは、ロシア大使館では今村亨さんとアナ・スラヤ、カザフスタン大使館前では千歳恭徳さんとスボノ、中国大使館では右田孝雄さんとシティが、発言と要望書を投函する役を務めた。

以上で国際シンポジウム&国際共同行動は終了。BANKOは海外参加者へのサービスとして、レンタルで韓服に着替えて景福宮を散策、写真撮影という観光コースを用意してくれていた。

5日間の韓国中皮腫キャラバン隊

筆者は翌4日に帰国せざるを得なかったが、4~8日は「韓国中皮腫キャラバン隊」。これに参加したのは、右田孝雄、千歳恭徳、田中奏美の中皮腫患



者さん3人と松島恵一、中村猛、白石昭夫、片岡明彦さんの4人。鈴木明さんが全日程同行して通訳もしてくださったほか、ソウル行動に参加した忠南・釜山の皆さんも今度は地元ホスト役として歓迎してくれた。

4日はソウルでの患者懇談会（上左写真、これにはスポノ、シテイらも合流）。5日は電車で忠南廣川に移動して、チョン・ジヨルさんをはじめとする患者さんや地元自治体関係者と交流（上右写真）、その後、石綿鉦山を案内していただいた（下左写真）。6日は、電車を乗り継いで釜山に移動。7日は、旧第一化学跡地を訪問した後、パク・ヨングさんらを含め第一化学で働いていた被害者や近隣住民被害者の方々と懇談会（下右写真）。8日に帰国という日程だった。

前述のとおり、ソウル、忠南、釜山とも、複数の中皮腫患者さんが参加を予定していたものの、実現したのはソウル在住のキム・ブンギュンさんおひとりのみだった。彼は、2014年に腹膜中皮腫と診断さ

れて、除去手術を3回行ったものの取り切れず、また胸水もたまり数回抜いた後、胸膜癒着術を行ったようだ。石工としてを30年働いていたが、証拠が残っていないため労災は認められず、救済給付金を受けているが、来年にはそれも期限切れでその後の生活に不安をかかえている。しかし、病気を受け入れてすぐ前向きに日々の生活を送っていることに、日本からの参加者も感銘を受けたとのこと。

しかし、住民としての環境曝露も含めた、多数の中皮腫以外の石綿関連疾患の患者・家族らと懇談の機会をもつことができた。

忠南の自治体の関係者との交流では、患者同士が集い、笑いの治療や自然のなかでの交流を図るためのヒーリングキャンプというものを、市の予算で1年に100人規模で実施しているという話も聞いたとのこと。

患者・家族同士の日韓交流に新たな一頁



を記したことは間違いない。

(BANJAN事務局長 古谷杉郎)

改正された労災審査請求制度の実務的対応について

川本浩之

神奈川労災職業病センター事務局長

2014年に成立した「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」という長い名前の法律が2016年4月から施行された。やはり長い名前の「労働保険審査官及び労働保険審査会法」などが改正された。いままでと異なる点は、大きくいって3点ある。

1点目は、不服審査請求ができる期間が、処分を知った日から60日以内から3か月に延びたこと。2点目は、口頭意見陳述に際して、原処分をした労働基準監督署に対して質問ができるようになったこと。3点目は、文書その他の物件を閲覧又は交付できること。このうち1点目は、どうしようか迷うことのできる期間が1か月長くなっただけであるし、3点目もすでに個人情報開示請求で閲覧又は交付されていたので、それで開示される範囲と通常は変わらないようなので、やはり一番大きな改正点は、監督署に質問できるようになったことであろう。そうは言っても元々、審査請求の対応は弁護士が携わることもあまり多くないためか（審査請求や再審査請求の進行と関わらず行政訴訟を起すことも多い。ただし、行政訴訟の代理人になってくれる弁護士自体が少ない）、あまり知られていない。

私は2016年4月以降、現在に至るまで、東京労働局で1回、神奈川労働局で3回、公務員災害補償基金神奈川県支部審査会で2回、審査請求の代

理人として口頭意見陳述してきた。そのなかで得た経験を報告するとともに、審査請求で原処分取り消しを勝ち取るためにやるべきことや、さらに改正すべき点を、まとめて提案する。

1 まずは審査請求、あわせて個人情報開示請求をしよう

労災業務上認定を心待ちにしていたのに…、会社はともかく労働基準監督署の担当者も親切だったのに…、「不支給決定」はともつらい。確かに認定基準は厳しいし、どうせダメみただからもうあきらめようかな、でもやっぱり納得できない…、迷いながらセンターに相談に来る人はたくさんいる。

そういう場合は、お金がかかるわけでもないし、決定期限もそれなりに詳しくわかるので審査請求とあわせて個人情報の開示請求をするよう勧める。審査請求については決定書に書いてあるので理解している人が多いが、個人情報の開示請求は教えてくれないのでほとんどの人は知らない。個人情報保護の観点から、同僚の聴取内容などが墨塗りになるが、担当者がまとめた復命書や集めた資料を入手できる。それを見れば、何が不足していたのか、どういう解釈をしたのかが明らかになる。要するに、審査請求で何を立証すればよいのかが見えてくる。時々それを見てから審査請求をするかしない

かを決めようとする人がいる。ただ、開示は原則30日以内だが、資料が多いことなどからさらに30日延長されることが多い。そうなると決定を知った日から3か月になったとはいえあまり時間もないので、審査請求と同時に開示請求した方がよいだろう。

2 実は、原処分庁に質問できるということが知らされていない

2016年7月、ちょうど私は新宿労働基準監督署の不支給処分取り消しを求める審査請求の代理人になった。担当になった労災保険審査官から受け付けたという文書が送られてきたのだが、そこには、「意見書等を提出すること、口頭で意見を述べること、その際に原処分庁に質問をすることもできます」と書いてあった。さらにしばらくしてから、新たな裏付け証拠の有無(あるとすればいつまでに)、口頭意見陳述を希望するかしないか、意見陳述の代わりに意見書を出すか出さないか(出すとすればいつまでに)を尋ねる文書が送られてきた。それはアンケートのようになっていたのだが、私はそれらを無視して、「個人情報開示請求中の原処分庁の復命書等の資料を検討した上で、労働基準監督署への質問を行い、その回答を踏まえて、意見陳述ないしは意見書の提出をします」と書いて返送した。

実は、厚生労働省の労災保険審査請求事務取扱手引を全国安全センターを通じて入手していたのであるが、そこでは、意見陳述までに質問を文書で提出することになっており、意見陳述の場で口頭回答があること、再質問できるが、仮に答えられなくても、意見陳述の場をあらためてもう一度設ける必要はないなどと書かれている。そうした細かな指示や説明はおろか、そもそも質問したい場合どうするかと言った説明が何もないのだ。

審査官に電話をかけて、まず、自分はいいが、何も知らない被災者には、質問の方法や流れをきちんと説明する文書を送るように改善を求めた。それに対して審査官は、「法施行後、原処分庁への質問を受けるのは初めてなので、こちらも慣れていないで・・・」と言う。

3 質問に対し、監督署も事前に文書で回答すべ

きだ

口頭意見陳述の持ち方や質問と回答の仕方にも問題が多い。審査請求人側は、原則として事前に文書で質問することを求められるのだから、監督署も文書回答をすること、それで納得できない場合は、再質問するので再回答することや、それが無理なら意見陳述を必要に応じてもう一度入れるなどの工夫を求めた。審査官は何度も「初めてなので慣れてなくて」と謝るのだが、謝られても仕方がない。全国で最も労災保険請求が多い=審査請求も必然的に多いはずの東京局ですらこのような対応では困る。さらには、口頭意見陳述の時間は30~40分ぐらいと言う。監督署に質問ややり取りをしているだけでそのぐらいの時間は終わってしまうだろう、一回しかしないのならばなおさら時間が必要だと抗議して、90分まで確保した(結果として2時間近くかかったのだが)。

東京労働局に対して、あらためて、監督署に口頭意見陳述の10日前までに文書回答させること、一回で十分ではない場合には再度口頭意見陳述を行うこと、審理調書を作成して審査請求人等に文書開示することを求めた。ちなみに裁判所では、原告や証人尋問の前にはできるだけ争点を明らかにするし、その場で話したことはきちんと調書でまとめられるので、それを前提に最終準備書面をまとめる、ごく当たり前の流れである。

2017年に実施された別の方の審査請求では、神奈川労働局の労災保険審査官に、監督署への質問を送ったところ、なかなか口頭意見陳述の場が設定されなかった。どうしたのかと問い合わせたところ、何度か審査官と監督署がやりとりをしているという。つまり、審査請求人が納得しない回答をすれば、口頭意見陳述自体が意味がなくなってしまうし、もう一度やってもらいたいなどと言われかねない。言うまでもないが審査官も労働基準監督署の決定を審査するにあたって、審査請求人と同じように疑問を感じたり、質問をしたいことがあったため、そうした対応となったのであろう。ところが、別の審査官のときは、あまりそうしたやり取りはしなかった(必要と感じなかった)ようで、質問に対する回答

があまりにもお粗末だったので、再質問したところ、監督署が困って黙り込んでしまうような状態になってしまった。

やはり、質問と回答は事前に文書で行い、口頭意見陳述で補足して、最後に意見書をまとめるのがお互い合理的だと思う。

4 医学的なことは一切回答しない地方公務員災害補償基金支部

以上のような経験を踏まえつつ、県立高校教員の公務外決定取り消しを求める審査請求の代理人となったので、そのときの経験も報告したい。

その方は、2017年7月に審査請求した。審査会からの受理通知と併せて、口頭で意見を述べることが希望するかしないかの回答を求める文書が同封されていた。ところがそこには、基金に質問ができる云々と言った説明はまったくない。そこで審査会事務局に電話をかけて、法改正で質問ができるようになったはずだがどうなっているのかと抗議した。問い合わせ先は基金神奈川県支部審査会書記**（氏名）、神奈川県人事委員会事務局公平課内とあるから、県の職員である。意見陳述の際に質問できるということだったが、何の記載もないのはおかしいのではないかと改善を求めた。実は約1年前にはほぼ同じ会話を東京労働局労災保険審査官としたことを思い出した。

公務外決定は正しい理由を記した基金支部の弁明書が8月に届いていたので、反論書を11月に提出した。それから約3か月後の2018年1月26日に、3月20日に、口頭意見陳述を実施するとの通知が届いた。そこで初めて質問の有無や内容を尋ねられ、内容を2月16日までに提出するように書いてあった。その方は因果関係はもとより、病名も含めて診断や医学的解釈が大きな争点になっていたため、当然医学的な内容の質問書を提出した。

3月20日に開かれた意見陳述に際して、まず基金支部から回答があった。ところが、支部は基本的に医学的なことは踏み込まず、支部専門医の意見に基づいて判断したという回答に終始した。具体的に何を聞いても、医学的なことは答える立場にないとして、一切答えない。労働基準監督署ならば、あ

る程度のことは答えるのであるが、とにかく弁明書に書いてあることの繰り返しに終始した。ほとんど質疑応答の意味がない。残念ながら、審査会の委員も、それはそれでかまわないという態度で、民間とは違うからなどと言うが、冒頭述べたとおり、あらゆる行政処分等に関する不服審査のあり方が改正されたのだからと反論したところ、黙ってしまった。

2018年5月にも別の方の口頭意見陳述があったが、やはり同じ態度であった。私がめげずに、何度も何度も質問するので少しいらだった様子で、「私個人としては見解があるが、ここでは言う立場にない」と、いかにも役人らしい回答を述べていた。

5 質問と回答のやり取りを通じ争点を焦点化する

上記のような実態なので、あまり質問する意味がないのではないかと考えられるが、実はそうでもない。例えば、裁判所の原告・証人尋問では、各々の主張の正しさを裁判官がつかもうとする。とりわけ反対尋問で、しどろもどろになったり、不合理なことを言ってしまうたりすると、主張の根拠が薄いのだという心証を持ち、敗訴につながる。

意見陳述での質問と回答も同じような効果がある。監督署などがうまく答えられなかったり、答えてもよさそうなことまで答えなければ、その点については、少なくとも調査が不十分、審査の余地があるということになる。そして、審査請求人側が何にこだわっているのか、どこが不当だと考えているのか、審査官や審査会に何をしてもらいたいのかかわかるはずだ。

ちなみに原処分庁は、個人情報開示請求の結果、どの部分が開示されていて、どの部分が非開示なのかは知らないし、その理由もいちいち把握しているわけではない。だから、明白な個人情報は無理でも、開示された資料からはわからない事実関係などが、質問を通して判明することがある。

以上のような観点から、十分に検討して質問をすること、やりとりをすることが求められる。不当な不支給決定、公務外認定については、すべて審査請求段階で業務上にさせるように頑張りたい。



労働の世界における暴力及びハラスメント 労働者代表のためのブリーフィングノート

2018.5.17 国際労働組合総連合(ITUC)

2018年5月28日から6月8日にかけてジュネーブで開催された第107回国際労働会議(ILO総会)は、第5議題として「労働の世界における暴力及びハラスメント(基準設定、2回討議)」を取り上げ、「『労働の世界における暴力及びハラスメント』の議題を、勧告によって補足された条約の採択を視野に入れた第2回討議のために、次回通常総会の議題に含める」ことを決議した。ILO総会では様々な議論が行われており、すでに暫定議事録も公表されている。今回は議論の理解の助けになると思われるITUCの資料を紹介する。

勧告によって補足された条約の 採択をめざした1年目の討議

1. 背景

ILO理事会はその第325回会議(2015年11月)において、「労働の世界における男女に対する暴力」に関する基準設定議題を、2回討議の1回目として、2018年の国際労働会議の議題とすることを決定した。2回目の討議は、2019年の100周年国際労働会議で行われる予定である。

この決定は、国際労働運動による持続的なキャンペーンを受けたものであり、ILO理事会労働者グループの全員一致の支持を受けたものである。この決定は、労働における基本的な原則及び権利の実現のための重要なステップとして、ILO基準を通じて暴力及びハラスメントに対処することの重要性を強調した、多数の政府代表によって支持された。しかし、他の政府代表には、勧告で補足された条約の必要性を納得させる必要がある。使用者側は、国際文書に慎重な姿勢を表明して、一般的討議を望んでいる。しかし、ILOの質問事項に対する回答では、使用者の単純多数は、勧告の形式の基準設定を支持している(以下の5も参照)。

第325回理事会はまた、「それに基づいて理事

会がその第328回会議(2016年11月)で、「国際労働」会議による可能性のある国際文書についての最初の討議のための準備を検討する、手引きを提供するために三者構成専門会議を招集する」ことも決定した。2016年10月に開催された三者構成専門家会議は、以下の任務を課せられた。

- 労働の世界における暴力と考えられている内容、関係する傾向、形態及び事象に関する現在の理解をレビューする。
- 労働の世界における暴力のジェンダー・ディメンションを検討する。
- 労働者のウェルビーイングと生産性及び企業のパフォーマンスを含め、労働者及び企業に対する労働の世界における暴力の影響をレビューする。
- 暴力の対象となるリスクが相対的に大きい労働者、企業、部門及び職業のグループを確認する。
- 国及び国際的な法令、労働協約及び企業方針等における、労働の世界における暴力を予防及び対処するための対応をレビューする。
- 上記に基づいて、2018年6月の国際労働会議の議題とされた、労働の世界における男女に対する暴力に関する基準設定議題のための手引きを提供する。手引きには、優先的考慮及び対応を必要とする、暴力の形態の確認が含まれ得る。

専門家会議の結論には、「容認できない態度の範囲が適切に理解及び対処されるようにするために」、討議の表題を「暴力」から「暴力及びハラスメント」に置き換える提案も含まれていた。

2. 労働の世界における暴力及びハラスメントに関する基準設定の合理性

労働の世界における暴力及びハラスメントは、重大な人権及び労働権の侵害である。それは、他の基本的労働権を行使する能力に影響を及ぼすとともに、ディーセントワークと両立しない。労働の世界における暴力は、すべての者の尊厳、安全、健康及びウェルビーイングに対する脅威である。それは、民間及び公共部門、フォーマル及びインフォーマル経済を含めた、世界中のすべての職業及び経済活動部門に影響を及ぼす。それは、労働者と使用者だけでなく、彼らの家族、コミュニティ、経済及び社会全体にも影響を与える。

いくつかのILO文書が様々な種類の暴力及びハラスメントに言及してはいるものの、主要な目標として暴力及びハラスメントを扱っているものはなく、そのような行為を定義しているものも、問題に対処する方法について明確な手引きを提供しているものもない。同様に、一定の形態の暴力及びハラスメントだけが、また、家庭内労働者、HIVと共に生きる労働者及び先住民の人々など、一定のグループの労働者及び一定の部門または職業に関連してだけしか言及されていない。保護の目標とされる性質は、それらの文書でカバーされていない人々にギャップを残しており、それが世界中の労働者の圧倒的多数を占めているのである。

労働の世界における暴力及びハラスメントに対処する国際労働基準を策定することはそれゆえ、すべての者に対するディーセントワークの促進における重要なギャップのひとつを埋めることになり、1944年のフィラデルフィア宣言の目的を達成するための重要な貢献となる。

暴力に関する基準の初期の提案の推進力は、第98回国際労働会議（2009年）によって採択された、ディーセントワークの中心にあるジェンダー平等に関する決議を実行することであった。この決議

は、職場におけるジェンダーに基づく暴力の禁止、及びそれを予防するために実施されるべき方針、計画、法令その他の措置を求めた。

それ以来、暴力及びハラスメントの問題、及びとりわけジェンダーに基づいた暴力及びハラスメントは、ますます国際的関心を集めてきた。2015年9月に欧州経済社会委員会は、労働におけるジェンダーに基づく暴力に関するILO基準を支持する意見を発表した。国連の経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会は、2016年4月23日のその一般見解のなかで再び、セクシャルハラスメントを含め、暴力及びハラスメントからの自由は、労働の公正かつ好ましい状態を保証する基本的要素のひとつであることを強調した。持続可能な開発2030年課題は、「公共及び民間分野におけるすべての女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力」の根絶を求めている。

国際労働基準は、労働の世界における暴力及びハラスメントを根絶するための可能性のある法令及び慣行に関するタイムリーな手引きを提供することになるだろう。

3. 事務局報告書

【国際労働】事務局は、1年目の討議の基礎として役立てるために2つの報告書を準備している。報告書V(1)「労働の世界における男女に対する暴力及びハラスメントの根絶」[2018年4月号参照]は、ILO加盟80か国における法律及び慣行を記録した。この報告書には、政府及び社会パートナーに回答することを求めた質問事項が付属した。

回答は第2報告書、報告書V(2)「労働の世界における暴力及びハラスメントの根絶」に要約された。この報告書は、受け取った回答に基づいて準備された「結論案」も含んでいる[2018年6月号参照]。結論案は6月の討議の基礎として役立てることを意図したものである。

(複数の)国際文書の最終的起草は、2018年の最初の討議後に用意される(複数の)国際文書草案に基づいて、2019年に行われる予定である。国際文書は必要に応じて修正されたうえで、2019年の【国際労働】会議の全体会議に採択が提案され

る。

「2回討議」は会議参加者に、(複数の)国際文書草案を検討して、それらを強化する観点から修正を提案する時間を与えるものである。

4. 結論案

「結論案」は報告書V(2)英語版の97頁にある。受け取った回答の概要は、5~96頁に示されている。各質問項目に対する回答に後に示された事務局のコメントは、受け取った回答を事務局がどのように扱ったか、また、どのように結論案に反映したか、に関する情報を与えている。結論案を準備する際に事務局は、前述した三者構成専門家会議で表明された情報及び見解も考慮に入れている。

結論案は、4つの部分に分かれている。

- A. 国際文書の形式
- B. 定義
- C. 条約を視野に入れた結論案
- D. 勧告を視野に入れた結論案

事務局のコメントを踏まえれば、3つのグループのなかで、多くの質問項目についてひろい合意があると言ってよい。これは、提案された文書を改善するための対話を行い、労働の世界における暴力及びハラスメントに効果的に対処する国際文書を策定し、ILO加盟諸国から考えられる最大の批准を受ける、強固な基礎を提供している。

しかし、使用者の定義、労働の世界の範囲、家庭内暴力の影響、(非網羅的)記述的リストの使用及び内容など、多数の領域が微妙なまま残されている。勧告で補足された条約への支持を表明した政府も、「枠組み」条約が好ましいことを指摘して、条約が批准できなくなるほど記述的になりすぎるべきではないという関心も表明している。

5. 結論案に対するコメント

6月の労働者グループによるさらなる討議のために、結論案に対するいくつかの予備的なコメントを提供する。

A. 国際文書の形式(ポイント1及び2)

以下の表に示されているように、質問事項に回答した政府の多数は、勧告で補足された条約の形式の拘束力のある国際文書に賛成している。労働者も圧倒的に勧告で補足された条約に賛成している。これは積極的な結果であり、その立場を維持するよう促進するとともに、さらなる支持を取り付けるよう政府に働きかけ続けることが重要である。条約は、暴力及びハラスメントが容認できない、ディーセントワークのアンチテーゼであり、それゆえ真剣かつ迅速な注意を要求していることを、あいまいさなしに示すために必須である。勧告は、条約に埋め込まれた諸原則を行動に移す方法に関する、より詳しい現実的な手引きを提供することによって、条約を補完する。

B. 定義(ポイント3)

労働者は、労働の世界における暴力及びハラスメントに対処し、部門にかかわらず、フォーマルまたはインフォーマル経済いずれかにおけるすべての労働者を保護する、統合的アプローチをとった包括的な国際文書を望むだろう。労働者はまた、国際文書のなかで暴力及びハラスメントのジェンダー・ディメンションに強い焦点があてられていることを望むだろう。これが、「労働の世界における暴力及びハラスメント」の定義及び対象範囲が、討議の重要なポイントのひとつである理由である。全体的戦略は、雇用状態にかかわらず、すべての労働者がカ

世界	条約	勧告	2つの別々の国際文書または拘束力のある条項とない条項からなる単一の国際文書としての勧告で補完された条約	その他	合計
政府	2	30	48	5	85
使用者	1	11	4	10	26
労働者	9	5	164		178
合計	12	46	216		289

バーされる包括的国際文書の採択を目標とする必要がある。この点では、それが一定の範疇の労働者を除外する可能性のリスクがあることから、国際文書が適用される労働者の特定のグループまたは範疇を定義することを避けるのが重要だろう。

3(a)：「物理的、精神的、性的または経済的危険を生じさせる狙いまたは効果を有する、単発または反復いずれかの、一連の容認できない行動及び慣行、またはそれによる脅威、ジェンダーに基づく暴力を含む」という暴力及びハラスメントの定義は歓迎できる。一連の概念は、暴力及びハラスメントがつながりをもち、区別することが困難であることが多いことを理解している。

一連の暴力及びハラスメントという概念はまた、特定の形態のふるまいを不注意に除外することなく、例えば、物理的な虐待及び暴行、性的暴力、言葉による虐待、いじめ、嫌がらせ、心理的な虐待及び脅迫、セクシャルハラスメント、暴力の脅威及びストーキングを含め、多重及び多様な形態における暴力及びハラスメントをとらえるのに十分幅広い。

行動と並んで慣行を含めることは、暴力及びハラスメントが、個人または集団の行動はもちろん、ある者の労働の構造的または組織的特性から生じうることを認めている。行動または慣行が容認できないものかどうかは、それを経験している者に対する、経済的影響を含めた、特定の（諸）影響に言及することによって決められるべきである。重要なことには、この定義は明確にジェンダーに基づく暴力を含んでいる。

提案された定義は、まだ現われていないかもしれない、または、労働の世界から生じるものとしてひろく認められている、暴力及びハラスメントの諸形態を含めることも許している。

3(b)：ジェンダーに基づく暴力の定義は、既存の国際文書のなかの定義に基づくとともに、それを拡張している。

3(c)：使用者のはばひろい定義は歓迎できる。この定義は、例えば、三角関係、インフォーマルな契約関係あるいは曖昧/偽装的な雇用関係を通じたものも捕らえるだろう。

3(d)：「労働者」の幅広い定義は歓迎でき、包括

的アプローチを確保するために使用者の定義を補完する。休職者、インターン、実習生、ボランティアや被用者に似た関係のその他の者は、暴力及びハラスメントを経験するリスクがもっとも高い者を特徴づけているが、暴力及びハラスメントからの保護を含め、労働保護から除外されることが多い。したがって、（複数の）国際文書の目的のために労働者の定義に明確に含めることが重要である。

4(a-e)：「労働の世界」の幅広い対象は歓迎できる。家庭内労働者、在宅ケア労働者、在宅労働者やテレワーカーが家庭内空間で労働を行うのに対して、インフォーマル経済労働者にとっては公共空間が職場であることも多い。労働安全衛生アプローチでみられるように、労働の世界と関連した状況における暴力及びハラスメントを予防する措置は、使用者の直接の管理下において、またはそうでないところでとることができる。したがって、常に使用者の直接の管理下になくとも、労働のための通勤中や、労働に関連した訪問、旅行、訓練、行事または社会活動との関連のなかで、暴力及びハラスメントのリスクを最小化するために使用者がとることのできる、及びとっている措置がある。労働者グループは、労働の世界の対象範囲に「使用者が提供する宿泊」の追加の検討を求めたいかもしれない。多くの労働者が寮その他の使用者宿泊設備に居住することを求められ、労働と自宅の間の区別があいまいになり、暴力及びハラスメントのリスクを高める場合も多い。三者構成専門家会議は、技術の不適切な利用を通じた、サイバーいじめ及びハラスメント現象が増加していることを認めて、いかなる新しい国際文書も「労働形態及び技術の変化から生じるものなど、労働の世界における暴力及びハラスメントにつながる可能性のある新たな課題及びリスクにも対応できるようにすべきである」と述べている。

5. 暴力及びハラスメントが水平的あるいは垂直的であり得ることを認めることになるので、第三者によって行われる暴力及びハラスメントを含めることは重要である。

C. 条約を視野に入れた結論案

前文(ポイント6(a)から(j))

前文はそれ自体は法的拘束力はなく、実施条項の上に立つことはできないとはいえ、国際文書の解釈にとって価値がある。影響を受けやすい状況にあるものを含め、労働者の幅広い適用範囲を確保する立場から、労働者グループは、1997年の民間職業仲介事業所条約(第181号)、2006年の雇用関係勧告(第198号)、2010年のHIV及びエイズ勧告(第200号)や2015年のインフォーマル経済からフォーマル経済への移行勧告(第204号)など、他の関係する国際文書の追加を検討することを望むかもしれない。

条約が暴力及びハラスメントのジェンダー・ディメンションに強い焦点をあてる必要性に留意して、前文のポイント6(d)-(j)は強く支持すべきである。しかし、労働者グループは、6(i)を強化する手段として「多重かつ交差的形態の差別」への言及を検討することを望むかもしれない。

ポイント7は、労働の世界における暴力及びハラスメントに効果的に対処するうえで重要な、代表的な使用者及び労働者の組織と協議のうえでの、統合的アプローチの必要性を確認するものである。

基本原則及び労働における権利並びに保護(ポイント8)

結社の自由及び団体交渉の尊重は、暴力及びハラスメント(の脅威)なく労働する権利を含め、他の権利の実現を可能にするためにとりわけ重要である。結社の自由の否定は、暴力及びハラスメントのリスクを高める重要な要因である。三者構成専門家会議の結論は、「自営の悪用を含め、ディーセントワーク不足につながる契約約定の不適切な使用により、結社の自由及び団体交渉の権利を行使できない労働者は、暴力及びハラスメントのリスクにもよりさらされやすい」ことを認めている。

最悪のかたちの児童労働、強制労働や人身売買に物理的及び精神的な暴力及びハラスメントが含まれる一方で、雇用及び職業に関する均等及び差別根絶に関連する核となる諸条約は統合的アプローチにとって必須である。

ポイント9は、すべての形態の暴力及びハラスメントを禁止する国の法令を採用するうえでの、すべ

での形態のジェンダーに基づく暴力に特別の焦点をあてる必要性を再確認するものである。

ポイント10は、10(a)～(i)に列挙した属性に基づいた不平等及び差別が、暴力及びハラスメントの根底に横たわっていることが多いことを認めている。ジェンダーと人種または障害など、差別の根拠が交差している場合には、暴力及びハラスメントのリスクが増悪される。この個人的特性のリストが、例示的であって網羅的なものではなく、平等及び被差別措置の対象範囲から一定のグループが除外されないことを確保するためのものであるということ指摘しておくことが重要である。労働者グループは、最低限、このリストがそのまますべて採用されることを追求すべきである。このリストの重要な漏れのひとつは、人種という属性に基づいた差別に関連している。労働者グループはそれゆえ、10(g)に「人種差別、民族性または宗教によって周縁化されている労働者たち」を包含する代わりの言葉を提案したいと望むかもしれない。ポイント10は、労働または経済の部門も、また労働者の範疇または労働形態の種類も狙いとしたものではない。

予防措置(ポイント11)

ポイント11の(a)及び(b)は政府に対して、社会パートナーと協議して、労働者が暴力及びハラスメントにより曝露している職業及び労働形態を、そのような労働者が効果的に保護されるようにするために、確認することを求めている。ポイント25(勧告)は、ハイリスクとみなされるかもしれない部門、職業及び労働形態の例を提供している。ここに列挙された部門は例示的であって網羅的ではないことに留意しつつ、ポイント25を条約に移すことも検討されるかもしれない。にもかかわらず、労働者グループは、ジャーナリストが多種多様な加害者及び職業/労働形態から暴力及びハラスメントにとりわけ曝露していることを踏まえて、ハイリスクな職業のリストに「メディア」を追加することを望むかもしれない。勧告のポイント25はまた、とられるかもしれない措置の種類を例を提供できるかもしれない。勧告のポイント26は、ハイリスクな部門または職業において暴力及びハラスメントを根絶する諸措置の採用によって、一定のグループの労働者が不利益を被らない

ようにするために重要である。これは、平等及び差別の促進にとって基本的であり、そのような罰はこの国際文書の全体的目的と一致しない。労働者グループはそれゆえ、条約によってこれに対処するよう検討することを望むかもしれない。

ポイント12は、心理社会的リスクへの対処を通じたものを含め、すべての形態の暴力及びハラスメントを予防するために使用者がとることを求められる諸措置を設定している。諸措置は、労働者及びその代表と協議して策定されなければならない。使用者によって採用される暴力及びハラスメントに関する方針の設計、実施及び監視に、労働者とその代表が関わるべきであることを含め、さらに詳しい内容がポイント23及び24に示されている。労働者グループは、この要求事項を条約に移すよう検討することを望むかもしれない。

執行、監視及び被害者支援(ポイント13)

適切かつ効果的な救済措置を含め、安全、公正かつ効果的な紛争解決メカニズムは、労働の世界における暴力及びハラスメントに成功裏に対処するうえでの核心である。重要なことに、ポイント13(d)は、ジェンダーに基づく暴力の被害者の、専門的な紛争解決メカニズム、救済及びサービスへのアクセスに言及している。勧告のポイント27、28、29及び30は、救済が適切かつ効果的であることを確保するためにとられるかもしれない諸措置のさらに詳しい内容を追加している。労働の世界における暴力及びハラスメントを経験した労働者にとって、現実にはできることは辞職だけということも多いことを踏まえれば、労働者グループは、救済は補償伴う退職の権利に限定されてはならないという要求事項を条約に移すよう検討することを望むかもしれない。

効果的な紛争解決メカニズムに関して、条約は、1967年苦情審査勧告(第130号)に沿って、「国内の法令または慣行にしたがい、苦情審査手続に直接参加するとともに、苦情の審査が行われている間、労働者団体の代表、当該事業場の労働者の代表または自らが選ぶその他の者により援助を受けまたは代理される」労働者の権利に言及すべきである。

ポイント13(e)は、労働の世界における家庭内暴

力の影響を扱う一方で、勧告のポイント31は、それらの影響に対処するためにとられる諸措置を設定している。

支援及び手引き(ポイント14)

ポイント14(及び勧告のポイント36)は、教育、訓練及び注意喚起を含め、暴力及びハラスメントに対する統合的なアプローチに関わる重要な条項を含んでいる。

実施手段(ポイント15)

ポイント15は加盟国に、実施手段を決定するうえで一定の柔軟性を認めている。

D. 勧告を視野に入れた結論案

条約とは対照的に、勧告は開国に、非拘束的性質の追加的な手引きを提供するものである。それはしたがって、条約の文書に関連するとともに、それを補足するものである。

勧告の内容は、6月に交渉される条約の内容に大きく依存することから、いくつかのきわめて予備的なコメントを提供する。

ポイント20は重要であり、移住労働者の状態にかかわらず適用し、1975年移民労働者(補足規定)条約(第143号)及び2006年のILO労働力移動に関する多国間枠組みと一致している。

ポイント27:補償には、例えば、失われた賃金、社会保障給付、ボーナス/昇進、苦痛の補償的損害賠償が含まれるべきであることを特定する言葉を追加することが検討されるかもしれない。

ポイント29(e)は、ジェンダーに基づく暴力に対処する、特別の紛争解決メカニズムに関して、立証責任の転換に言及している。この点は重要であり、多くの国の裁判において差別の事例が扱われるやり方と一致している。

ポイント36:「差別、不均衡な力関係、及びジェンダー、暴力及びハラスメントを支持する文化的及び社会的規範」の影響を認めることは重要である(勧告のポイント24も参照)。



※<https://www.ituc-csi.org/IMG/pdf/agendaitemv-itucbriefingnoteviolenceandharassmentintheworldofwork.pdf>

職場いじめの実態と改善対策

キム・ドンヒョン弁護士

韓国労働社会研究所「労働社会」2018年5.6月号掲載論文

「職場いじめ」という言葉が社会的に流通するようになったのは比較的最近のことだ。この頃は『職場の甲質』『職場暴力』など、自分の人権侵害を労働者が自ら命名して、相談を要請するケースが頻繁になった。しかし、4～5年前まではと言えば、自分が遭ったり目撃したことを、いじめだと言うことができなかった。辛くても、それが問題になる状況だとまで認識できないケースも多く、自らが耐えるべき日常であったり、酷いときは、そういう問題が自らに起因すると自分を叱責するケースもあった。もし問題があると考えたとしても、訴える場所がなく、最後までに我慢できなければ辞めてしまうのが今までの現実だった。

そうした点では、このような問題を表現する言葉が広く使われ、労働者が自らの状況を我慢するのではなく、社会的に解決すべき問題だと認識するようになったことは、大きな変化と言えるだろう。それでもいじめによる人権侵害を訴える労働者と相談して、いつも最後にする言わざるを得ない言葉がある。現行法上職場のいじめに関する規定と制度がないため、あなたのいじめを直ちに解決することは簡単ではないという、現時点の限界についてだ。それなら他の国ではどのようにしているのだろうか？他の国でも私たちと同じ問題が発生しているのだろうか、或いは既に制度的に対応しているのだろうか？私たちは職場いじめ問題をどのように扱い、解決しなければならぬのだろうか？このような疑問は、私たちの現実を変えるために解決される必要があった。筆者が参加した国家人権委員会の2017年「職場いじめ実態調査」は、このような問題意識の

延長線上にあった。この研究は職場のいじめに関する全般的な実態調査に基づいて問題状況を正確に把握し、具体的な対応方法を導き出すことまでを目標にした。以下に、上の研究内容を中心に、職場のいじめの実態を分析し、改善方を提示しようと思う。（注：以下は筆者が参加したホン・ソンス他の「職場内いじめの実態調査」、国家人権委員会の人権状況の実態調査研究の委託報告書の内容の一部を整理し、修正したもの。）

会社員の3分の2がいじめを体験している

職場で発生するいじめの実態を調べて対策作りの基礎資料とするために、アンケート調査と面接調査を実施した。アンケート調査では、いままでに1年以上の職場経験がある、満20歳以上64歳以下の、成人の男女の、賃金労働者と特殊雇用形態による従事者1,506人を対象に、職場いじめの実態を把握した。まず、客観的な方法で測定した最近1年間のいじめの被害経験は、全回答者の73.3%、被害経験の行為の回数は平均10.0回となった。主観的な方法で測定した類型別のいじめ被害経験は、「個人的ないじめ」の経験が全回答者の39.0%、「集団的ないじめ」の経験が5.6%となり、「組織的ないじめ」の類型としては、経営戦略によるいじめが22.4%、労働組合活動や労働者たちが集まることを妨害するいじめが4.6%となった。

客観的な方法に比べて、主観的な方法で測定したいじめの経験率がより低くなり、客観的な被害の中で回答者が自らいじめだと感じる主観的な被害のレベルが高いため、私たちの社会で職場い

めの被害が広く発生していることが分かった。類型別には、個人的ないじめの経験率が最も高かったが、経営戦略によるいじめもたくさんあることを確認できたが、これは外国の事例と比較してみた時に、特徴的なことだった。客観的ないじめの経験のうち、差別に該当する行為があったという応答は50.5%で、回答者はとくに年齢(16.4%)と社会的身分(16.2%)によって差別を経験したと感ずる事例が多かった。

いじめの行為者(加害者)は、役員・経営陣を含んだ上級者が77.6%で最も多く、職場のいじめが職場内の権力関係を利用して発生するということが確認でき、回答者の職業別には、依託・販売職の従事者集団において、顧客などによるいじめの経験が16.8%で、他の集団より高く現われた。これは、職場いじめの禁止と被害救済対策を摸索するにおいて、職場の構成員が、職場の外部の人によって発生するいじめの問題にも関心を持たなければならないという必要性を提起していると言える。

回答者が職場いじめの被害に遭ったときの周辺の対応をみた結果、相談と苦情処理手続の関連者、当事者の直属上司、その他の上級者、同僚や下級者など、職場の構成員による二次加害の経験があるということが分かった。これは、いじめ発生以後の二次加害を予防して統制する積極的な方策が要請されることを示唆する。回答者は、いじめの被害を経験した以後に特別な対処をしていないケースが最も多かったが(0.3%)、その理由は、△対処しても改善されないだろう(43.8%)、△関係上の不利益を憂慮(29.3%)、△業務上の不利益を憂慮(19.2%)、△雇用上の不利益を憂慮(17.0%)等だった。いじめの被害経験に特別な対処をしたケースでも、「相手方に対する直接的な問題提起」(26.4%)が最も多く、公式的な対応につながるケースは稀だった。

対処の効果は、損害賠償請求訴訟を除いては、それほど効果的でなかったという回答が多かった。このような結果を見る時、職場いじめの被害者が公式的に問題提起をする場合、いじめの中止と再発防止などの適切な措置が執られ、被害者が不利益をこうむることがないようにする手続きの整備

が必要だと考えられる。

かえって『被害者』の不利益に

また、被害者への対処でも、いじめの行為者にはなにごとも起こらないケースが最も多く(53.9%)、せいぜい行為者が個人的に謝罪(39.3%)するといったように、個人的なレベルで終えられるケースが大部分であったが、これは職場のいじめに対して、未だに適切な措置が取られていない事例が多いということを意味している。

一方、いじめの被害者への対処には、被害者の不利益に繋がるケースが多かった。被害者はいじめに対する対処以後、△自発的な部署や勤務地の移動(22.1%)、△望まない部署や勤務地への移動(18.7%)、△解雇や退職勧奨、労働契約の更新拒否(13.7%)、△自発的な退職(6.6%)、△その他の雇用上の不利益(4.3%)を経験した。また、△業務上の不当な待遇や不利益をこうむった(31.1%)り、△そのような対処をしたという理由で非難された(29.5%)り、△悪意のうわさが弘まることを経験(26.9%)した。雇用上の不利益、業務上・関係上での不利益の経験を重ねてみると、被害者が自発的に部署・勤務地の移動、退職したケースなど、被害者が経験した業務上・関係上の不利益が非常に多くなった。このことから、いじめに対する対処を理由に行われる雇用上の不利益かどうかを判断する時に、被害者の雇用の上での変化が外見上は自発的に見えるケースでも、実質的な強制性があったかどうかに関する調査と判断が必要だと考えられる。

いじめ被害の影響をみると、△職場いじめによって真剣に離職を考えた(66.9%)、△上級者や会社に対する信頼が落ちた(64.9%)、△業務能力や集中度が落ちた(64.9%)、△同僚との関係が疎遠になった(33.3%)等の否定的な影響が現れ、実際にいじめによって離職する事例もめずらしくはなかった。また、被害経験者の相当数には、いじめに因る精神的、身体的な健康に対する否定的な影響があったが、その中には、診療や相談が必要だったにもかかわらず適切な医療的な対応がされない事例もかなりあった。とくに、回答者の憂うつ水準に関しては、職場いじめの被害経験の頻度と憂うつ

水準を重ねて分析した結果、うつ病を疑われる水準は、いじめ被害の最大頻度が週1回以上あった集団であり、とくにほとんど毎日被害を経験すると答えた集団の憂うつレベルは非常に高かった。以上のような職場いじめの否定的な影響をみると、その危険性と社会的な対策作りの必要性を確認することができる。

一方、職場いじめに対する職場の態度についての質問に関しては、回答者の25.6%が、自身の職場で職場いじめを、実績や成果向上のための一般的な手段として利用していると答え、いじめが「成績向上」のために利用されている現実を確認することができた。そして、自身の職場で職場いじめを重要な問題として認識していないという評価は40.1%の水準で現われたが、これは私たちの社会において、職場いじめが重要な問題だと考えられていない事例が少なくないことを示していると言える。

社内の職場いじめに関する手続きに関しては、職場いじめについて、相談したり苦情処理を要請できる担当者または担当窓口があって、回答者がこれを利用する資格があるケースは、全体の21.2%に過ぎなかった。また、職場いじめに対する政策や対応手続きは、△すでに用意されている(14.8%)という応答や、△現在作っているところだったり、まもなく作る予定(6.6%)という応答を合算しても、20%を若干越える水準に過ぎなかった。いじめ発生時の異議申し立てに対する同僚や会社への期待の程度についても、△同僚に対する肯定的な期待(49.1%)が、△上級者に対する期待(43.0%)と、△会社に対する期待(42.7%)よりも多少高い水準だったが、すべての対象に対して肯定的な期待をしているという回答者の比率は、半分にもならなかった。これによって、いじめが発生しても、公式に異議申し立てをすることには困難を感じており、公式的な異議申し立てによる問題解決という手段が、信頼されていないことを確認することができた。

労務管理に利用される職場内いじめ

面接調査は、14の事業場の19人を対象に行ったが、その結果もアンケート調査によって把握した結果と大きくは変わらなかった。まず、いじめは時

間を経つほど、複合的で進化する様相を帯びる。調査に応えた労働者のほとんどは、短ければ数か月、永ければ2年余りにわたっていじめの苦痛を味わっていた。深刻な事例では、いじめの加害者が上級者から人事の権限者、さらには組織の全体にわたっていた。組織全体によるいじめは、同僚を加害者として参加させるところにまで及んだ。また、初めは上級者の暴言や労働者同士の揉め事から始まったが、後には該当の労働者に辞職を迫り、『仕事ができない』と公開的に恥をかかせたり、非難されるようにし、仕事場所を隔離して同僚との関係を断絶するなど、時間が過ぎるにつれていじめ行為が加重され、その強度が強まり、複合的に進展する様相を見せた。

面接調査で特別に確認できたことは、企業の労働組合活動に対する排除の意志としていじめが行われる場合、その結果が同僚との関係を歪めさせ、これは労働者の心理的な萎縮を強めるという点だった。労働組合に対する企業の敵対政策は、彼を敵とさせ、他の労働者が公開的に組合員を非難して暴力的な行動をとることを補助し、深刻なレベルのいじめに至らせるということが確認できた。また、労働者はいじめを解決する苦情処理システムがないということを訴えた。むしろいじめの加害者に該当の苦情内容が伝えられ、いじめが強まったり、隠蔽されるケースもあった。労働災害の申請も容易なことではなく、法的な対処方案を見出すことへの困難も訴えられた。

実態調査の結果を総合すれば、私たちの社会で、職場にいじめが広く発生し、労働者が被害を認識しているにもかかわらず、職場内での認識が低くだけでなく、組織内では職場いじめをある程度は許される行為として理解しているものと評価することができた。これによって、職場いじめを予防して救済する制度が不備で、既存の社内システムも職場いじめを救済することにはキチンと機能できなくなっており、したがって職場いじめの予防と救済のための政策的な代案の探索の必要性を確認した。

職場いじめの予防と救済のための 法制度と政策の改善法

職場いじめ予防のための対策として、まず、組織内部からの予防教育の実施が挙げられる。職場いじめを予防するための対応の始まりは、職場いじめが「禁止された行為」であることを組織の内部で認識することである。潜在的な加害者は、上司の指示や使用者の侮蔑的な処分が、階級的な権力関係と組織文化の中では容認されると理解し、職場いじめの不法性を認知できていないケースが多いためだ。したがって、職場いじめに対する対応の出発点は、職場いじめの予防教育を通じて組織内文化を改善し、職場いじめを禁止された行為だと認識できるようにすることだと言える。

次には、いじめが組織内で容認されないという内容が、組織内部の規範として定着しなければならない。組織内部の規範は、最高経営者のメッセージから、社内規定あるいは団体協約まで、制定の主体と形式、内容などにおいて様々だが、その核心は、いじめは組織の内部で容認されないことだということを確認することである。予防のための政府の役割も重要だ。日本のように、中央部署が職場いじめが重要な社会問題だということ認識して、その予防と救済のための政策を樹立しなければならない。政策には基本計画から関連部署別の細部的な課題まで含まれなければならない。政府次元の政策的な対応の前提として、現況把握のための広範囲な実態調査を実施し、これを基に、現状に対する十分な分析が行われなければならない。

いじめ事件発生時の救済に関しては、すでに差別禁止法、労働法、民事救済、刑事救済などで、いじめ行為の一部がすでに規制されているが、職場いじめを効果的に救済していると評価するには難しい。立法的には、勤労基準法と産業安全保健法、産業災害補償保険法などを改正したり、差別禁止法の制定などの方法が必要で、もう少し積極的には『職場いじめ禁止と権利救済などに関する法律』を制定して、職場いじめ問題に関する総合的な対応を準備することが必要だ。この法には、職場いじめの定義と禁止義務の付加、予防教育の義務化、政府の基本計画樹立などの支援方法の法制化、救済機関と手続きの法制化などが含まれることになる。

職場いじめに対する迅速な対応の必要性を考えてみたとき、組織内部の社内苦情処理システムを整備することが何よりも重要な課題だ。しかし、経営戦略または苛酷的な労務管理の形で引き起こされるいじめは、その目的と加害者の要素を考えた場合、社内手続きによっては解決されにくく、労働委員会、雇用労働部、国家人権委員会など、各機構が適切な役割を果たすことが重要だ。既存の労働事件と連動して問題を扱うためには、労働委員会と雇用労働部が有利なこともあるが、職場いじめを『人権尊厳』の問題と捉えて、労働者の人権を積極的に保障するためには、人権擁護機構である国家人権委員会の役割も重要だと判断される。ただし、これらの外部機構が職場いじめに適切に対処するためには、十分な人材と専門性の確保などの措置が必要だろう。

労働組合が職場いじめの問題に取り組まなければ

職場いじめは、職場内で発生するそれ以外の人権侵害とは違って、概念の定義と範疇の設定、本質的にはこの問題の性格をどのように規定するかから、困難にぶつかる。例えば「いじめて自ら出て行くようにさせる」ような苛酷的な労務管理といった意図のないいじめを除けば、多くの職場のいじめは、表面だけ見れば個人同士の揉め事から出発する。そうすると、ある人は、職場いじめを単純な一つの職場内の個人間の揉め事として片付け、その原因と解決策を個人に求めたりする。しかし、いじめは社会的な通念と、根の深い組織文化に起因するケースが多い。筆者が相談を受けたり目撃した職場いじめの事例をみると、個人と個人との揉め事から出発したいじめが、組織内の規範によってその行為が容認され、被害者にはこれに順応するように要求して、結局、相談者の深刻な被害に繋がった。いじめ行為の態様が、権力、職位と結び付いてより一層激しくなるケースもあった。

これは職場いじめを、一人個人の性格の改造や、組織文化についての個人の適応など、純粋に個人的なレベルの問題に置き換えてはいけないうことを示している。すなわち、職場いじめの問題を『共同のもの』と認識し、『共同の問題』として議

題化することが必要である。ノルウェーの労働活動家は「社会的な網が崩壊する時」という本で「いじめは被害者の人間にとってだけでなく、われわれの共同体感覚に打撃を与える。共同体が個人を保護できなければ、個人は共同体に関心を持つことを躊躇するだろう。社会的な網が崩壊する」と言い、職場でのいじめを、労働組合の重要な課題として取り上げなければならないとも提案している。

したがって、職場いじめ問題の解決において、労働組合の役割は大変重要である。被害労働者と相談して支援する役割、被害者に代わって、加害者あるいは使用者と闘って、被害労働者を保護する役割、職場いじめの禁止と予防措置を団体協約などの規範によって制度化する役割など、予防と救済のすべての場面で、労働組合の役割が必須的に要請される。いままでこの問題が労働組合の注意を惹くことがなく、主要な闘争議題において副次的なこと

に置き換えられたりしたが、最近になって職場いじめを主要な闘争議題と想定する労働組合が生まれているということは、好ましいことと評価できる。

より多くの問題提起が様々なチャネルから起こらなければならない。私たちの社会に如何に多くの職場いじめが存在するか、特に、脆弱な地位に置かれている労働者がどんなにたくさんのいじめに、構造的に曝されているかについての調査が依然として不足している状況である。したがって、労働組合は組合に加入している事業場での職場いじめの問題解決だけでなく、労働組合がない事業場などで苦しんでいる労働者に対しても、一緒になって対応することが必要だ。「共同のこととして対応する」、すなわち連帯を拡張して強化することが、職場いじめへの対応の最も重要な核心の部分であり、労働組合運動の本質でもあるからだ。



(翻訳：中村猛)

IMC通信第39号(2018.8.20)から いじめメンタルヘルス労働者支援センター

厚生労働省と意見交換 「ハラスメント防止は各国の実態を 踏まえた枠組みで」

3月23日、全国労働安全センター連絡会議は厚生労働省と意見交換を行いました。それを踏まえて8月3日、メンタルヘルス・ハラスメント対策局は、再度、意見交換を行いました。事前に提出した「要望書」は、職場のパワーハラスメント防止対策、過重労働による健康障害の防止対策、ストレスチェック制度、精神障害の労災補償について、など多岐にわたりました。

ILO第107回総会が、5月28日から6月8日まで開催されました。メインテーマに「職場における暴力とハラスメント」です。ILOは各国に事前質問書を送付し、もっとも代表的な使用者・労働者組織と協議のうえ、2017年9月22日までに意見を提出することを要求しました。総会での議論はその意見等を集約

した「報告書」を基調にすすめられました。

これを踏まえ「日本政府は、総会に向けてどのような意見書を提出し、総会ではどのような報告をしたのか公表すること。とくに、意見書で『当該条約では、各締国が仕事の世界におけるあらゆる形態の暴力及びハラスメント、とりわけあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を禁止する国内法令を定めるべきであると規定すべきか?』の質問に回答しなかった理由を明らかにすると」を要請しました。

厚生労働省は、ILOに対する意見書や発言についてはこれまでも公開していないと回答しました。また、国内法令を定めるべきであると規定すべきかには回答しなかったのではなく、ILOが回答内容をきちんと受け止めなかったと回答しました。

対策局は、ILOには政労使による「三者構成原則」がある、政府の意見等が労働者に明らかにされないのはその原則を逸脱することになると主張しました。総会を傍聴すれば情報は取得できるというものではなく、労働者が知るには多くの困難を伴

う、政府は労働者に日本語での情報を提供するよう持ち帰って検討してほしいと要請しました。(くしくも「三者構成原則」は今回のILO総会のテーマのひとつになっていました)。

後日、回答が届きました。「本文書について、一律に公表しないとの決定が行われたということはございませんので、必要に応じて判断させていただきたいと考えております」という添え書きとともに、事前質問票に対して提出した文書が届けられました。その抜粋です。「暴力を禁止する国内法令を定めるべきであると規定すべきか?」への回答です。

「職場における暴力・ハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける許されない行為であり、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなる。また、企業にとっても、場秩序の乱れや業務への支障につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題である。

ただし、『暴力』や『ハラスメント』は、事案ごと(暴力やハラスメントの受け手ごと等)に様々であり、これらの行為に対して何らかの措置の対象に位置付けるに当たっては、暴力及びハラスメントの内容・範囲が措置それぞれに応じて画されることが必要であると考え。

さらに、各国における実態を踏まえ、効果的な暴力およびハラスメント防止の取組みが可能となるような枠組とするべきと考える。」

この回答が日本政府の見解の基調になっています。つまりは規定には措置等は必要ないという意見です。ILOに提出された、業種ごとのハラスメントの実態調査資料として「消防職員向けハラスメントの実態調査結果」が提供されました。

ILO第107回総会(5月28日～6月8日) 日本政府「勧告により補完される条約」 を主張

ILO第107回総会のメインテーマに「職場における暴力とハラスメント」です。ILOでこの問題の議論が行われるのは初めてです。総会は、国際・国内の取り組みに関する基準設定と加盟国政労使の見解を記した報告書をもとに議論が行われました。

〈文書の形式〉は「仕事の世界における暴力及びハラスメントに関する基準を採択すべきである」としたうえで「勧告により補完される条約」とすることが採択されました。

加盟国の見解においては、ハラスメントを規制するのは60か国でした。

日本政府は、「各国の体力を踏まえれば勧告がふさわしい。条約を策定する場合には柔軟性をもった枠組み条約が適当」と主張しました。使用者側代表は、「各加盟国が園内法との整合性を確保しながら実施できるよう、柔軟な枠組みとすることが求められる」と主張しました。

〈定義及び範囲〉については、身体的、精神的、性的または経済的損害を引き起こすことを目的とした、又は結果を招くもしくはその可能性がある一定の許容できない行為及び慣習又はその脅威と解されるべきであって、ジェンダーに基づくハラスメントを含む・ジェンダーに基づくハラスメントは、性もしくはジェンダーを理由に人に対して行なわれる暴力及びハラスメント、又は特定の性もしくはジェンダーの人に不均等に影響する暴力及びハラスメントと解されるべきであって、セクシャルハラスメントを含む・仕事の世界における暴力及びハラスメントの被害者及び加害者は、使用者、労働者、それぞれの代表者及び第三者(依頼人、顧客、サービス提供者、ユーザー、患者及び公衆を含む)がなり得る、などが採択されました。

〈条約の主な内容〉では「仕事における基本的原則及び権利並びに保護」として、各加盟国は、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを含む、仕事の世界における暴力及びハラスメントを禁止するための国内法を導入すべきである・各加盟国は、女性労働者並びに仕事の世界において暴力及びハラスメントによって不均等に影響を受ける一又は二以上の脆弱なグループ又は脆弱なグループ置かれているグループに属する労働者を含む、すべての労働者の平等及び無差別の権利を確保する法令及び政策を導入すべきである、が明記されました。

今回、勧告内容についてすべてを議論できませんでした。修正案は政労使からあわせて307本が提出されました。政府側からは191本提出されまし

たが、そのうち32本が日本政府でした。日本政府は、職場のいじめ防止対策への取り組みは消極的です。そのようななかでたくさんの労働者が被害に遭っていることを直視する必要があります。

来年のILO総会は、第二回目の討論が行われます。労働者の人権、人格権・尊厳を守るために日本政府の姿勢を転換させる運動を進めていかなければなりません。

3月30日に厚生労働省は「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」報告書を公表しました。そこでは防止対策として措置義務に至らなかった理由に、中小企業での実行が困難などがあげられています。

これについて、「例えばセクシヤルハラスメントについて、中小企業だからという理由で現行法の措置義務を果たすことができない理由などない」と考えるが、なぜパワーハラスメント防止については、中小企業では支援がないと可能ではないと考えるのかを説明すること」を要請しました。

厚生労働省は回答することができませんでした。ハラスメントが発生する原因は企業の規模ではなく、経営者の理念です。「中小企業」は、大企業等がやりたくないことを言いわけする隠れ蓑です。

「昨年発表された過労死等調査研究センターが行った労災請求事案のデータベースの分析について、過重労働疾患の労災認定状況の改善のために、データを活用すること」を要請しました。

後日、文書で回答がありました。

「労働基準監督署においては、医学的知見を踏まえ策定された災認定基準に基づき、事業主が有する記録だけでなく、同僚など関係者からの証言等様々な情報を基に総合的かつ適切に業務上外の判断を行っているものと考えている。

御指摘のデータベースは、わが国における過労死等の防止のため対策に資することを念頭に置いて分析を行っているものと承知しており、直ちに労災補償業務に活用できるものとは考えていない。」

同じ省内においてもタテ型行政は解除されず、資料は作成することが目的になっています。総合的に、有機的に活用することではじめて本質に迫る対策ができます。

韓国「感情労働者保護法」成立

韓国では、3月に「感情労働者保護法」と呼ばれる産業安全衛生法が改正され、10月18日から施行されます。韓国労働部は感情労働 (emotional labour) を「職業上の接客時において、たとえ自分の感情が良いとか悲しいとか腹立つ状況にあっても、会社が要求する感情と表現を顧客に見せることができるなどの顧客対応業務」と定義しています。

法は、事前措置義務として、事業主に「暴言を禁止する」などの文書を事業場に掲示する、顧客対応マニュアルを作成して労働者を教育したり、休息空間を保障するなどを実行して業務ストレスを減少させる対策を義務づけました。

事後措置義務としては、事業主に、感情労働者が顧客から暴言を吐かれた、暴行に遭ったなどにより健康に被害が生じるおそれがある場合は、業務を一時的に中断させたりしなければならぬことを義務づけました。さらに業務復帰にあたっては、身体的・精神的な安静がとられるよう十分な休息時間を与えなければならない、治療や相談を支援する義務づけています。

「感情労働者保護法」は社会的合意の到達点

職場のハラスメントや暴力は、身体的、心理的攻撃や性的行為におよびます。さらに第三者からの暴力は、労働者の権利や尊厳が侵されたり、職業上の名誉を傷つけられたりします。それらがエスカレートしながら際限なく続けられたりします。

韓国における感情労働者に対する保護対策は、労働者からの問題提起と要求、利用者の呼応した運動、労働安全衛生問題の専門家による問題提起、国会議員の院内活動が一体化して議論が続けられて社会的合意に到達した成果です。ソウル市などでは「権利保護などに関する条例」を制定させました。その結果が国の方針となりました。そして、労働者・労働組合の現場での闘いで労使協定締結、労働条件改善に結びつけています。その地平は、非正規労働者の正規労働者への転換などの闘いと問題認識を共有しています。

(以下省略、66頁記事も参照)



労働関連疾病を確認する方法： 監視・警報アプローチのレビュー

欧州労働安全衛生機関(EU-OSHA) 2017年8月22日

8 結論と勧告

8.1 新たな/現出しつつあるWRDsを発見するための様々なアプローチの統合

新たな/現出しつつあるWRDsを発見することのできるいくつかのタイプの監視システムが文献に記述されており、本レビューに含められた。それらのシステムのいくつかは主として補償に基づく目的のために設計されているが、それでもなお新たな/現出しつつあるWRDs発見のために有用な情報を生み出しており(グループ1)、他は主としてデータ収集・統計目的に設計されたシステムであり(グループ2)、また、いくつかのシステムは事象監視アプローチに基づいて創設されている(グループ3)。また、労働者を含めた一般人口の労働関連衛生を監視するシステムのグループもある(グループ4)。

・新たに/現出しつつあるWRDsに向けた事象監視アプローチの強み

新たな/現出しつつあるWRDsを発見する場合、事象監視システム(グループ3)がもっとも適当なアプローチをもっているように思われる。健康事象監視(SHE)モデル(セクション4.5.2に記述)にしたがい、これらのシステムに報告された新たな/現出しつつあるWRDの事例は警報シグナルとして解釈され、高い能力を有する専門家らによって労働関連性が確認された場合には、それが増強される。この場合、医師向けのガイドラインの策定、同僚労働

者に狙いを定めた対策、当該疾病の特定の職場リスク要因に対する対策など、予防措置が実施される。予防との直接の結びつきがこれらのシステムの主要な強みのひとつである。大部分の事象監視システムは、明確に新たな/現出しつつあるWRDsを発見するために設計されている。いくつかの良い事例が、近年EU諸国で実施されており(例えば、SIGNAAL、OccWatch、労働衛生警報グループ(GAST)等)、EUでこの問題を扱ううえでの前進を示している。さらに、最近開発された国際的システム(SIGNAALとOccWatch)は、国境を超えた知識・経験共有のためのネットワークの創設が、新たな/現出しつつあるWRDsの監視・予防における有望な改善であることを示している。にもかかわらず、本報告書のなかで確認された他の3つのグループも、事象監視アプローチにしたがって設計されたものでなかったとしても、新たな/現出しつつあるWRDsの発見に貢献することができる。

・「オープンリスト」アプローチの補償に基づくシステムへの統合

補償に基づくシステム(グループ1)は、一般的にそのように設計されたものではないが、WRDsの疑われる事例の報告を許し、それがその後さらに調査される、「オープンリスト」アプローチを含む場合には、新たな/現出しつつあるWRDs発見のために活用することができる。例えば、スペインの補償に基づくシステムはすでに確立されたODsのためのもの(SEPROSS)と、現在はそうではないが今後ODsとみなされるかもしれない労働

に関連した非災害性健康影響のためのもうひとつ (PANOTRASTSS) - の2つの別々の報告スキームをもっている。同様に、本報告書のなかで記述したスイスと台湾のシステムは、補償と関連しないが、指示された場合には確認された事例の今後の補償を開始する可能性のある、追加的報告スキームをもっている。これらの追加的報告スキームは主として補償はもちろん、予防と新たな/現出しつつあるWRDsの確認に狙いを定めている。

- ・データ収集・統計目的に設計されたシステムで労働関連性の評価と予防との結びつきが改善されるべきである

主としてデータ収集・統計目的に設計された補償と関連しないシステム (グループ2) も、新たな/現出しつつあるWRDs発見のために活用することができる。しかし、後者は、新たな/現出しつつあるWRDsの疑われる事例が関連する専門家らによって評価され、かつ、これらの新たな/現出しつつあるWRDsの知見が普及・予防対策と結びついた場合にのみ可能である。グループ2の多くのシステムが現在新たな/現出しつつあるWRDsに向けたこの種のアプローチを用いていないとしても、フランスのRNV3P、イギリスのTHOR、イタリアのMALPROF、ノルウェーのRAS、スペインのナバレにおける監視システムなど、新たな/現出しつつあるWRDsの発見に有用ないくつかのシステムがある。これらのシステムのすべてが、疑われる新たな/現出しつつあるWRDsの各事例の徹底した調査及びフォローアップを実施している。しかし、それらの不十分な予防との結びつきは弱点であり、これらのシステムの将来の改善の余地を提供している。

- ・特定疾病公衆衛生監視システムも新たな/現出しつつあるWRDsに関する重要な情報を提供することができる

労働者・非労働者に狙いを定めた公衆衛生監視システム (グループ4) は、一般の人々の健康を監視するための幅広い対象をもっており、一般的には新たな/現出しつつあるWRDs発見に狙いを定めたものではない。にもかかわらず、それらのシステム

は、他の3つのグループで記述したシステムに対する、価値のある補足的情報源になり得る。イギリスのSWIやアイルランドのQNHSなどの全国規模の調査は、労働力人口における可能性のある新たな/現出しつつあるWRD健康問題の一般的概観を提供することができる。この種のデータは、他のタイプの監視システムで実施することのできる監視の優先事項を決定するうえで、新たな/現出しつつあるリスクの分野の専門家に役立つ可能性がある。相対的に狭い対象範囲をもち、ある特定のタイプの疾病の監視に焦点をおいた公衆衛生監視システムも、より重要な具体的な労働関連情報を提供することができる。例えば、フランスの筋骨格系障害や胸膜中皮腫を監視するシステムやアメリカの農業監視システム (PISP) は、報告された各事例について労働関連性についての詳細な調査とフォローアップを提供する。また、アメリカのPISPは農業規制のために対応する当局と結びついており、農業使用の制限を開始することができる。

8.2 包括的なデータ収集と対象範囲

- ・データの収集に対する異なるアプローチ

本報告書で記述した事象監視・警報システムは、設計において多様であるだけでなく、データ収集に対するいくつかの異なるアプローチも導き出している。(主として医師によってなされる) 新たな事例の報告はデータ収集の重要な手法であるが、他の補完的アプローチもまた確認された。例えば、いくつかのシステムは、異なった情報源のデータマイニングを活用している。ワシントン州のSHARPプログラムの場合、これは労災補償データベースのデータのレビューによってなされるのに対して、フランスのRNV3Pでは、これは補償とは関連のないデータベースで新たな疾病-曝露関係を検索することによってなされる。ニュージーランドの特定疾病監視システムNODSの場合には、労働関連呼吸器疾病を監視するための呼吸器疾病全国登録における専門家パネルによってデータマイニングがなされ、イタリアのOCCAMプログラムの場合には、データマイニングは労働関連がんを検出するためのがん登

録を調査する。後者はジェンダーに配慮したデータの収集・分析の良い事例でもある。病院退院記録とイタリアがん登録のデータマイニングを通じて、ジェンダー及び経済部門と関連する労働関連リスクを確認・評価することによって、この手法は特別の配慮が必要な影響を受けやすいグループに関する価値のあるデータを提供する。これは、EU中の他の諸国で容易に実施することのできる低コストな手法である。

・特定の労働者グループの対象範囲

OCCAMはジェンダーに配慮したアプローチを使っているが、ジェンダーに関連した情報が他の監視システムでどの程度活用されているかは明らかでない。すべてのシステムが双方のジェンダーをカバーしているものの、それらのシステムによるデータの活用に関する情報はみつからなかった。ジェンダーに配慮したアプローチは、とりわけ対象範囲の狭いシステムで促進されるべきであり、またしたがってジェンダーと関連する労働関連リスクを調査・対処するためのより多くのリソースをもつべきである。また、自営業者やいくつかの特定の部門（例えば農業、軍事・警察部門、公務員）など一部のグループは、本レビューで確認されたシステムのなかでは不十分にしかカバーされていない。大部分のシステムが自営業者を除外している。対照的に、EU内の多数のシステムはその監視スキームのなかでSMEsをカバーしていると報告した。これは心強いことであり、このアプローチも他のすべてのシステムにおいても実施されるべきである。したがって、SMEsはもちろん、すべての経済部門をカバーすることは、事象監視・警報システムの改善目標のひとつであるべきである。

・疾病の対象範囲

疾病の対象範囲に関しては、全WRDsを監視するシステムと特定のグループのWRDsに狙いを定めたシステムとを確認した。後者のいくつかは、労働関連呼吸器疾病を発見するために設計されており、ワシントン州のSHARP喘息監視プログラム（グループ1）、イギリスのSWORD、南アフリカ

のSORDSA、カナダのOWRA、オーストラリアのSABRE、フランスのONAP2（グループ2）、ニュージーランドのNODS呼吸器疾病パネル（グループ3）である。その他のWRDsについては、以下のグループを監視するためのシステムを確認した。労働関連皮膚疾病（イギリスのTHOR-EPIDERMとアメリカのSHARP皮膚炎プログラム）、労働関連がん（イタリアのOCCAMとニュージーランドのNODSがんパネル）、筋骨格系疾病（フランスのTMSとアメリカのSHARP筋骨格系障害プログラム）、胸膜中皮腫（フランスのPNMS）、労働関連感染症（イギリスのTHOR-SIDAW）、ナノマテリアル曝露関連WRDs（フランスのEpiNano）、農薬曝露関連WRDs（アメリカのSENSOR農薬とPISP）である。ニュージーランドのNODSは、化学物質と有機溶剤に関連したWRDsを監視するための2つの追加的専門家パネルー化学物質パネルと有機溶剤パネルーをもっている。

・特定疾病監視システムを維持するうえでの困難

興味深いことに、これらの特定疾病システムの多数はもはや機能していない。知る限り、これには、OWRAS（カナダ）、SABRE（オーストラリア）、ONAP2（フランス）、SHARP筋骨格系障害（アメリカ）とニュージーランドNODSの4つの専門家パネルーがん、化学物質、有機溶剤パネルのうち3つが含まれる。これらのシステムはパイロット段階を超えて維持することができなかったか、または数年間データを収集した後に機能を中止したかのいずれかであった。また、4つのTHORスキームがイギリスで特定の疾病のデータを収集したが、もはや機能していないこともわかった。（労働関連耳鼻咽喉科障害監視のための）THOR-EN、（労働関連筋骨格系障害のための）MOSS、（労働関連聴覚障害のための）OSSA、（労働関連ストレス・精神疾病のための）SOSMIである。しかし、これらのシステムがなぜ維持が困難であったかに関する具体的な情報はみつからなかった。これらのシステムの大部分がEU外部であることから、新たな/現出しつつある労働関連リスク・疾病に狙いを定めたEUの戦略・方針、EU諸国において国レベルでこれらのシステ

ムの開始・維持を促進する戦略、及びこれは欧州外部の諸国には当てはまらないかもしれない。例えば、(ナノマテリアル曝露に関連したWRDs監視のための) EpiNanoは、フランスの保健労働省がナノマテリアル曝露の人間の健康に対する影響の可能性を警告された後に開始され、2013年にInVSにこのプログラムのプロトコル設計とそのパイロット段階開始の任務を与えたものだった。

・労働関連メンタルヘルス問題の不十分なカバーレッジ

ナノマテリアル曝露に加えて、労働におけるストレスも、主要な現出しつつあるリスクのひとつで労働衛生における予防目標であると考えられている。しかし、明確に労働関連精神疾病を監視することに狙いを定めた機能しているシステムを確認することはできなかった。前述したイギリスのSOSMI (THORスキームのひとつ) は10年間、コンサルタント精神科医から職業性ストレスと精神疾病に関するデータを収集した。しかし、このシステムは2009年以降機能しておらず、労働関連精神疾病に関するデータは現在、OPRAへの労働医の報告及びTHOR-GPへの一般臨床医の報告によって収集されている。OPRAに報告された事例の約40%、THOR-GPに報告されたものの39%が精神疾病の事例である。こうしたデータは、労働関連疾病におけるストレスや精神疾病の重要性の増大と、それらが主要な現出しつつあるリスクであることを示している。しかし、労働関連精神疾病の監視はいまなお不十分であり、明らかに改善の必要がある。おそらくこれは、ナノマテリアルの場合におけるように、加盟諸国におけるより具体的な国の方針によって促進される可能性がある。明確に労働関連精神疾病に焦点をおいた監視システムの開発、または、新たな/現出しつつあるWRDsのための既存の監視システムに精神疾病監視を含めることが必要である。

8.3 曝露データと健康影響監視を結びつける

・様々なレベルで曝露と健康影響監視の統合を

通じた新たなリスクを評価する

多くの現出しつつあるリスクー例えばナノマテリアルや内分泌かく乱物質ーは、すべてのレベルにおける特別の注意を正当化している。それらの物質への曝露及びそれらが引き起こすかもしれないWRDsについてはわずかなことしか知られていない。フランスのEpiNanoプログラムによって示されるように、曝露と健康影響監視に対する統合的な調査が、それらのリスクを評価するための有望なアプローチであるかもしれない。本報告書で記述したように、この監視システムは、いくつかの異なるレベルで、ナノマテリアル曝露によって引き起こされる労働関連健康問題に対処している。EpiNanoプロジェクトの最初の部分は、曝露の確認・評価に焦点をおき、ナノマテリアルを製造・取り扱う企業・労働者の曝露登録の開発と詳細な定量的曝露評価を含んでいる。続く諸段階では、曝露によって引き起こされる健康への悪影響により多くの注意が払われる。それらの影響は前向きコホート研究を通じて監視され、興味深い少数のナノマテリアルの健康影響の監視に限定される。この段階では、曝露のさらなる定量的評価も実施されるだろう。また、すべてのタイプのナノマテリアルの曝露状況を記録し、可能性のある健康影響の仮説を生成することを目的に、横断調査が繰り返し実施される。ナノマテリアルがそれと関わって働く人々の健康に以下に影響を及ぼしているかに関するよりよい理解を得ることに加えて、これは適切な予防措置の実施はもちろん、健康への悪影響のタイムリーな確認をできるようにもするだろう。ナノマテリアルの取扱・使用の急速な増大の結果、このアプローチは欧州全体に勧告される。

・既存のWRDsのための監視システムにおける曝露評価を強化する

しかし、EpiNanoの最初の段階はユニークなことに曝露に焦点をおいているが、本レビューで確認された他の監視システムでは当てはまらない。したがって、EpiNanoで示されたナノマテリアルに対するこの特別のアプローチは、曝露よりもWRDsに

主要な焦点をおいた監視システムのなかでは実施するのが困難かもしれない。セクション2で議論したように、新たな/現出しつつあるリスク・WRDs監視に対するアプローチは、一般的に疾病の有病率、曝露の程度、労働関連疾病の原因割合等に基づいている。WRDsに対するそうした異なるアプローチにかかわらず、新たな/現出しつつあるリスク・WRDsを発見するために、曝露の評価がすべてのタイプの労働関連監視システムにおいて重要なステップのひとつである。これは、曝露と疑われる新たな/現出しつつあるWRDsとの間の原因-結果関係を理解するために必須である。さらに、徹底的な曝露評価は、新たな/現出しつつあるWRD事例の適切な労働関連性評価のために必要な証拠を提供する。

本レビューで確認されたシステムは、曝露評価に対して2つのアプローチをもっていた。最初の事例では、曝露は報告者（主として医師）によって記述され、通常は健康上の訴えと関連していると考えた（諸）曝露を列挙し、曝露期間も報告することもある。これは、主としてデータ収集・統計目的に設計された補償と関連しないシステム（グループ2）及び労働者・非労働者に狙いを定めた公衆衛生監視（グループ4）における共通の慣行である。他方、全事象監視システム（グループ3）及びいくつかの補償に基づいたシステム（グループ1）は、報告された各事例の労働関連性を判定する場合に考慮に入れられる、より詳しい追加的曝露評価を提供する。例えば、ニュージーランドのNODSでは、詳細な調査、曝露評価やデータ収集のために、学際的チームが職場介入を実施する。同様に、アメリカの健康ハザード評価（HHE）プログラムでは、曝露に関するものを含め、必要な情報すべてが学際的チームにより行われる職場評価を通じて収集される。このアプローチは、異なる種類の曝露と健康影響の間の関連性をよりよく理解するとともに、新たな/現出しつつあるWRDs報告の質を改善するために、勧告される。

- ・新たな/現出しつつあるリスク・WRDsのタイムリーな発見のための「低閾値」アプローチ

疑われる新たな/現出しつつあるWRDsの労働関連性の評価における高レベルの専門家の関与は、報告に対する「低閾値」アプローチも促進する可能性がある。この事例はHHEプログラムで示され、そこでは、職場監督・予防対策を開始するためには、最低3人の労働者によって提出された健康上の訴えに関する申請で十分である。同様のアプローチはフランスのRNV3Pにも存在しており、はっきりとした診断なしに、労働関連であることが疑われる不明瞭の症状の存在を報告することができる。労働によって引き起こされた可能性のある不明瞭な健康上の訴えを報告すること許す、報告の閾値を下げることは、新たな/現出しつつある労働関連疾病のタイムリーな発見のチャンスを増大させる。しかし、適切な専門家による評価なしには、この種の報告は特異性を欠き、多数の「誤った警報」を生む結果になってしまう可能性がある。したがって、「低閾値」アプローチと労働関連性の専門家による評価の組み合わせが、新たな/現出しつつあるWRDsの早期発見のための有効な手法であり得るだろう。

8.4 情報交換と予防とのよりよい結びつき

一般的に本レビューで確認された諸システムの弱点のひとつは、それらの不十分な予防対策との結びつきである。収集されたデータは主として、事例報告、国際会議・シンポジウム等など、保守的な手段を通じて広められるのに対して、収集されたデータを予防に活用するのは非常に困難である。しかし、主として事象監視システム（グループ3）及びデータ収集・統計目的に設計された補償と関連のないシステム（グループ2）でもいくつか、いくつかの良い事例も存在している。

フランスのRNV3Pは、予防対策を開始するのに活用できる、国レベルにおける情報の普及・共有の良い事例である。シグナルの発見を踏まえて、このシステムはいくつかのレベルの警報を提供する。(1) RNV3Pネットワーク内の臨床医に対する内部的警報、(2) RNV3Pパートナーに対する情報、及びネットワーク外部の同様の事例の検索、(3) 必要な対策をとるためのANSESを通じた関係当局に

対する幅広い普及。また、疑われる新たな/現出しつつあるWRDsの事例はすべて、多面的機能をもつ変数でコード付けされたうえで、対応するウェブベースの情報システム（データベース）のなかに収集される。このコード付けは、定期的な系統的データマイニングを可能にする。さらに、RNV3Pデータベースは新たな/現出しつつあるWRDsに関する研究のために活用され、一定の条件のもとで他の研究者もこのデータベースへのアクセスが認められる。

ワシントン州のSHARP喘息プログラム、イタリアのOCCAMやフランスのEpiNanoプロジェクトなどのいくつかのシステムは、ハイリスクな経済部門や産業を確認するために収集したデータを活用している。SHARP喘息プログラムは、様々な職業・部門についてPI[予防インデックス]を計算して、今後の優先的予防措置や勧告を提供している。PIは、事象の訴えと事象のカウントによる全産業の順位付けと、2つのランクの平均によって構築される($PI = (\text{事象順位} + \text{カウント順位}) / 2$)。これはまた、十分なOSH注意を払われないことの多い小さな産業の確認もできるようにする。例えば、それは自動車事故修理産業における労働関連喘息の高い発症率の発見につながった。その後、SHARPの研究者らは業界団体と協力して、吸気・経皮曝露によるジイソシアン酸エステルの高い吸入を確認した。これは様々な手袋に関する研究につながった。労災補償請求が監視し続けられ、様々な管理措置が実施された。同様に、イタリアのOCCAMシステムでは、イタリアがん登録を通じて確認された労働関連がんの可能性のある「症例」と「対照」が電子的人口ファイルを通じて取り出される「症例」と「対象」を確認したうえで、ジェンダーと経済部門に関連する特定のタイプのがんについてRRを計算するために統計的分析が実施される。このやり方で、多数の既知の職業がんリスクが特定の産業部門と関連付けられた（新たな疾病-曝露関連性）。EpiNanoは、ナノマテリアルを製造または取り扱う企業を確認し、ナノマテリアルに曝露している可能性のある労働者をフォローするという、相対的に狭いアプローチを用いている。これらのシステムで示されているよう

に、新たな/現出しつつあるWRDsの高いリスクのある職業・経済部門の把握は、目標を絞った、タイムリーな予防措置の開発・実施につながる可能性がある。

予防との直接の結びつきの別の事例は、アメリカのSENSORIに示されており、積極的な対応と介入がこのコンセプトの核心である。前述したとおり、3つのタイプの行動が、確認された事例報告に続く可能性がある。第1に、保健当局が確認された疾病の罹患者に接触して、健康を改善または病気の進展を遅らせるための介入を提供する。第2の行動は、共通の職場曝露を受けていることから、同様の職業性障害を発症するリスクにさらされていることの多い同僚労働者を対象とする。これには、職場における予防措置の実施と同様の健康上の訴えについての同僚労働者のスクリーニングの双方が含まれる。最後に、個別事例報告への対応として、職場における特定の原因に向けた介入を監視センターが調整及び/または実施する。このような場合には、そのような職場対策を指示するためのもっとも適切な仕組みを判定するために地方当局が考慮・活用される。しかし、そうした行動は1980年台に記述されたが、とりわけ唯一残った機能しているスキームがSENSOR農業プログラムであることから、現在のSENSORの状況には該当しないかもしれない。願わくば、本プロジェクトの次の段階での関係者へのインタビューやSENSORのより詳しい調査が、このシステムの現在の組織に対する一層の洞察を得られるようにすることを期待する。

2つの事象監視システム—SIGNAALとOccWatch—は、いくつかのレベルで国際的情報交換を提供している。労働関連性の評価を開始するにあたって、これらのシステムは、異なる国（SIGNAALではベルギーとオランダ、OccWatchではModernet諸国）から新たな/現出しつつあるリスクに関する専門家を集める。専門家らは、自国で確認された同様の事例を共有し合い、また、報告された事例の労働関連性に関する議論と最終決定に参加するよう求められる。この情報交換はオンライン・プラットフォームで行われ、それは収集されたデータのさらなる普及のためにも活用される。こうしたことは、新

たな/現出しつつあるWRDsのEU規模での監視につながる可能性のある国際協力の有望な事例である。

システムによって収集されたデータと予防対策のよりよい結びつきは以下を通じて構築することができる。

- ・ 予防対策を開始するためにさらに活用することのできる、国のネットワーク内における情報の普及・共有
- ・ SMEs及びジェンダー包括性に留意した、ハイリスクな経済部門・産業の確認
- ・ 同僚労働者及び特定の職場原因に狙いを定めた措置を含め、タイムリーな職場介入措置の実施
- ・ 新たな/現出しつつあるWRDs監視のための国際協力及びEU規模ネットワークの強化

8.5 プロジェクト全体における本レビューの役割

- ・ 文献におけるWRDs監視システムに関する入手可能な条は限定的かつ時代遅れである

OSHの監視システムに関する情報収集における主な障害は、科学的・グレー文献におけるこうしたデータの限られた入手可能性である。さらに、本プロジェクトの対象におけるある専門家によるシステムの記述の質的クロスチェックは、科学的・グレー双方の文献におけるWRDs監視システムに関する時代遅れであるという結論につながった。例えば、文献に記述されたいくつかのシステムは、数年前にデータ収集をやめていた。また、いくつかのシステム（例えばGASTとOccWatch）はまだ科学的文献に記述されておらず、当該システムに関わる関係者とのパーソナルコミュニケーションがそれらシステムに関する情報を入手する唯一の手段である。

- ・ フォローアップ作業における選択したシステムの詳細な記述

本レビューのフォローアップ作業は、専門家によるインタビューやシステム開発者との間の双方向の議論を通じて、6つのシステムのセレクション-SUVA

(スイス)、THOR(イギリス)、MALPROF(イタリア)、RNV3P(フランス)、SIGNAAL(ベルギー・オランダ)、SENSOR(アメリカ)に関するより詳しい情報を提供することだろう。これらは、新たな/現出しつつあるWRDsの発見・予防にとって重要なひとつまたは複数の側面(データ収集、データの評価、情報の普及、予防との結びつき、等)において、グッドプラクティスである監視システムの例として選ばれた。これら6つのシステムは、異なる諸国、また本プロジェクトの一部として開発された類型範疇のすべてから選ばれた。本報告書で記述された文献レビューは、新たな/現出しつつあるWRDsの発見に使うことのできる既存のWRDs監視システム及び監視・警報システムの一般的概観、主要な特徴と類型化を提供することを目的としたが、本プロジェクトの次のステップは、これらのシステムが現実にはいかに使われているか(例えば、リスクの確認、曝露している集団、部門や職業、予防、監視、調査研究の優先順位設定)、それらの実施と維持に対する推進力と障害、及び、新たな/現出しつつあるWRDsの監視・予防のための諸措置を改善する勧告を形成するための証拠に基づいた予防の設計のために収集されたデータがどのように使われているかに関するさらなる情報を得ることができるようになるべきである。

[1.~4.(ただし、2.1~2.4は省略)は2018年7月号、5.~7.は8月号参照のこと。

以下は省略

- 9 付録A-調査プロトコル
- 10 付録B-確認された監視システムの長いリスト
- 11 付録C-システム・コード表
- 12 参考文献
- 13 略語一覧

次号以降で、本報告書後に開催されたワークショップ及び最終報告書の内容も紹介する予定である。]

※<https://osha.europa.eu/en/tools-and-publications/publications/methodologies-identify-work-related-diseases-review-sentinel-and/view>



ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き



アスベスト産業が世界規模のスパイ活動

Follow The Money, the Netherlands, 2018.5.16

彼は両手をかたく組み、深くため息をついた。

元テレビ製作者ロブ・ムーア(51歳)は、ロンドンの高等裁判所の被告席に着いていた。2017年1月31日火曜日のことであり、彼はその日、2012年から2016年末にあけての自らの活動について釈明するためにそこにいた。

彼はその仕事を思いがけなくやったわけではなかった。証言陳述書のなかでムーアは、スパイ活動に資金を出した顧客はカザフスタンの裕福な実業家であると示した。クスト [Kusto] グループという名前もあげられた。この多国籍企業はスパイ活動への関与を強く否定したものの、イギリス人弁護士ハーミンダーベインズと国際的反アスベスト運動IBASIは、ムーアとクスト・グループを結びつける文書もっている。

クスト・グループは決して小さなプレーヤーではない。このコングロマリットは、建設部門や石油・ガス産業の諸企業を含んでおり、塗料貿易における国際的プレーヤーでもある。クストはロシア、カザフスタンやベトナムに支店をもっている。複数のイギリスメディアによれば、創設者のエルキン・タチシェフ(42歳)はいまや12億ドルの年間売上高をあげている。

タチシェフが身を起こしたのは1990年代後半のことだった。ソビエト連邦の崩壊後、タチシェフは経営難に陥っていたDzetigharaにあるアスベスト鉱山といくつかの附属企業を買って、コスタナイ・ミネラルズを開始し、2014年まで同社を率いた。この鉱山はいまも存続していて、Yerbol Nurkhozhayevに率いられ、USGSの最新データによれば、毎年土壌から20万トンを超すアスベストを抽出している。

作戦の名称: プロジェクト・スプリング

2015年にNurkhozhayevは、通信社インテルファクスのインタビューの中で、将来の見通しをはっきりと示した。「われわれのゴールはアスベスト産業におけるチャンピオンになることである」。コスタナイ・ミネラルズは大量のアスベストをベトナム、タイ、中国やインドネシアに輸出しており、これが毎年何百万ドルもの利益をあげている。儲かる貿易であるが、それに対する抵抗も大きくなりつつある。アスベストを禁止する国が増え、国際的に運動している活動家たちは、まだ禁止していない国に圧力を加えている。タチシェフとそのパートナーたちはまだ彼らの貿易をあきらめようとはしていない。

スパイ活動

タイやベトナムの反アスベスト・ロビイストや労働組合リーダーらが2012年アスベスト禁止を強く要求しているという知らせをタチシェフが受け取ったとき、彼の右腕であるダニエル・クニンはイギリス・アメリカの調査会社K2インテリジェンスに電話した。依頼は、そうした反アスベスト活動家たちが何を狙っているかをみつけだせないかということだった。

まさにK2にはそれができる。同社は、反アスベスト運動を内部からスパイするために、一人の潜入者を使うことにした。活動家たちからセンシティブな情報を集めて、彼らの戦略を理解することによって、アスベストの世界的禁止に向けた計画を阻止しなければならない。クニンからの電話は、反対者の陣営内における洗練された諜報キャンペーンの始まりだった。メインターゲットは、アメリカ人の環境活動家ローリー・カザンアレンによって1999年に創設されたアスベスト禁止国際書記局 (IBAS) だった。

スパイになった仏教徒

K2インテリジェンスは、イタリア人リクルーター、マッテオ・ピガッツィを通じて、元テレビ製作者ロブ・ムーアに接触した。ムーアは2006年までBBCのために、主として舞台裏で、どつきりカメラのような番組を制作した。BBCが関心を失ったときに、ムーアは放送局における仕事を失った。彼は深いうつ状態に陥り、結婚生活は崩壊した。収入が少ないため、両親と一緒に住まざるを得なかった。ムーアはついに庭師として働くようになり、暇なときには仏教を学ぶようになった。

しかし、K2インテリジェンスがムーアに対して年約10万ポンドの契約料プラス3万ポンドの経費を提示したとき、仏教の精神的原則のうち残っていたものはほとんどなかった。このイギリス人は潜入者として働くことにした。作戦の名称はプロジェクト・スプリングだった。

2012年以降ムーアは最低20の報告書を書いた

ムーアの最初のターゲットは、国際的反アスベスト運動の創設者であるローリー・カザンアレンだっ

た。2012年の夏、ムーアは彼女の事務所に足を踏み入れて、初めての面会で彼女の信頼をかちとった。アスベスト曝露の危険性についてのドキュメンタリーを製作していると彼が主張したからだけでなく、妹のシャーロット・ムーアがBBCで番組編成の主導権を握っていると彼が報告したからでもあった。カザンアレンは、彼のドキュメンタリー製作のために1万ポンドの支援さえ約束した。

20の諜報活動報告書

このやり方でムーアは、きわめて影響力のある反アスベストロビーの心臓部に打ち込んだのである。カザンとの最初の会合の後、ムーアは、彼女の友人、活動家、保健専門家、人権弁護士やジャーナリストと接触するために、スパイ企業の費用で世界中を旅行した。彼らはその瞬間からムーアと愛と悲しみを共有した。

このイギリス人を疑った者はいなかった。ムーアは、反アスベスト・ロビイストたちの様々な会議に目立って存在していた。アスベスト産業の反対者たちが知らなかったことは、ムーアが関係のある、プライバシーセンシティブな情報をすべてKSインテリジェンスに報告していたことである。この会社は次にそのデータの要約を、カザフスタンのアスベスト生産者に報告した。

2012年以降、ムーアは、活動家、科学者、弁護士やジャーナリストに関するあらゆる種類の情報を含め、確実に20の報告書をまとめた。彼はひそかに会話に加わり、アスベストの危険性に関する物語を出版するジャーナリストの企てを知った。ムーアはまた、活動家たちから目を離さないように、ベトナムやタイに旅行した。会話のなかで彼は、責任をもって作られれば白アスベストは「安全」かもしれないアスベスト産業のキャンペーンでも強調されること-を主張した。

アスベストロビーはいまなお強力なプレーヤー

世界全体がいまや発がん物質アスベストにうんざりしているかと思っているとしたら、間違いである。2018年でもアスベスト産業は、とりわけ東南アジアでは、いまなお強力なプレーヤーである。アスベスト

生産量は安定していて、年200万トン前後である。2018年にロシアは世界最大のアスベスト生産国で、年間生産量は194万トン（世界合計生産量の51.5%）である。この産業は、ウラヂミール・プーチン大統領という忠実な味方を持ち、また、ロシアの労働組合は経済的利益を健康リスクよりも重要と考えている。

プーチンの支持は、タイとベトナムでアスベスト禁止を阻止するのに、重要なアドバンテージをアスベスト産業に与えた。ロシアはこれら諸国を経済制裁で脅しているのである。

この有害な鉱物の世界第2位の生産国は中国である。この国は年40万トン（25.6%）のアスベストを生産している。第3位と第4位は、30万トン（15.5%）のブラジルと24万トン（12.4%）のカザフスタンである。

中国では、アスベスト建材の需要は生産を上回ってきた。このことが同国を世界最大のアスベスト消費国にし、ロシア、インド、ブラジル、インドネシアがそれに続く。消費者が思いとどまらないようにするために、この産業は「アスベスト」という言葉をできるだけ避け、建材の包装では「自然鉱物繊維」などの言葉を使っている。

この産業は国際クリソタイル協会と力を合わせて、ヨーロッパの外の建設会社に対して、そのウェブサイト、リーフレット、ビラやチラシを通じてキャンペーンしている。メッセージは、いわゆる白アスベスト（クリソタイル）の使用は健康リスクをもたらさないということである。

また、アジアのアスベスト産業は、悪いニュースを中和させるウェブサイト「No Chrysotile Ban」をもっている。例えば、アスベストに曝露して裁判所から120万ドルのほしょうをうけたアメリカの肺患者に関するメッセージがあるが、その記事はいわくありげに、この男性は毎日2箱のタバコを吸っていたと付け加えている。また、「107,000人の中皮腫患者の嘘」というタイトルの記事もある。このような記事の要点は、アスベストの危険性は本当に悪いことばかりではないということである。

インド・ドキュメンタリーはないほうがよい

ベルギー人のドキュメンタリー製作者Maarten

SchmidtとDaniel Lamboもムーアと知り合いになった。2013年にカザンアレンが仲間のフィルム製作者としてこのイギリス人を紹介したとき、彼らはインドにおけるアスベスト汚染についてのドキュメンタリーに取り組んでいた。彼女は3人の協力を提案し、ベルギー人はそのアイデアに賛成した。

暴露

2016年終わり近くに、ロブ・ムーアは潜入者として暴かれた。K2インテリジェンスから次の仕事を引き受けたときに、彼は自ら破たんを引き起こしたのである。このときはムーアはナイジェリアで、シェル石油の抽出のための疑わしい開発免許に反対を扇動していた活動家や弁護士をスパイしなければならなかった。2016年の秋の終わりにムーアはロンドンの環境団体グローバル・ウイットネスと接触した。その責任者は、多くのアスベスト被害者を支援してきた、ロンドンの弁護士事務所Leigh Dayの弁護士ハーミンダー・ベインズの協力を、以前ムーアが求めていることを思い出した。

「恐怖に襲われた」

ベインズは、「2016年10月に私は、グローバル・ウイットネスと連絡のある同僚から電話をもらった」と話す。彼は、ムーアはアスベスト産業のスパイだと言った。私は心臓が飛び出るほど驚き、恐怖に襲われた。ムーアとは4回会ったことがある。その間に、彼は私の何を知ったか？なぜ私がターゲットになったのか？

国際反アスベスト運動はそれでスパイのことを知った。カザンアレンは知らされてすぐにベルギーのフィルム製作者Schmidtに警告の電話をした。「ローリー・カザンは私に、自分とアメリカからオーストラリア、ヨーロッパからアジアまで、世界中の多くの友人たちが、ムーアに信じられないほどひどい目にあわされたと感じていると話した」とSchmidtは言う。ローリー・カザンアレンはイギリスとオーストラリアのメディアに対して、ムーアはプロジェクト・スプリングによって生命を脅かしたと語っている。

汚いゲーム

仲間のフィルム製作者Daniel Lambaは、インドでアスベスト被害者の代理人を務めているインド系イギリス人弁護士Tublu Krishendu Mukherjeeから知らされた。Lambaは本紙に対して、「Tubluは私に、アスベスト産業のためにスパイをしているか直接ムーアに聞いたと言った。ムーアはそれを認めた。私たち二人とも不安にさせられた。私たちは実際に彼の汚いゲームの一部だった」と語った。Maarten Schmidtは、「ロブが暴かれた後、昨年11月に私たちは彼に連絡を取った。彼は話し合いをもつよう仕向けようとしたが、私たちはその話し合いをフィルムに収めたいと言ったら引き下がった」と言う。

2017年にベインズは、ムーアとイギリス-アメリカの調査会社K2インテリジェンスを相手どった裁判を開始した。カザンアレンと同じように彼女は、ムーアの潜入活動によって損害を被ったと主張する。この民事手続は進行中である。判決を見込んで、世論を逆転させようとするために、ムーアはすでにBBCとニューヨークタイムズと接触している。

ニューヨークタイムズの「あるスパイの物語」という記事(2018年4月)のなかでムーアは、反アスベストロビーの心臓部に潜入はしたものの、二重生活をはじめたと言い張っている。「私がK2に渡した情報は価値がないも同然だった」とムーアは言う。「結局は反アスベスト運動のためにそれをしたのだが、暴かれるのが早すぎたため、アスベスト産業のためにスパイをしたような誤った印象を与えてしまった」。

まったくナンセンス

ローリー・カザンアレン、ハーミンダー・ベインズ、Maarten SchmidtとDaniel Lambaはムーアの説明をまったくナンセンスと評している。ベインズは、「彼の話はまったく信じられない。進行中の裁判で、ムーアが反アスベスト運動のためではなくまさにアスベスト産業のために働いていたことを示す、何千もの文書が提出されている」。Maarten Schmidtは、「近くで彼を見てきたが、私たちと仕事をしている間に、アスベスト産業の表と裏の調査に熱狂しているという印象は与えなかった」と語っている。

今後、弁護士によってもたらされた数千の文書によって、2012年から2016年にムーアが実際にアスベスト産業のために働いていたかどうか、また、その潜入努力、盗聴行為や妨害活動に対して50万ポンド近い現金を費やしたのかどうか、という疑問にロンドンの高等裁判所は答えなければならないだろう。あるいは、ムーア自身が主張するように、反アスベストロビーを支援するためにすべての事実を公表することを最終的には望む二重スパイだったのだが、愚かに運悪く暴かれるのが早すぎたのか？

ムーアだけが召喚されているのではない。現在調査会社K2インテリジェンスのディレクター、イタリア人リクルーターのマッテオ・ピガッツィもまた法廷で自らを正当化しなければならない。ベインズは、「裁判官が彼らが有罪であると納得すれば、ムーアとピガッツィは私やローリー・カザンアレンの反アスベスト運動に補償を支払わなければならない。この高さはまだ決定されていない」と言う。

弁護士であるハーミンダー・ベインズは、裁判官が被告に対して完全な情報開示を提供するよう強く希望している。「彼らがどんな情報を集め、その情報で何をしたのか、それが彼らにどのような利益をもたらしたのか、知りたい」。彼女は、審理は来年、2019年まではじまらないだろうと考えている。

このスパイ・スキャンダルにおけるその役割に関するニュースをアスベスト生産者が歓迎していないことは、この問題に関する出版を阻止するための彼らの強硬な試みから明らかである。クスト・グループの弁護士たちは、オーストラリアのニュースサイトNew MathildaからジャーナリストMichael Gainesによる記事を削除させようと大きな圧力を加えた。クスト・グループは、それに関する別の記事が書かれないことを要求したが、GillardとNew Mathildaは従うことを拒否している。

※原文：<https://www.ftm.nl/artikelen/asbest-spion?share=1>

オランダの弁護士Yvonne Watermanがアジア・アスベスト禁止ネットワークのメーリングリストに提供してくれた英語訳文から訳出したもの。



クボタ内外の被害550人超

兵庫●クボタショック13年集会・写真展

6月24日、尼崎中小企業センターで開催された「クボタショック」から13年 アスベスト被害の救済と根絶をめざす「尼崎集会」には新聞報道で約300人、実際に少なくとも250人を超える人たちが集まった。今回は集会前、6月20～22日に尼崎市役所1階ロビーで、被害の実態と被害者の闘いを振り返る写真展も行われた。

集会はいつものとおり亡くなられた被害者に対する黙とうではじまったが、昨年とその前年の2年続けて集会に出席して話をされた元尼崎市議の塩見幸治さんも、胸膜中皮腫のため昨年12月に66歳で亡くなられている。2015年に胸膜中皮腫との診断を受けて以降、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会のヒアリングや環境省担当職員の尼崎訪問時、さらには尼崎市等に対しても、しっかりとモノを申す尼崎に在住する尼崎クボタの被害者を代表する存在だった。バトンが引き継がれていくことを、塩見さんも望んでいるだろう。

これまでにクボタに提出した周辺住民の被害者は集会の時点で339人（前年から14人増）。クボタの旧神崎工場で労災認定されている労働者が185人（中皮腫76人、肺がん59人など、別掲の数字は「クボタ（全社）」のものである）。クボタのなかで働いていた下請け労働者（構内下請けの労災法

定外補償決定14人が確認されている）さらに、アスベストの運搬や機械の据え付け修理等で工場へ出入りしていた日通等の労働者、クボタのアスベストを直近で吸いながら働いていたヤンマーや神崎製紙（現王子製紙）等の被害者を加えると、被害は550人をはるかに超えていることは間違いない。

今年の集会でも、闘病中の3人の患者さんが話をされた。

昨年8月に胸膜中皮腫と診断された現在東京在住の馬島忠久さん（73歳）は、小中学生の9年間を旧神崎工場前にあった旧郵政職員の官舎「角田寮」で過ごした。同寮居住者として6人目の被害者である。「無邪気に遊

年齢	死亡者総数	男性	女性
～39	6	5	1
40～49	25	17	8
50～54	26	16	10
55～59	44	25	19
60～64	49	26	23
65～69	57	32	25
70～	113	50	63
合計	320	171	149

クボタ（全社）における労働者被害（括弧内は中皮腫患者数、2016.12.31現在）

年度	死亡者数	年度	死亡者数	年度	死亡者数	年度	死亡者数	年齢	死亡	療養中	合計
1976	1 (0)	1991	8 (5)	2001	7 (4)	2011	6 (0)	～44	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1978	1 (0)	1992	6 (4)	2002	6 (5)	2012	6 (2)	45～49	5 (2)	0 (0)	5 (2)
1979	1 (0)	1993	4 (2)	2003	9 (5)	2013	6 (2)	50～54	10 (6)	0 (0)	10 (6)
1982	2 (0)	1994	4 (4)	2004	14 (5)	2014	2 (1)	55～59	20 (14)	1 (0)	21 (14)
1985	2 (1)	1995	4 (3)	2005	11 (4)	2015	7 (2)	60～64	27 (14)	0 (0)	27 (14)
1986	1 (1)	1996	4 (3)	2006	10 (4)	2016	7 (2)	65～69	38 (21)	2 (1)	40 (22)
1987	3 (2)	1997	1 (0)	2007	11 (3)	2017	5 (3)	70～74	32 (11)	1 (1)	33 (12)
1988	2 (2)	1998	8 (2)	2008	9 (3)	合計	193 (82)	75～79	39 (8)	9 (1)	48 (9)
1989	2 (0)	1999	6 (3)	2009	2 (0)			80～	22 (6)	12 (0)	34 (6)
1990	2 (1)	2000	5 (2)	2010	8 (2)			合計	193 (82)	25 (3)	218 (85)

各地の便り

クボタ旧神崎工場における住民被害(救済金書類提出者、2018.6.15現在)

年	総数	男性(括弧内は年齢)	女性(括弧内は年齢)
1978	1	1(28)	
1980	1	1(41)	
1986	1	1(27)	
1987	1		1(26)
1988	1	1(61)	
1989	3	2(33, 41)	1(41)
1990	1	1(37)	
1991	1		1(59)
1992	2	1(73)	1(42)
1993	3	1(58)	2(65, 73)
1994	1		1(68)
1995	7	1(46)	6(49, 54, 58, 66, 70, 72)
1996	5	2(70, 80)	3(63, 63, 69)
1997	8	7(40, 45, 46, 56, 66, 71, 72)	1(80)
1998	4	3(47, 50, 56)	1(51)
1999	6	3(42, 44, 45)	3(56, 60, 67)
2000	8	2(47, 58)	6(43, 51, 71, 73, 83, 87)
2001	9	3(53, 54, 67)	6(41, 52, 64, 64, 69, 76)
2002	9	4(39, 69, 72, 73)	5(56, 73, 77, 80, 88)
2003	6	4(51, 53, 71, 80)	2(55, 59)
2004	21	13(53, 54, 57, 59, 60, 62, 63, 63, 68, 70, 71, 76, 80)	8(48, 53, 60, 69, [71], 73, 77, 81)
2005	16	12(45, 48, 49, 53, 55, 55, 60, 63, 68, 72, 74, 75)	4(57, 66, 77, 78)
2006	22	12(49, 53, 54, 56, 57, 63, 66, 70, 73, 74, 77, 83)	10(58, 63, 66, 67, 67, 73, 74, 75, 78, 92)
2007	18	8(49, 57, 60, 66, 69, 74, 75, 87)	10(53, 54, 59, 62, 65, 70, 74, 74, 77, 86)
2008	24	11(50, 50, 55, 58, 62, 64, 65, 67, 79, 81, 87)	13(56, 59, 60, 60, 61, 64, 64, 72, 73, [74], 78, 80, 82)
2009	14	10(58, 59, 60, 67, 68, 73, 74, 77, [82], 92)	4(50, 57, 59, 60)
2010	23	11(58, 63, 68, 68, <69>, 70, 71, 71, 71, 72, 84)	12(52, 55, 57, 57, 58, 60, 61, 69, 70, 72, 78, 89)
2011	13	5(55, 59, 64, 65, 68)	8(65, 70, 76, 82, 83, 85, 85, 86)
2012	17	8(60, 62, 63, 64, 66, 73, 78, 80)	9(52, 62, [67], 68, 71, 72, [78], 80, 87)
2013	18	12(53, 54, 54, 57, 58, 58, 59, 64, 65, 65, 65, 73)	6(56, 62, 68, 76, 77, 82)
2014	14	8(54, 61, 62, 62, 66, 67, 68, 72)	6(46, 57, 69, 69, 71, 86)
2015	18	9(66, 66, 68, 68, 69, 74, 77, [78], 79)	9(62, 62, 69, 70, 74, 77, 80, 81, 93)
2016	16	8(55, 59, 59, 63, 63, 69, 79, 81)	8(47, 63, 63, 65, 67, 67, 68, [95])
2017	6	5(47, 59, 61)	1(70)
2018	2	1(69)	1(64)
死亡計	320	171	149
療養中	19	8(53, 61, 65, [69], 72, 73, 74, 84)	11(60, 62, 67, 68, [69], 69, 73, 74, 79, 82, [87])
合計	339	179	160

[]は肺がん、< >は石綿肺、それ以外は中皮腫 下線は未払い22人(支払い決定317人、うち現在療養中17人)
 防災認定(時効救済含む)6名は総数より除外、前頁中段に年齢別内訳表を掲載



んでいたあの頃にアスベストを吸っていた。何も悪いことをしていないのに、なぜ病気になるなければいけないのか」と訴えた。

山下勝康さん(65歳)は、幼稚園から小学校卒業までクボタ周辺に住んでいた。「懐かしい思い出の背後にこのような事態を招いた原因が潜んでいたとは思

アスベスト被害根絶尼崎宣言 2018

2005年6月29日、クボタは79名に及ぶ自社・関連企業アスベスト被害の死亡労働者数を明らかにした。そして翌30日、今は亡き前田恵子さん、土井雅子さん、早川義一さんが、周辺住民被害者として名乗りを上げた。

それから13年目を迎える集会である。クボタへの救済金請求者は339名に達している。クボタ旧神崎工場周辺に居住し、また勤務していた人々にとって、本当に重苦しい日々が続いている。

一方で、このクボタショックによって、隠されていた日本のアスベスト被害の実態が、一気に明らかになっていった。全国にアスベスト被害の存在を知らしめ、関西中心から、関東のさいたま市にまで石綿検診実施自治体も拡がった。14年目を迎えた患者と家族の会の支部も北海道から福岡、南九州にまで22に拡がり、患者・家族・遺族の心のよりどころとしてのみならず、厚生労働省や環境省にとっても無視できない存在となった。

石綿健康被害救済法の見直しは残念ながら、先日の集団省庁交渉まで成果の得られないままである。環境省の役人が、尼崎の患者・家族・遺族を訪ね、介護・通院費等の実態調査を進めることはあったが、その成果を、私たちの固い結束によって、確実な制度改善につなげていくことが問われている。適用される制度のちがひによって、疾病の範囲から補償内容まで被害者間に大きな格差を生じている現実を許すことはできない。

神奈川での被害報告を発火点に、全国公営住宅の吹き付けアスベスト問題が報道された。建物解体の事前調査は本当に信頼できるのか。石綿除去工事完了後の取りのこし点検は確かか、解体される建物の危険性について周辺住民との情報共有はされているのか。何の公的資格もない解体業者がスレートの外壁をバリバリ壊しても罪に問われないという現実を、何としても阻止しなければならない。これからの石綿被害を予防するために、建物内やその解体時の石綿飛散防止対策の徹底した強化は、私たちに課された大きな仕事だ。

私たち本日の集会参加者一同は、国と企業によるアスベスト問題の幕引きを決して許さない。すべてのアスベスト被害の救済と、アスベスト被害の完全な根絶に向けて、アジア、そして世界のなかまとともに、全力をあげて活動が続けていくことを宣言する。

2018年6月23日

“クボタ・ショック”から13年 アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会 参加者一同

もよらず、悔しい」。2012年に息苦しさが出てから2018年に胸膜中皮腫の確定診断が出るまでに時間がかかった。救済給付は2013年の分から支給されているが、「手術の可否、抗がん剤治療等、ある意味で究極の選択を医師から迫られる」など闘病のつらさと、あえて楽観していることと自分に言い聞かせていると話した。

浅堀猛さん(53歳)は生まれてから5歳までしか尼崎に住んでいなかったが、他に思い当たる原因もなく、クボタも認めた。2008年に胸膜中皮腫と診断されてからの10年は必死の自分との闘い、小学生だった2人の子供が成人するまではと思いながらの10

年だったと語った。仕事もしながら、負けたらあかん、必ず病気に勝ってみせると奮闘中。

ほかにも、関西建設アスベスト訴訟大阪原告団長の郡家滝雄さん(68歳)らの発言もあった。

例年どおり、市長あいさつ、尼崎市からの報告、「空をゆくツバメ」等の合唱、旭堂南陵師匠の講談のほか、浅堀さんの主治医でもある大阪国際がんセンター・東山聖彦院長、兵庫医科大学病院医療社会福祉部ソーシャルワーカー福神大樹さん、環境再生保全機構の介護等実態調査について古川和子さん、ジャーナリストの井部正之さんなどからも話があった。



染作業は二次下請としての仕事で、現場の放射線測定と管理は元請けが行い、Aさんの会社では線量記録などは保管されていなかった。

避難地域での被ばく労働も

Aさんは郡山市での除染作業の後、岩手県、山形県内などで解体工事を行い、2016年9月から12月まで、福島県川俣町で被災建物の解体工事(国直轄の復興事業)に従事した。当時、現場は避難指示区域内に所在し、作業には外部被ばく線量の記録と放射線管理手帳の交付が義務づけられていた。また、作業者に環境省から特別作業手当が1日あたり6,600円支給されていたが、Aさんには2,000円が手渡されただけだった。

思いがけず手当を支給されたAさんは、現場責任者に質問したが、その際、次のようなやりとりがあった。

「これは何のお金ですか?」

「危険手当だよ」

「危険な仕事をしているのですか?なにが危険なんですか?」

「いやなら国へ帰るしかないだよ」

Aさんは被ばく労働を続けることの危険を強く感じたが、会社を取り合ってくれないため、2017年11月、会社の寮を脱出し、支援者に助けを求め、その後、全統一労働組合に相談した。全統一は会社と監理団体に組合加入を通知し、除染作業に関して事実関係を明らかにすることを求め、団体交渉を申し入れた。

技能実習生が除染労働

岩手・福島●ベトナム人Aさんの事例から発覚

技能実習生が除染労働など被ばく労働に従事させられていた事実が明らかになり、大きな社会問題となっている。

Aさん(ベトナム人男性、24歳)は、2015年9月に技能実習生として来日し、岩手県盛岡市に本部のある監理団体から1か月間の講習を受けた後、10月から盛岡市の建設会社に麗用され、技能実習を開始した。

Aさんが最初に従事したのは、福島県郡山市の市街地の除染作業だった。来日前、ベトナムで雇用契約書を締結した際に

は、除染作業のことは聞かされておらずAさんの雇用契約書では、実習職種は「建設機械・解体・土木」とされ、除染作業であるとの記載はなかった。Aさんは、福島原子力発電所の事故のことは報道で知っていたが、自分が従事している作業が危険なものとの認識はなかった。会社からも、放射線の危険や被ばく労働の際の安全確保など、についての説明はなされなかった。

2015年10月から2016年3月までの半年間、Aさんは郡山市内での除染作業に従事した。除

2018年2月、郡山市で会社との団体交渉が行われた。団体交渉には会社代表が出席、一方、監理団体は直前になって出席をキャンセルした。

会社は、団体交渉の場で、「除染作業が危険なものとは認識していない」、「他の会社も技能実習生に行わせている」などと発言し、「問題はない」との態度に終始した。団体交渉では、会社が除染電離則に定められた特別教育を実施していなかったこと、外部被爆測定記録を保管しなかったこと、健康診断書を本人に渡さなかったこと、川俣町での固による直轄工事の際、作業員に支給される危険手当(6,600円)を2,000円しか支給しなかったこと、川俣町での工事の際に発行された放射線管理手帳を本人に渡さなかったことなどの法違反が明らかとなった。

緊急報告会を開催

2018年3月6日、日本経済新聞は事件を大きく報じた。同日、全統一、移住連(移住者と連帯する全国ネットワーク)などは法務省、厚労省、環境省、外国人技能実習機構など、技能実習制度を所轄する中央省庁との交渉で、事件について厳しく追及した。

さらに3月14日、全統一、移住連、外国人技能実習生権利ネットワークは衆議院議員会館で緊急報告会・記者会見を開催した。報告会には野党各党から国会議員が出席、記者会見には内外のマスコミも多数出席し、Aさんの証言はテレビや新聞各紙が

報じるようになった。

一方、緊急報告会の当日、法務省入国管理局入国在留課、厚労省海外人材育成担当人事官室、外国人技能実習機構は連名で「技能実習制度における除染等業務について」を公表、「除染業務等は、一般的に海外で行われる業務ではない」、「放射線被ばくへの対策が必要な環境は、技能習得のための実習に専念できる環境とは言い難い」として、技能実習の趣旨にはそぐわない、実習計画認定の際に除染業務等に従事させない旨の誓約書を提出させると通知した。3月16日には、政府が技能実習生の除染業務禁止を閣議決定した。

技能実習制度に対する、異例と思えるスピードでの政府の対応は、問題が国際化し、制度に対する海外からの批判が高まることを恐れたからであろう。日経の記事は、翌日にはベトナム国内で各紙が報道し、当然にも不安が高まっていた。ベトナム政府は大使館に情報収集を指示した。

さらなる発覚 実態解明を

事件には、ピンハネや特別教育を行わなかったことなど、数々

の法違反が含まれているが、たとえ法を順守したとしても、被ばく労働は許されるものではない。行政も認めざるをえなかったように、被ばく労働は先進技術の途上国への移転、国際貢献との建前から完全に逸脱しているからである。

Aさんの事件をきっかけに、郡山市の建設会社で働いていたベトナム人実習生3人が除染作業に従事させられていたことが明らかになり、さらに5月には、東京電力福島第一原発の敷地内で技能実習生6人が働いていた事実も発覚した。技能実習生の被ばく労働についての実態解明は、まだ十分とは言えない。

Aさんは今後、被ばくによる健康不安と向き合わなければならぬ。いったい誰が、この責任を負うのであろうか。除染作業は、今後も長期間にわたって必要な労働である。しかし、その作業は、適切な労働基準と十分な安全対策によってなされるべきであり、技能実習制度を悪用し、低賃金によって強制するようなことはあってはならない。



全統一労働組合 佐々木史朗
(Mネット No.198/2018.6)

技能実習生労基法違反70.8%

厚労省●重大・悪質な違反で送検3件

2018年6月20日厚生労働省発表
外国人技能実習生の実習実施

者に対する平成29年の監督指導、送検等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは70.8%～

厚生労働省は、このたび、全国の労働局や労働基準監督署が、平成29年に技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得し、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施者では、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しています。

こうした中、全国の労働局や労働基準監督署は、実習実施者に対し、監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

平成29年監督指導・送検の概要

■労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した5,966事業場（実習実施者）のうち4,226事業場（70.8%）。

■主な違反事項は、(1)労働時間（26.2%）、(2)使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（19.7%）、(3)割増賃金の支払（15.8%）の順に多かった。

■重大・悪質な労働基準関係法

令違反により送検したのは34件。

全国の労働局や労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、技能実習生の適正な労働

条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。



※<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212372.html>

石綿肺がん不支給を自庁取消 大阪●ブロック工、周囲で石綿吹き付け等

岡山出身の被災者は、1955年に大阪に出てきて、ブロック工として50年以上働いてきた。1975年頃までは大阪市内の建設会社で就労し、その後郷里に戻って5年ほど勤めた後に自営に転じている。1976年に肺がんを発症し、手術を経て現在も療養中であるが、療養補償給付の請求をしたものの不支給とされた。

現場作業の実態は

大阪にいた頃は、主に大阪市内の2社で就労しており、いずれも現在は存在しない。しかし、最後に石綿に曝露したのは西成区の建設会社に在籍していたときであると主張したことにより、所轄は大阪南労働基準監督署となった。本人の主張は非常にわかりやすい。聴取書には、「大阪では、大阪市鶴見区の川野ブロックに勤めました。川野ブロックで

一緒に仕事をしていた『田中三郎』が独立して田中組を始めましたので、田中組にも雇われ、川野ブロックと田中組の仕事を行ったり来たり、1976年3月に岡山に戻るまでの20年間、ブロック積みの仕事をしていました。最後の方は、田中組の仕事ばかりでした」「川野ブロックや田中組では、地下鉄、万博、ボウリング場等の建設現場の仕事をしました。地下鉄は線路脇のブロックを積んでいました。ボウリング場では、仕切りやトイレのブロックを積んでいました。ボウリング場では、私がブロックを積んでいる横で、足場に乗って天井にアスベストを吹付けている職人がいました。当時は、アスベストとはわからず、綿みたいなもの吹き付けているなあと思っていました」などと詳細に当時の現場の状況が述べられている。

一方、岡山に戻ってからの作

業については「私の仕事内容は、大阪の頃と変わっていませんが、現場のまわりが違い、大阪のときのようにアスベストを使っていることはありませんでした」とだけ記されている。「現場のまわりが違い」ということはどういうことかと尋ねると、大阪時代は同じ場所で様々な作業が同時並行で施行されていたが、岡山では作業スケジュールどおり業者が順番に入場して作業をするため、ブロック積みをしている隣で吹き付け作業が行われるようなことはなかったらしい。本人の感覚では、「大阪時代の現場は、ほこりで目の前が見えなくなるくらい、汚い環境だった」が、岡山に戻ってきからはそれほどほこりにまみれていない、というのである。

しかし、フロアの間仕切りを施工する作業と、天井への吹き付けとどちらが先に行われるだろうか。先に吹き付けが施されている場合は、ブロック積み作業中に作業に邪魔な吹き付けを手でぬぐうことがあっただろうし、吹き付け後の現場にはアスベスト粉じんもまだ舞っているだろう。逆にブロック積み後に吹き付けが施される場合は、作業の修正や上階にある次の作業現場へ向かう途中に吹き付け中の現場を通ることもあるのではないだろうか。また、吹き付けだけではなく、建材の切断や壁、天井の施工をしている側を通ったり、近くで作業をしたりすることもあるのではないだろうか。

被災者が働いていた証拠

不支給にいたるまでの資料を

見ると、川野ブロック、田中組はすでになく、事業主も他界しているが、監督署は戸籍の附票から親族をたどり、それぞれの親族に聴取りを行ない、当時覚えていることの中から被災者に関する情報をなんとか引き出そうとしている。また、玉出の商店街に店を構えている卵屋の息子で「かわはら」という名前の同僚がいた、という被災者からの情報を元に、大阪市西成区界隈を捜査し、卵屋を突き止め、電話聴取もしている。7月末から9月の初めの暑い盛りに自らの足で該当地域を歩き、精力的に近所へ聞き込みを行ない、被災者が働いていた痕跡を探索したことがわかる。

この結果、被災者が提供する事業場の場所、事業主が最後に住んでいた住所、家族関係、同僚の実家等、すべて正確な情報であったが、それでも聴取先からは被災者に関する情報が一切出てこなかったため、「連絡をとるも、請求人を知るものはおらず、請求人の就労の事実を明確にすることはできなかった」ことにより、「原発性の肺がんの発症及び胸膜プラークの所見が認められるものの、客観的な石綿曝露作業の従事歴が認められないため、認定要件を満たさない」と判断され、不支給となった。

本件は審査請求まで行っており、審査官は岡山での就職先関係者に聴取をしている。そして、被災者が「1976年頃に入社し、約4～5年在籍していたのは間違いないと思う。その当時の作業内容は、鉄骨にアスベストかど

うか不明であるが、噴霧作業前か、吹付けられた建設現場で、ブロックの積み上げ作業に従事していた」との情報を得ている。つまり、客観的な石綿曝露作業に関する情報が入手できたのであるが、審査官は、「監督署職員の調査によっても、客観的な石綿曝露作業の従事歴の証言又は資料等が得られなかったものであり、請求人の申立以外に、石綿曝露作業を裏付けるものは認められない」と結論付け、請求は棄却された。

吹き付け施行の証拠を提出

相談を受けたのは再審査請求期限が過ぎた後であったため、取消処分を求めて訴訟を提起せざるを得なかったが、被災者は休業補償給付を請求してなかったため、遅ればせながら請求した。また、取消訴訟の中で、被災者が岡山時代に入場した作業現場を具体的に提示し、そこにアスベストの吹き付けが施されていることまで明らかにしたことを休業補償請求でも活用した。このとき活用した資料は神奈川県労働職業病センターの鈴木江郎さんが作成した全国の「吹き付け石綿除去工事計画届」一覧である。除去作業が行われる以上、吹き付けの施工があった事実を示すことになる。併せてその現場の施工図まで取り寄せて訴訟では証拠として提出した。

これらの資料は監督署でも入手できるものであり、原処分段階で、被災者がいう「岡山に戻ってからは石綿曝露なし」という申立

を字句どおり受け止めて調査を怠ったのは意外である。多くの被災者は石綿疾患に罹患した場合、あるひとつの現場での石綿曝露が原因ではないかと考える。それらの現場は、目の前が見えないくらいのほこりが舞い、腕や首の周りがチクチクする環境であり、五感で石綿曝露を認識

することができる。このような派手にほこりにまみれる現場以外は、被災者の意識から閉め出されてしまうだろう。大阪の監督署であれば、正確に被災者から現場情報を引き出し、最終粉じん事業場を見つけてもらいたいもの 

(関西労働者安全センター)

45.1%で違法な時間外労働

厚労省●長時間労働疑い事業場監督指導

2018年8月7日厚生労働省発表
長時間労働が疑われる事業場
に対する監督指導結果を
公表します

厚生労働省では、このたび、平成29年度に、長時間労働が疑われる25,676事業場に対して実施した、労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめましたので、公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった25,676事業場のうち、11,592事業場(45.1%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間

外・休日労働が認められた事業場は、8,592事業場(違法な時間外労働があったものの74.1%)でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【平成29年4月から平成30年3月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場：25,676事業場
このうち、18,061事業場(全体の70.3%)で労働基準関係法令違反あり。
- (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
 - ① 違法な時間外労働があったもの：11,592事業場(45.1%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：8,592事業場(74.1%)

うち、月100時間を超えるもの：5,960事業場(51.4%)

うち、月150時間を超えるもの：1,355事業場(11.7%)

うち、月200時間を超えるもの：264事業場(2.3%)

② 賃金不払残業があったもの：1,868事業場(7.3%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：1,102事業場(59.0%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：2,773事業場(10.8%)

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：20,986事業場(81.7%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：13,658事業場(65.1%)

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4,499事業場(17.5%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：1,878事業場(41.7%)

※脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が

強いとの医学的知見があるため。



※https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00800.html

新たな職業がんの認定等続く

韓国●スチュワーデスの白血病も

■事業場に休憩施設を設置する経済的効果は2兆6千億ウォン

産業安全保健研究院がカトリック医大のチョン教授チームに依頼した「事業場休憩施設の実態と改善法案研究」によれば、事業場の60%は休憩施設がなかったり、不足していた。

休憩施設が充分だと答えた事業場は35.4%に止まった。休憩施設がないか不足だと答えた事業場(64.6%)の場合、労働者は休息場所として作業場(41.4%)と外部の休息空間(13.6%)を利用し、自販機周辺(8.5%)や屋上(5.7%)、本人の車両(5.0%)を利用していた。

一部の事業場では、元請けか下請けかによって休憩施設に格差があると答えた。下請け業者の休憩室が小さい(53.3%)、施設がない(53.3%)、備品が少ない(26.7%)があげられた。休憩室がトイレ・焼却場のような、悪臭が出たり清潔でないところにある(6.7%)という応答もあった。

研究チームが全国の事業場に休憩施設を設置するのに必要な直接・間接費用を算出したところ、2兆2822億ウォンが必要と

された。ところが休憩施設の設置による便益は、費用の2.2倍高い4兆9410億ウォンと算出された。「休憩施設があれば、労働者の疲労感が3.4倍減少し、職務ストレスも1.5~2.1倍にまで減ると分析され」、「これによる欠勤率と業務上災害の経済的な損失を勘案すれば、純便益は2兆6587億ウォン」になるとした。

雇用労働部は研究結果を基に「事業場休憩施設の設置と運営に関するガイドライン」を作製する。労働者1人当りの休憩施設面積として最小6平方メートルを確保し、事業場の特性によって、労使が協議して自律的に決めるようにする予定だ。

2018.5.9 毎日労働ニュース

■ムン・ソンミョン君、源進労働者の労災死亡30周忌追悼組織委が発足

産業安全保健法は28年前に大々的な手術を経て、いまの姿になった。政府に労災予防の責務が付与され、産業災害予防基金が設置され、産業安全保健研究院が政府機関として作られた。労使同数の産業安全保健委員の構成や労災予防教育が義務

化されたのもこのときである。

1990年に産業安全保健法の全面改正がされたのは、1988年に水銀中毒で亡くなった15歳のムン・ソンミョン君と源進レーヨンの被災労働者の闘いがあったからだ。いまの労働安全保健制度は、それらの悲しい犠牲の上に作られた。

16日、フランチェスコ教育会館でムン・ソンミョン君と源進レーヨン労働者の労災死亡30周忌追悼組織委員会が発足式を開催し、90の労働・市民・社会団体が参加した。

追悼組織委は発足宣言文で「厳酷な労災死亡が繰り返されている現実を変えるために、汎社会的な追悼組織委を発足させ、共同事業を展開する」とした。

追悼組織委は、7月2日のムン・ソンミョン君30周忌の命日に合わせて、7月第1週に追悼文化祭を行い、中旬には労働安全保健運動をテーマに大討論会を行う。6月からは「労働者健康権バス」で全国を巡回し、健康に働く権利を広報する。30周忌に合わせて追悼の造形物も造る予定だ。

2018.5.17 毎日労働ニュース

■鎮海一巨済海底ガス管工事現場で砒素中毒、労働者2人に労災認定

鎮海一巨済主配管1工区の建設工事現場に投入され、1級発がん物質の砒素中毒になった2人の溶接労働者に産業災害が認められた。被災者と同期間に仕事をした溶接工と土木工が100人程いたことから、砒素中毒

が疑われる労働者もつといると推定される。産業安全保健研究院の疫学調査で、現場労働者と管理職の中に、体内の砒素ばく露濃度が正常値を上回る職員がいたことが確認された。

韓国ガス会社の発注で2013年に始まった鎮海-巨済支配管1工区の建設工事は、海底区間が7.8km、地下100mに達する国内最長・最高深度の工事で、元請けは現代建設だ。

SさんとKさんは現代建設の下請け業者の所属で、昨年9月10日から11月10日までLNGパイプを溶接して連結する作業をした。工期に間に合わせるために2か月間昼夜交代で仕事をした。仕事を始めて20日余りが過ぎた頃から、原因不明の頭痛と目まい、手足のしびれの症状が現われた。昨年11月16日に病院を訪れて検査した結果、尿から正常ばく露基準(220 $\mu\text{g}/\text{L}$)の3倍近い砒素が検出された。

砒素中毒に罹患した労働者もつと出てくる可能性がある。SさんとKさんと同じ期間に仕事をした溶接工は25人、土木工は80人余りだが、現場の労働者は日雇いの下請け労働者であったため、会社に積極的に問題を伝えていない可能性がある。

2018.5.17 毎日労働ニュース

■1級発ガン物質ラドンの恐怖に、労働者は「無防備」

原子力安全委員会が、健康に良いマイナス・イオンを出すとされるラドンが含まれた「テジン・ベッド」が、年間許容値の最大9

倍まで放射線を放出するという二次調査結果を発表した後、マットレス製造労働者の不安が大きくなっている。1級発ガン物質のラドンは、自然放射性物質という理由で、労働安全保健管理の対象から抜けている。

雇用労働部は「マットレス製造業者3か所を緊急点検した結果、現在はラドン検出の原因とされたモナザイトを取り扱っていないと確認された」とし、「原子力安全委がモナザイトの流通経路を確認し次第、関連業者にまで調査を拡大する」と明らかにした。「ラドン寝台」の波紋が広がって、労働部も対策を始めたことになる。

事業場でラドンにばく露するという警鐘は2013年から鳴らされていた。勤労福祉公団はその年の7月には、ラドンによる肺がんを業務上疾病の認定基準に含ませた。2015年には、ラドン肺がん死亡したソウル地下鉄労働者が産業災害と認められた。

労働部は今年3月に「化学物質と物理的因子のばく露基準」告示を改正し、ラドンのばく露基準を600ベクレル(Bq/m³)とした。

「ラドンの職業的ばく露基準と管理基準作製方案」の研究を依頼されたチェ・ウンヒ円光大教授(看護学)は、「産業安全保健法に放射線健康障害予防義務はあるが、細部基準を明示した規則は人工放射線だけに焦点を合わせ、ラドンのような自然放射性物質には安全管理基準がないのが実情」で、「呼吸保護具の着用とラドンばく露の低減対策

を盛り込んだ、ラドン安全保健指針を作らなければならない」と話した。

2018.5.23 毎日労働ニュース

■一日中立っている労働者「椅子に座ってはダメですか?」

雇用労働部が、最近のマスクミ報道等で提起された、デパートや免税店などで立って働く労働者の足部の疾患問題を解決するために、「販売職労働者健康保護対策」を施行する。

ソウル女性家族財団の研究によれば、流通業販売職の女性たちの半分以上(56.4%)が働いて病気に罹ったことがあり、一日中立って働いた場合に筋骨格系疾患(85.4%)や無知外反症などの足の疾患(80.7%)を病んでいた。治療法は仕事に時々休むことだけだ。しかし、彼女たちはちょっとの間休む椅子すら許されていない。「お客が嫌がる」ということだ。

労働部は販売職労働者の権利を保護し、社会の雰囲気と同時に変えるキャンペーンをすることにした。今月から労働部の47地方官署の主管で「椅子備置・座る権利探求・休憩施設設置」キャンペーンを行う。8月までの出退勤の時間帯に、全国40か所に設置された安全保健電光掲示板を利用して市民対象に啓蒙活動を行う。流通業者の管理者と懇談会を行って保護対策を議論し、「休憩施設の設置と運営ガイド」と「立って働く労働者の健康ガイド」を作って、すべてのデパート・免税店に普及させる。9月

1か月間はデパート・免税店に椅子を備え付け、休憩施設を設置し、労働者の健康保護の措置が正しく行われているか実態調査を行う。

2018.6.4 京郷新聞

■清掃労働者、トイレでご飯を食べなくても良いのですか？

休憩施設が狭かったりトイレを休憩施設として使うなど、キッチンと休めない労働者のために、雇用労働部が事業場休憩施設設置・運営ガイドラインを作って産業現場に配布し、労働者の保護措置が正しく履行されているかも点検する。環境美化員と建設労働者、デパート・免税店・マート販売職の労働者が休める空間が用意されているか、注目される。

現行法にも労働者の休憩施設に関する条項はあるが、具体的な設置基準がない。規模に関係なく必ず休憩施設を設置しなければならない高熱・寒冷・多湿作業場以外には、事業主が休憩施設を備えなくても強制できる条項がない。

労働部は明確な基準を作るために、ガイドラインを作った。休憩施設は作業空間と隣接したところになければならない。作業場がある建物内に設置するができない場合は、作業場から100メートル以内、歩いて3～5分以内で移動できる場所に設置する。空港・マート・ホテル・デパートは顧客の休憩施設と離れた場所に設置する。面積は最小6m²を確保し、快適な室内環境を維持するために冷暖房・換気施設を設

置し、適正な温度を維持しなければならない。ソファや背もたれのある椅子とテーブル、冷蔵庫・冷温風器・浄水器・飲料水・ティッシュなどの備品を具備しなければならない。休憩室の維持・保守は指定された担当者が担当する。休憩施設であることが分かるように表示し、休憩室を機材・資材や清掃道具の収納空間としない。休憩施設の設置・運営に関する事項は労使が協議して決める。ガイドラインが完成すれば、地方労働官署を通じて全事業場に配布する。

2018.6.5 毎日労働ニュース

■スチュワーデスはなぜ白血病に罹ったか

放射線がまた別の場所で第2のファン・ユミを作った。あこがれのユニフォームの客室乗務員だ。

大韓航空で働き、急性骨髄性白血病に罹った元客室乗務員のKさんが産業災害を申請した。2009年大韓航空に入社したKさんは乗務員として6年間、北極航路を飛んで宇宙放射線に被ばくし、夜間交代勤務などが発病に影響したと主張した。大韓航空の乗務員の血液がんによる労災申請は初めてだ。

原子力安全委員会の「航空乗務員安全管理指針」は具体的な指針を示している。①航空運送事業者は宇宙放射線にばく露した高度と緯度、経度での放射線量率と実際の飛行時間、被ばく放射線量の評価内容と結果などを乗務員に提供し、熟知させ

る。②航空運送事業者は宇宙放射線による被爆放射線量を乗務員に公示しなければならず、乗務員は個人の被ばく放射線量を確認しなければならない。

宇宙放射線にばく露した乗務員のがん発生率が正確にどれ位高まるかはまだ研究中だ。北ヨーロッパとアメリカなどで航空乗務員を調査し、一般人より乳がん、皮膚がん、前立腺がん、急性骨髄性白血病、脳腫瘍などの発病率が高いという研究結果が報告されたことがある。

韓国天文研究院のイ・ジェジン博士は「地上では普通、短い時間に高い放射線に被爆するが、航空乗務員は長時間に低い放射線に被爆する。宇宙放射線は地上で被ばくする放射線に比べて、非常に複雑な成分で構成されている。特に中性子が多く含まれ、他の放射線に比べて、中性子は粒子の一つが細胞に与える影響が大きい。乗務員の被ばく量は今までとは違う基準で見るべきではないか」と話した。

2018.6.11 ハンギョレ21

■死亡直前3か月の労働時間が減っても慢性過労による脳出血は業務上災害

ソウル高裁が、3年以上過労に苦しみ、死亡する直前の3か月間は受注量の減少で労働時間が突然減少した労働者の脳出血を、業務上災害と認定した。死亡（発病）直前3か月間の平均労働時間だけを見て過労死の可否を判断する雇用労働部の「脳血管疾病または心臓疾病

および筋骨格系疾病の業務上疾病認定の可否決定に必要な事項」(慢性過労認定基準)の意味を疑わせる判決だ。勤労福祉公団が控訴を断念して最終確定した。

裁判所は「Kさんの労働時間が死亡3か月前から減少し、労働部告示に定めた慢性過労に該当しなくても、3年間の超過勤務が脳心血関係疾患の危険要因として作用した」とし、「死亡直前の労働時間の減少は受注量の減少によるもので、業務上ストレスが一層加重されたと見られるという点を考慮すれば、業務上災害に該当する」とした。

ソウル高裁は「死亡当時の業務環境に急激な変化がなく、労働時間が減ったとしても、故人が2年7か月間、慢性的に厳しい超過勤務と休日のない連続勤務を続けてきた点に照らして、その間に累積した疲労が短期間に解消されにくかった」。「長い間の過労が故人の既存疾患である高血圧と狭心症の発病の重要な原因」と判断した。

クォン公認労務士は「労働部の告示も、慢性的な過労の判断基準を3か月単位の定量的な評価に拘泥することなく、不規則な形態で累積した過労も考慮できるように拡大する必要がある」と指摘した。

2018.6.14 毎日労働ニュース

■労働部、ポリウレタン・コーティング手袋の使用自制を勧告

雇用労働部が製造業と建設業などの事業場に、ポリウレタン・

コーティング手袋の使用を自制するように勧告文を送ったことが確認された。昨年6月、金属労組が発ガン物質のジメチルホルムアミド(DMF)が検出されたと告発し、1年目に出された措置だ。

労働部によれば、市中に流通しているポリウレタン・コーティング手袋、8社12種のDMF残留量を分析した結果、すべての製品で手袋一足当たり0.2~91mgのDMFが確認された。

国際癌研究機関(IARC)が2級発がん物質に指定したDMFは、ポリウレタン樹脂などを作る時に溶剤として使われる。皮膚を通じて吸収されると肝臓を痛める有害な生殖毒性物質である。

ポリウレタン・コーティング手袋は、製造業・建設業・運送業・造園業・環境美化業の労働者がよく使う保護具で、働いている間中ずっと着用しているケースが多い。労働部はDMF残留量は人体に影響がないレベルとしたが、蒸し暑い場所で作業をしたり液体類に接触する作業をする労働者は、水溶性のDMFが皮膚から吸収される可能性が高いため、使用を自制するなどの安全措置を取るように勧告した。

2018.6.22 毎日労働ニュース

■10月から被害に遭った感情労働者、一旦「業務中断」させる

10月から顧客の暴言や暴行で被害を受けた感情労働者に、事業主が休み時間を与えるなど適切な事後措置をしなければ、最高1000万ウォンの過怠金を払うことになる。

雇用労働部は感情労働者(顧客対応勤労者)の健康が脅かされるのを防ぐための具体的な保護措置として、産業安全保健法施行令と施行規則一部改正を立法予告した。3月に国会で「感情労働者保護法」と呼ばれる産業安全保健法の改正が成立したことに伴う措置だ。

今後、事業主は感情労働者が顧客から暴言を聞いたり暴行にあい、健康に問題が生ずる憂慮があれば、業務を一時的に中断したり転換できるように、措置を取らなければならない。業務に復帰する前には身体的・精神的な安静がとれるように十分な休み時間を与えなければならない。必要な場合、治療や相談を支援する義務もある。被害に遭った労働者が要請すれば、捜査機関に証拠資料を提出したり、告訴・告発・損害賠償請求などに必要な支援もする。事後措置義務に違反した場合は、回数によって過怠金が差等賦課される。1次違反に300万ウォン、2次違反は600万ウォン、3次違反は1000万ウォンだ。

施行規則には事業主の事前措置新しく入った。事業主は今後「暴言を禁止する」という文書を事業場に掲示したり、音声で案内しなければならない。顧客対応業務マニュアルを作って教育し、労働者に休憩空間を提供するなど、職務ストレスを減らす対策も準備しなければならない。改正は10月18日から全事業場で施行される。

2018.6.28 京郷新聞

(翻訳:中村猛)



全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.info/> <http://www.joshrc.org/~open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル4階
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5
TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内
TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階
E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp
TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000
- 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16
E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
- 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビィヤス梅垣ビル1F
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6
E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付
TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号
E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり
/ FAX (0858) 23-0155
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
E-mail info@tokushimajtuc-rengo.jp
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
〒793-0051 西条市安知生138-5
TEL (0897) 64-9395
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28
TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階)
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317
- 自治体 ● 自治労安全衛生対策室
E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432

